

# 1 地域の姿とこれからの地域のあり方

身近なまちづくりのあり方や取り組み手法を検討するまえに、急速な高齢化と人口減少の実態とその影響、それらを踏まえたこれからのまちづくりの基本的な考え方を確認したいと思います。

## (生産年齢人口の減少とサービス水準の維持)

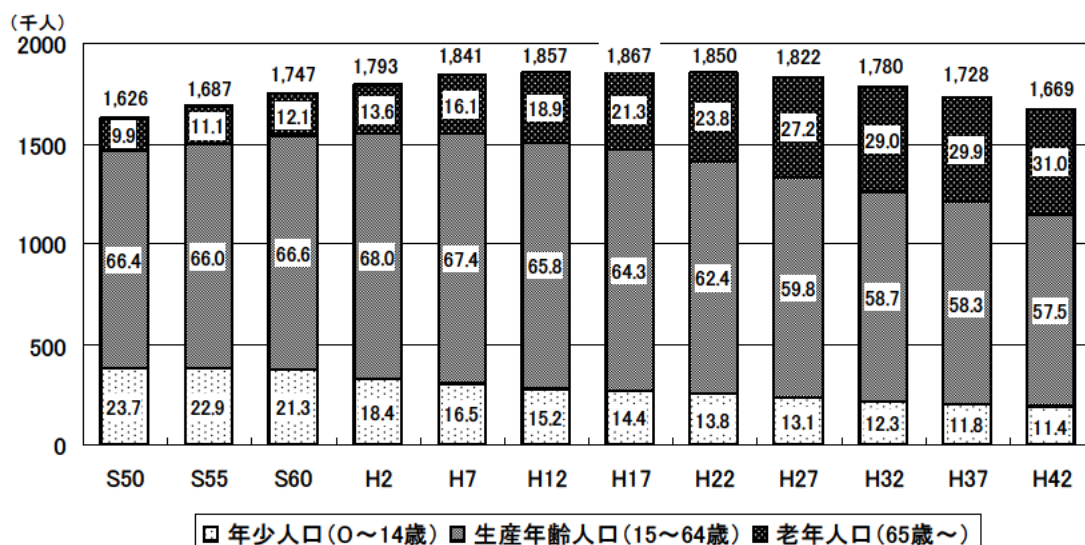
我が国の人口は、間もなく減少に転じ、現在（平成18年）から44年後の2050年には、約1億人に、94年後の2100年には約6400万人に減少すると見込まれています。（\*1）

現在、約187万人の三重県の人口も、間もなく減少に転じ、24年後の2030年には166万人に減少し、65才以上の高齢者人口割合は31%に達すると見込まれています。（\*2）

また、平成15年当時の69市町村別にみると、現在（平成18年）から24年後の2030年には5つの町村の高齢者割合が50%を越え、18市町村が40%代に達すると予測されており、高齢化の進展は深刻な状況にあります。（\*3）

- \*1 国立社会保障・人口問題研究所の平成14年1月の将来人口の中位推計値。
- \*2 現在人口は、平成17年度国勢調査速報値。将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別平成14年3月推計値。
- \*3 国立社会保障人口問題研究所の平成15年12月の市町村将来人口推計値

図表1 三重県の人口減少と高齢化の推移



また、生産年齢人口の総数と割合が減少し、生産年齢人口と高齢者人口の比率は、 3 : 1 (H17) から 2 : 1 (H37) となります。

税負担に支えられている行政サービス水準を現状と同じにするためには、  
①現役世代が支払う税金及び年金や保険等にかかる社会的負担を 1.5 倍に増やす。

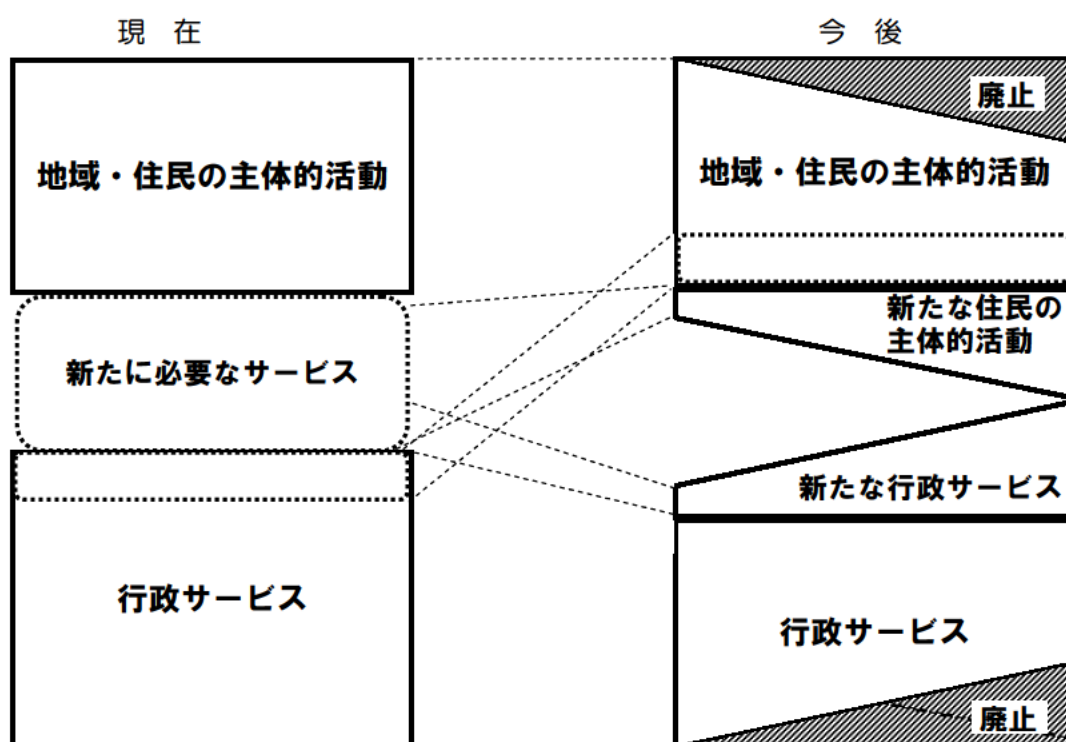
②サービス水準を 2 / 3 にさげる。

③現役世代の負担増を押さえつつ、行政のサービス水準が下がった部分を、住民・地域主体によるサービス提供でカバーする。

の3つのいずれかの途を選択せざるをえないことを意味しています。

そうしなければサービス水準は、相対的に低下せざるをえません。

図表2 行政サービスと地域・住民の主体的活動の方向



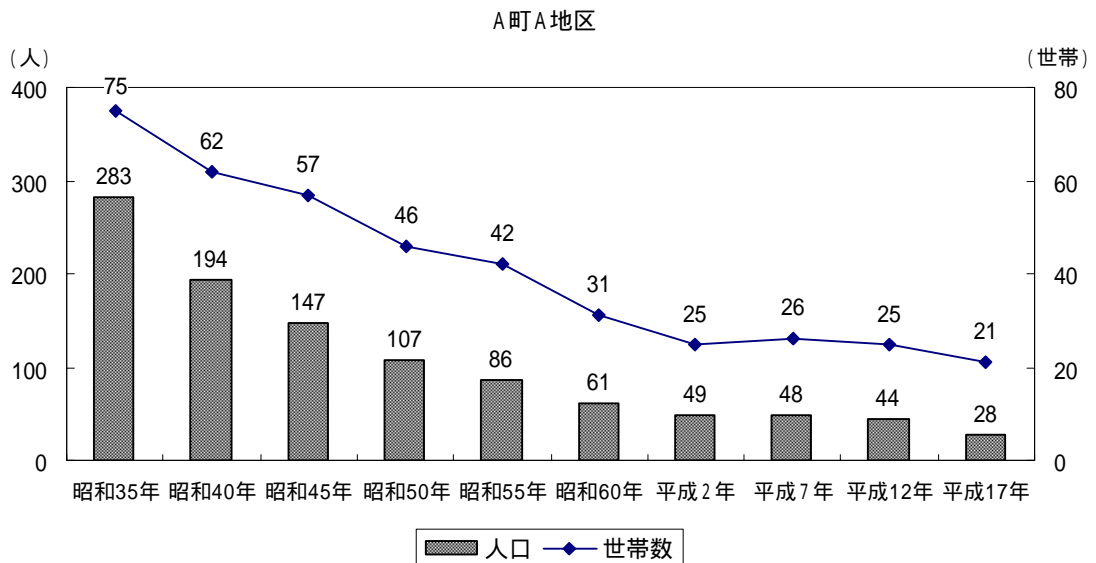
(身近な地域における深刻な人口減少)

この人口現象や高齢化の進展は、特定の自治会や小学校区などでは、さらに深刻な事態が発生します。

図表3は、県内のある町の地区(大字)単位の人口推移です。

昭和35年から平成17年の45年間に、A町全体の人口は23%減少していますが、A地区に限ると90%も減少しています。なお、A町では、他にも半数近くの地区で、人口が半減しています。

図表3 ある町のA地区の人口推移

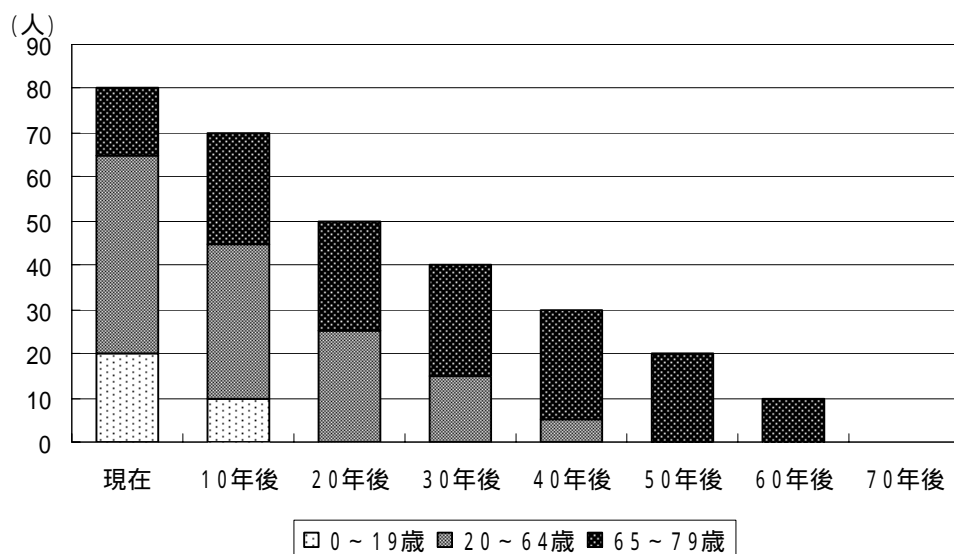


このような現実は何人事ではないことを示すため、0才～79才までの1才ごとに1人ずつが居住するモデル集落を想定し、人口変動の推移を示します。

モデル集落の想定

- ・0才～79才までの1才ごとに1人ずつが居住しています。
- ・現在、高齢者比率は18%、20才未満は25%。祖父母とお孫さんが楽しく語らう集落です。
- ・集落への転入者や出産はなく、20才になったら全員が進学、就職で流出します。
- ・健康なみなさんの平均寿命は90才です。

図表4 モデル集落の将来



この集落では30年後に人口は半減し、すべて40才以上となり、50年後には、人口は4分の1となり、すべて65才以上となります。また、70年後に人は全くいなくなります。

このような集落では、早晚、ゴミの集積場や分別収集、防犯灯の管理、地域の清掃、除草などの地域の維持活動は極めて困難となってきます。また、家庭でも、入浴やゴミ出し、蛍光灯の交換など、日常生活もままならない状況が生じてきます。

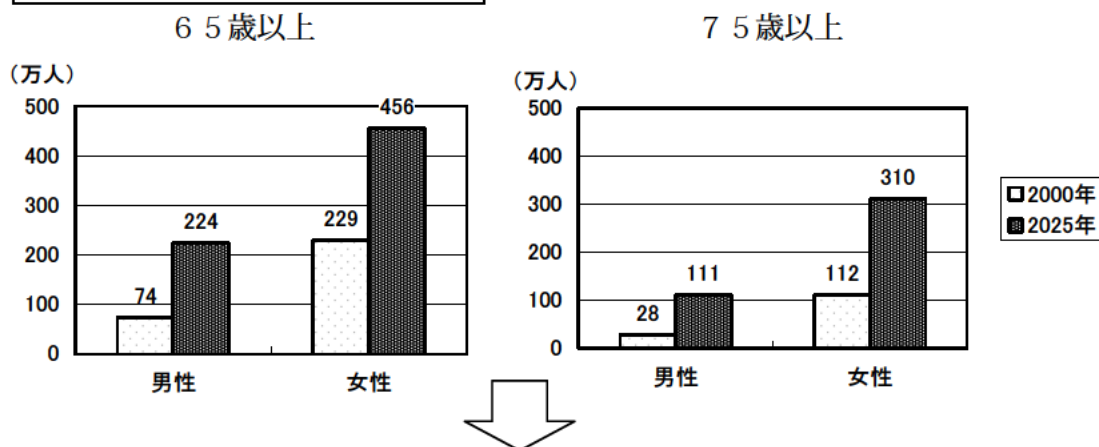
これは決して極端な想定ではありません。中山間地域、漁業地域などの過疎地域のみならず、新興住宅地や住宅団地などの自治会単位など、ごくありふれた集落で十分に起こりうる現実なのです。今、赤ちゃんから高齢者までが和やかに暮らす普通の集落であっても、今後の推移によっては、数十年後には集落の消滅を招きうるのです。

今、求人倍率も県民所得も高く、実感のわきにくい三重県の北中部であっても、個々の住宅団地やアパート、集落などでは、これに近い状況が生じることが想定されます。

### (高齢単身世帯と空き家の急増)

高齢化と核家族化が並行して進行していくため、高齢者世帯はやがて高齢者単身世帯となり、最終的には空き家の急激な増加ももたらすこととなります。

図表5 全国の高齢単身世帯の推移

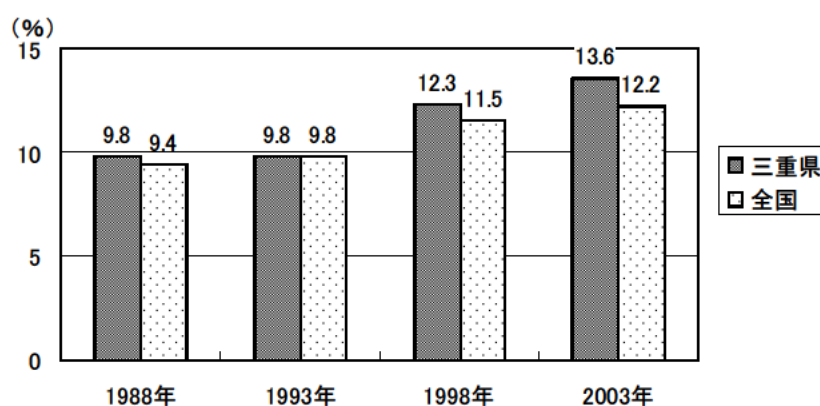


2000年を基準とした2025年の高齢単身世帯数

	65歳以上	75歳以上
男性	3.0倍	4.0倍
女性	2.0倍	2.8倍

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（平成15年10月推計）をもとに国土交通省国土計画局作成

図表6 三重県の空き家率



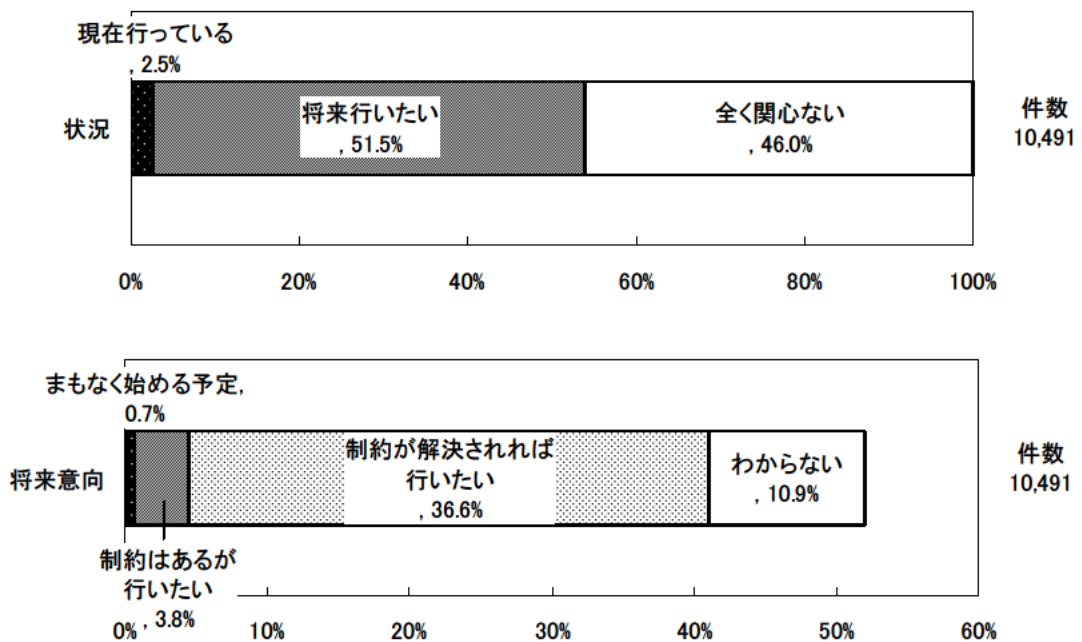
三重県の空き家率は、これまで増加傾向にあり、2003年（平成15年）には全住宅の13.6%となっています。農山漁村から都市部への移住、人口減少と高齢化が進展するなか、この傾向は確実に継続していくことが想定されます。

## (二地域居住の動き)

一方で、都市住民の間には二地域居住（都市と農山漁村）の動きが胎動しつつあります。

国土省が実施したアンケートによれば、都市住民の2.5%が既に二地域居住をしており、51.5%が将来行いたいとの結果となっています。さらに、将来行いたいとの回答者のうち、「まもなく始める予定」が0.7%、「制約はあるが行いたい」が3.8%、「制約が解決されれば行いたい」が36.6%、「制約が解決されれば行いたい」が36.6%、「わからない」が10.9%となっています。

図表7 二地域居住の現状と希望状況



資料：「平成16年度国土施策創造調査」二地域居住研究会

集落の崩壊、農林漁業の担い手育成、伝統行事の継承などの課題を抱える地域にとって、その解決の糸口として、都市住民の移住、二地域居住者の受け入れも今後の課題と考えられます。

(これからの地域のあり方)

このように高齢化と少子化、若者の都市部への流出の影響を受ける地域では、地域の人口・世帯の構造や、地域の姿は大きく変わらざるをえません。

また、生産年齢人口の減少により、行政で対応できることには、ますます縮小せざるを得ない状況です。

このようななか、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成するため、これまでの中央集権的なシステムを改め、分権型の社会システムに転換していくため、国と地方、県と市町村を上下主従から対等協力の関係にしていく地方分権改革が推進されつつあります。

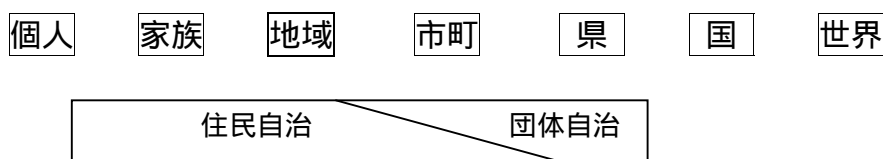
地方分権は、行政から行政への分権だけでは進みません。行政から住民への分権を進め、住民の主体的な取組が進展してこそ、真の分権型社会が形成されるのです。

地方自治は、地方公共団体が自治を行う団体自治と、住民の意思で地域の自治を行う住民自治の二つからなるといわれてきましたが、残念ながら地方自治は行政が行う団体自治が中心という見方が日本では一般的にとらえかたでした。

これからは、住民自治と団体自治の適切なバランスをとりながら、住民と行政がともに地域のあり方を考え、役割を分担しあう関係とならざるをえない状況となっています。

この分権型社会づくりの基本となる考え方が、「家族や地域で可能なことは家庭や地域に任せ、それが不可能であったり、非効率であることを、市町や県、国が行う」という補完性の原理の考え方であり、今後の地域のあり方を考えるうえで、基本となるものです。

図表 8 補完性の原理のイメージ



個人自治：自分でできることは自分です。

家族自治：自分だけでできないことを家族で助け合って解決する。

地域自治：個人や家庭で解決できないような地域の課題を地域住民が解決する。

団体自治：個人や家庭、地域では解決できないような事項について行政が対応する。

## 2 身近なまちづくりの背景と位置付け

### (1) 今なぜ、身近なまちづくりなのか

戦後の日本では、公共的な活動は行政(官)が担うという認識が一般的で、地域の課題解決を行政が中心になって取り組み、住民は行政に要望・依存するという傾向がありました。

その一方で、地域の清掃、情報伝達、ゴミの分別、自主防災などの身近な共同作業は、当たり前のように地域住民が担ってきました。

しかし、少子高齢化の進展、地域との関わり意識の変化等により、当たり前のように行われてきた地域住民活動の維持が困難になり、セーフティネットとしての地域のつながりも弱まりを見せています。

さらに、住民のまちづくりへの当事者意識は総じて弱く、行政への依存体質も根強いことも現実です。

そのうえ、地方財政状況の悪化により、県や市町も、これまで以上に限られた財源を有効に活用し、健全で効果的な財政運営に取り組むことを余儀なくされています。

住民と行政の側がかかえるこのような状況のなか、身近なまちづくりのあり方が、今、問われているのです。

### (2) まちづくりについて

まちづくりには、いろいろな意味があります。

道路、公共施設などのハード整備をいうこともあり、地域の特色を生かした産業振興、観光地づくり、地域福祉の向上に関する地域の取組をさすこともあります。また、市町の行政全般の事務事業や計画づくりを意味することもあります。これらのいずれも、まちづくりとして語られており、より良い地域社会づくりを目指している点で、それぞれに理由のあることです。

地域社会が抱える課題としては、多くの地域に共通する地域の安全、防災、高齢化、生活環境改善、青少年の育成の課題のほか、一部の地域で商店街の活性化、伝統行事の継承、外国人との共生など、その種類、深刻さは様々です。

この報告書で、わたしたちが、念頭においているまちづくりは、特定のテーマや課題についてのまちづくりではなく、解決すべき一定区域の地域の課題を住民全体で共有し、その解決に向けて協議し、対策をまとめ、実践する一連の取組全体をまとめた住民自治のまちづくりです。



## これからのまちづくり

「\* 帝塚山大学 中川幾郎教授による」

安全安心のまちづくり（犯罪、災害に強くなる）

弱者にとっても機能的なまちづくり（生活空間の使用価値の向上）

心つながるまちづくり（地域のコミュニケーションの活性化）

ルールが意識されるまちづくり（空間や施設などの協働ルールの形成）

特色、誇りのあるまちづくり（地域アイデンティティの形成）

住民自治のまちづくり（住民による空間やルールの自主管理）

### (3) 身近なまちづくりとは

わたしたちは、検討に入る前に、よりよい地域社会を実現するには、住民自治の担い手である住民自身が、行政依存体質から脱却し、住民主体のこれまでの活動を維持、向上させていくことが求められていることを確認しました。

そのためには、身近な自治会、小学校区、中学校区といった区域を舞台に、より安全に、安心して心豊かに暮らしていけるよう、住民ができることから始めることが、重要と考えました。

私たちが目指しているのは、住民自治、地域内分権や地域民主主義の実現ともいえるのですが、住民のみなさんに語りかけていくため、誰もがイメージしやすい「身近なまちづくり」を次のように位置付け、住民や市町の主体的な取組をサポートする立場から身近なまちづくりを検討することとしました。

#### 身近なまちづくり

市町よりも小さい身近な地域（小中学校区等）において、住民、自治会等の多様な地縁団体、NPO、企業、市町など、多様な主体によって地域課題の解決に向けて決定し実行する仕組みづくりやその諸活動

身近なまちづくりの範囲としては、自治会の区域、小学校区、中学校区などを想定していますが、一律にどの範囲と決めるものではないと考えています。

小学校区は、多くの場合、子どもからお年寄りまで歩いて普通に行動できる範囲であり、面識社会が形成できる範囲であることから、身近なまちづくりの大きな舞台といえます。

一方、中山間地域や漁業地域などでは、伝統的な祭りや年中行事が伝承され、入会地などの共同作業が定着しており、自治会等のやや狭い区域が身近なまちづくりの舞台となることもあります。

さらには、河川の流域圏、歴史街道の沿道沿い、合併前の町村など、多様な区域が身近なまちづくりの舞台となります。

このように、活動分野や課題に応じて身近なまちづくりの舞台が異なることから、その範囲を明確には決めず、自治会の区域、小学校区、中学校区などとしています。

いずれの区域であっても、身近なまちづくりは日常生活の場であり、住民

にとって大部分の時間を全人格的にかかわることになることから、一つの取組が親睦活動や、地域文化の振興や、健康づくりや、人材育成や、環境保護や、防犯活動でもあつたりします。

総合行政は、複数の縦割り行政の相乗効果を高める意味の総合性ですが、住民にとっての身近なまちづくりは、ほとんどの生活時間、あらゆる分野、過去 現在 未来、に関係する本来的に総合性の高い取組であるため、当然その効果は多面的なものとなります。

図表 9 三重県の自治会、小中学校の数と平均人口

	自治会	小学校	中学校
団体・学校数	5,678 団体 <sup>*1</sup>	426 校 <sup>*2</sup>	176 校 <sup>*2</sup>
1 団体あたりの人口 (県人口 <sup>*3</sup> / 団体数)	327 人	4,387 人	10,618 人

\*1 平成 13 年度 総務省地縁団体調査

\*2 平成 17 年 4 月現在の市町村立小中学校数

\*3 \*1, \*2 のデータをとった年度の 10 月 1 日現在の県内推定人口数。

## コラム コミュニティについて

日本においては、1969年に国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会の「コミュニティ 生活の場における人間性の回復」報告書で「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団をコミュニティ」と定義され、これ以降、県・市町村ではコミュニティ施設整備などの取組が進展してきました。

ここでいうコミュニティは、一般に「地域社会」「近隣社会」といわれますが、提唱者のマッキンバーは、「共同社会感情がみられる一定地域のなかの共同生活」と位置付けており、この定義のなかの地域性や共同意識だけを強調して用いられることが多いのが現実です。

当時、伝統的で閉鎖的な日本的な地域共同体は良くないという考え方から、その影響の色濃く残る自治会と「コミュニティ」は異なるという考え方が支配的でした。

このため、多くの自治体では自治会活動そのものと「コミュニティ」を区別し、学校区などにおいて実現すべき共同意識の強い理想的な地域社会という意味で「コミュニティ」を用いることとなり、このような観点からコミュニティセンターを整備し、縦割り行政の学校区単位の活動をコミュニティ行政と称して推進するケースが多かったようです。

このため、自治会をコミュニティ（「市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」）と呼ぶにふさわしいものにしようとする動きは少なかったといわれています。このことが、今日の身近なまちづくりに漂う停滞感の一因といえるかもしれません。

また、近年、コミュニティは、地域コミュニティに限ったものではなく、ネット上のコミュニティとか、趣味嗜好をともにする趣味のコミュニティとかの用例も多くなっています。

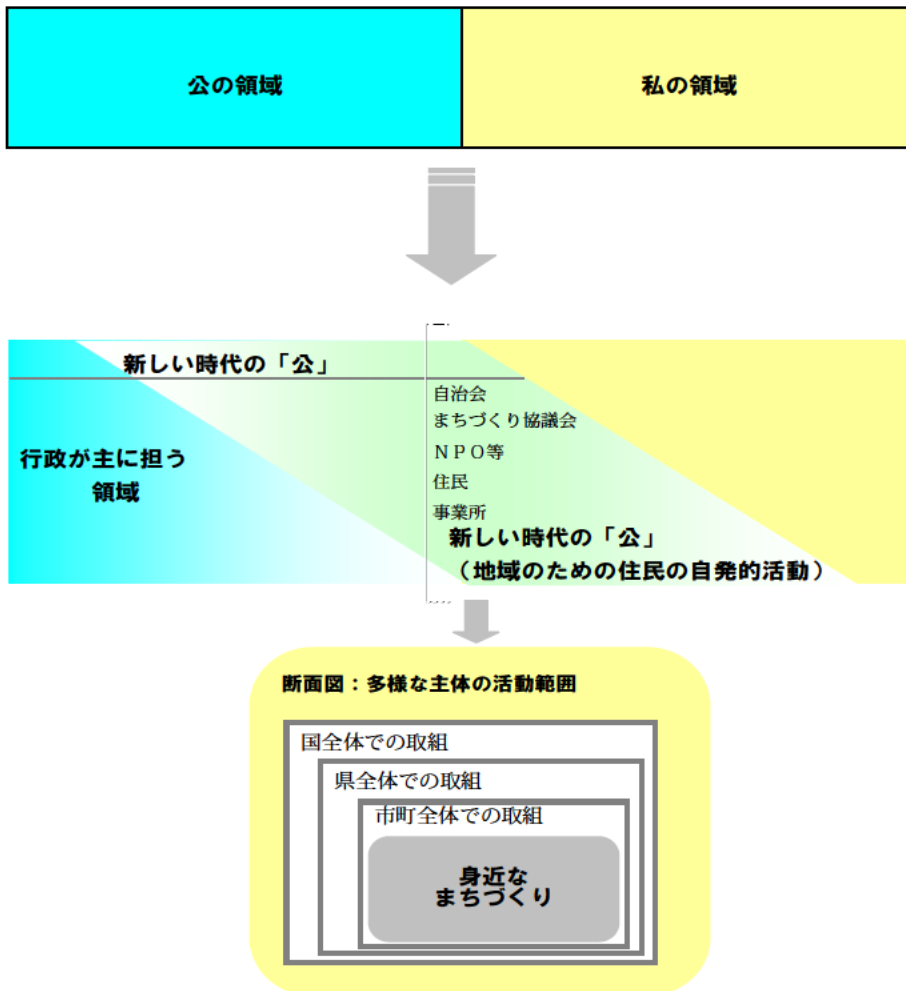
「コミュニティ」が理想的な地域社会像なのか、小学校区等の現実の区域割りなのか、縦割り行政の住民組織やその連携のことなのか、趣味の集団なのか、その意味が捉えにくいいため、本書では、コミュニティの言葉は、その使用を必要最小限度にしています。

## コラム 新しい時代の「公」について

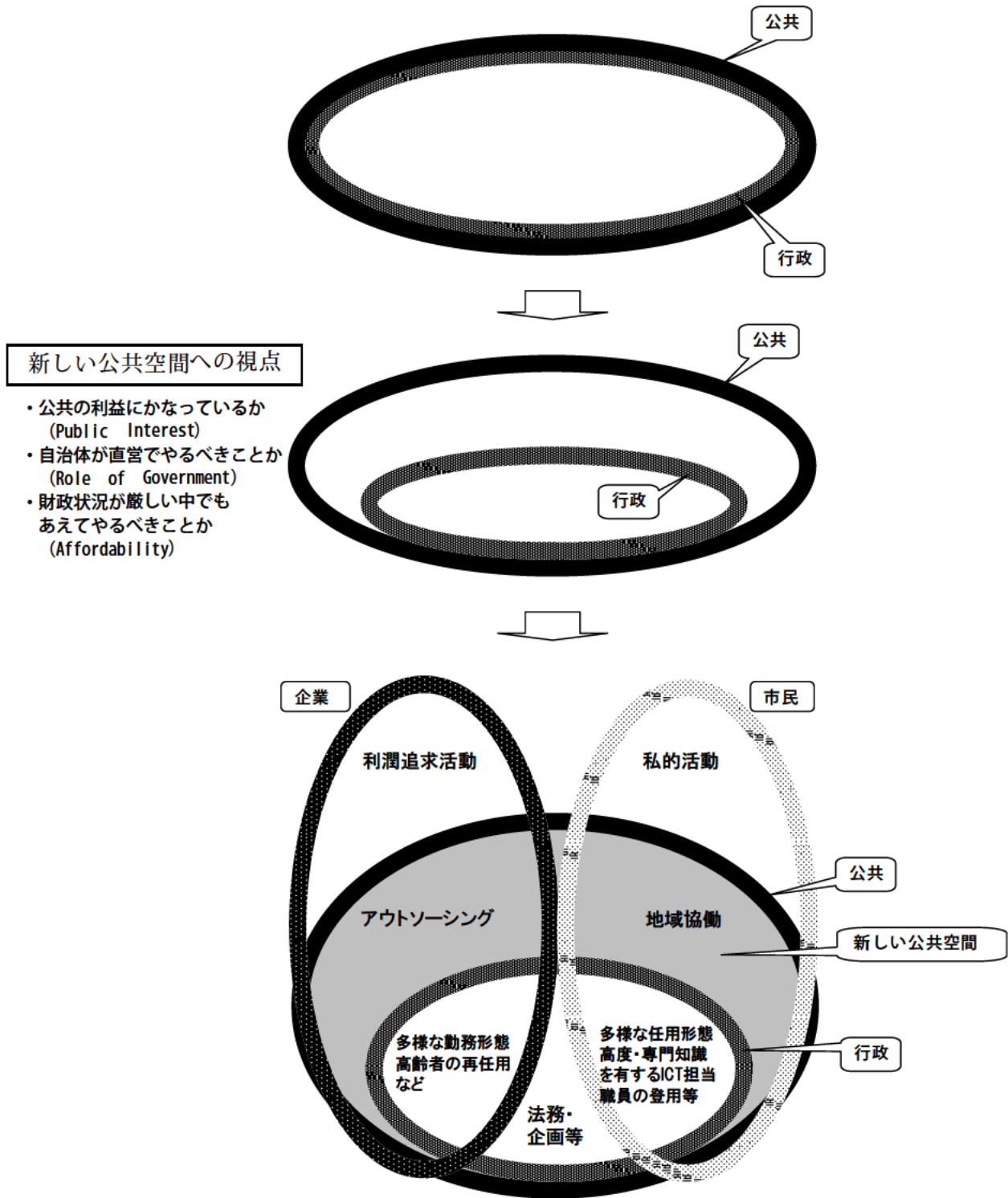
三重県総合計画「県民しあわせプラン」では、自分たちの思いをもとに地域の将来をつくっていくことができる地域主権の社会づくりを目標にかかげ、そのためには、県民、NPO、地域の団体、企業などの多様な主体がその特性に応じて、地域のためになる公共的な活動を行う「新しい時代の「公」」を実現していく必要があると提唱しています。この「新しい時代の「公」」を実践する舞台としては、市町よりも小さい自治会、小学校区などの区域が、重要な役割をもっていると考えます。

また、国が設置した「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」がまとめた「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」では、地域における様々な主体がそれぞれの立場で新しい公共を担うことで、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもと提供されるという「新しい公共空間」を形成することを提唱し、その実現には、行政内部の変革とともに、地域協働や外部委託などの手法による住民との関係の変革が重要であると指摘しています。

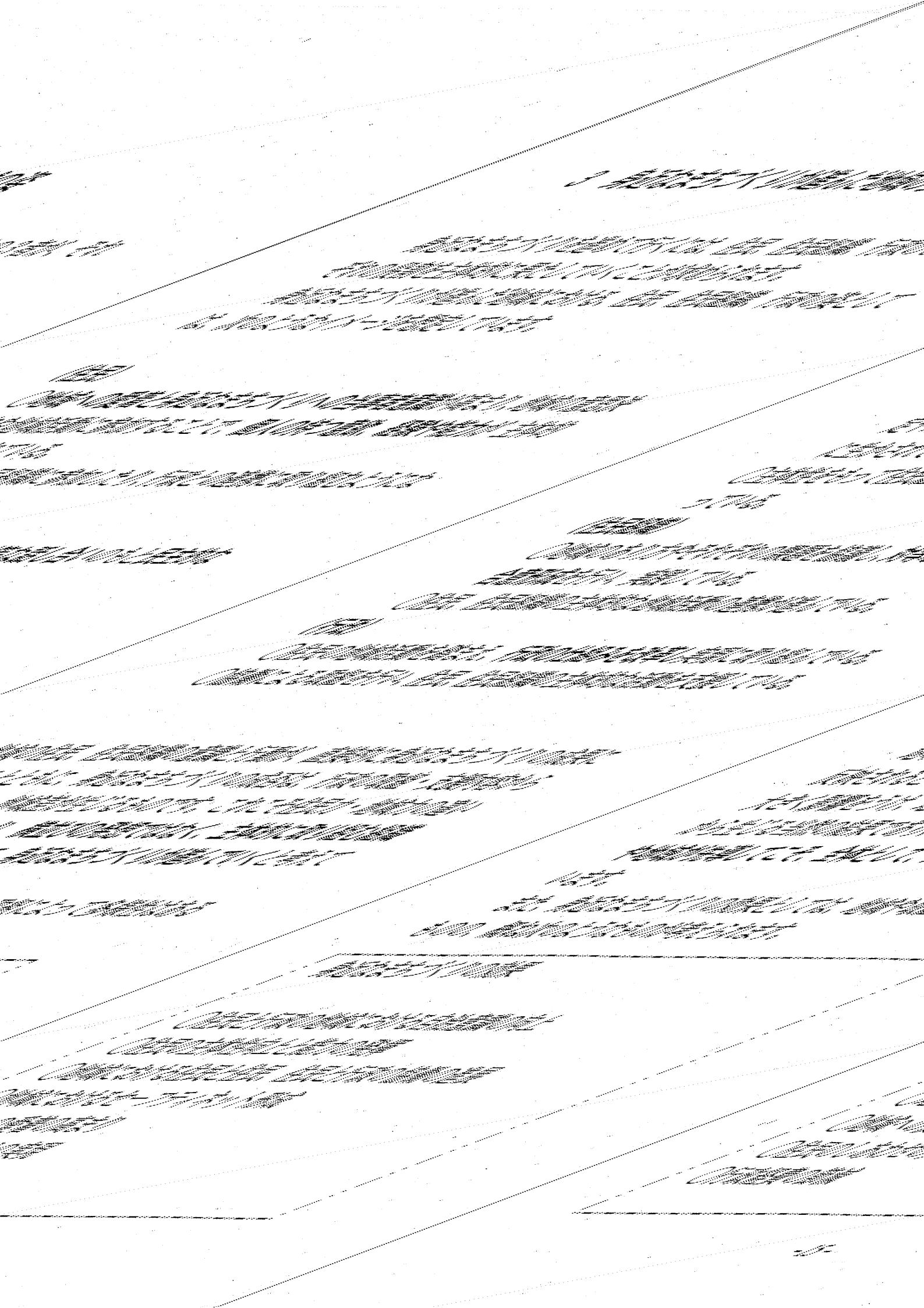
図表10 新しい時代の「公」と身近なまちづくり

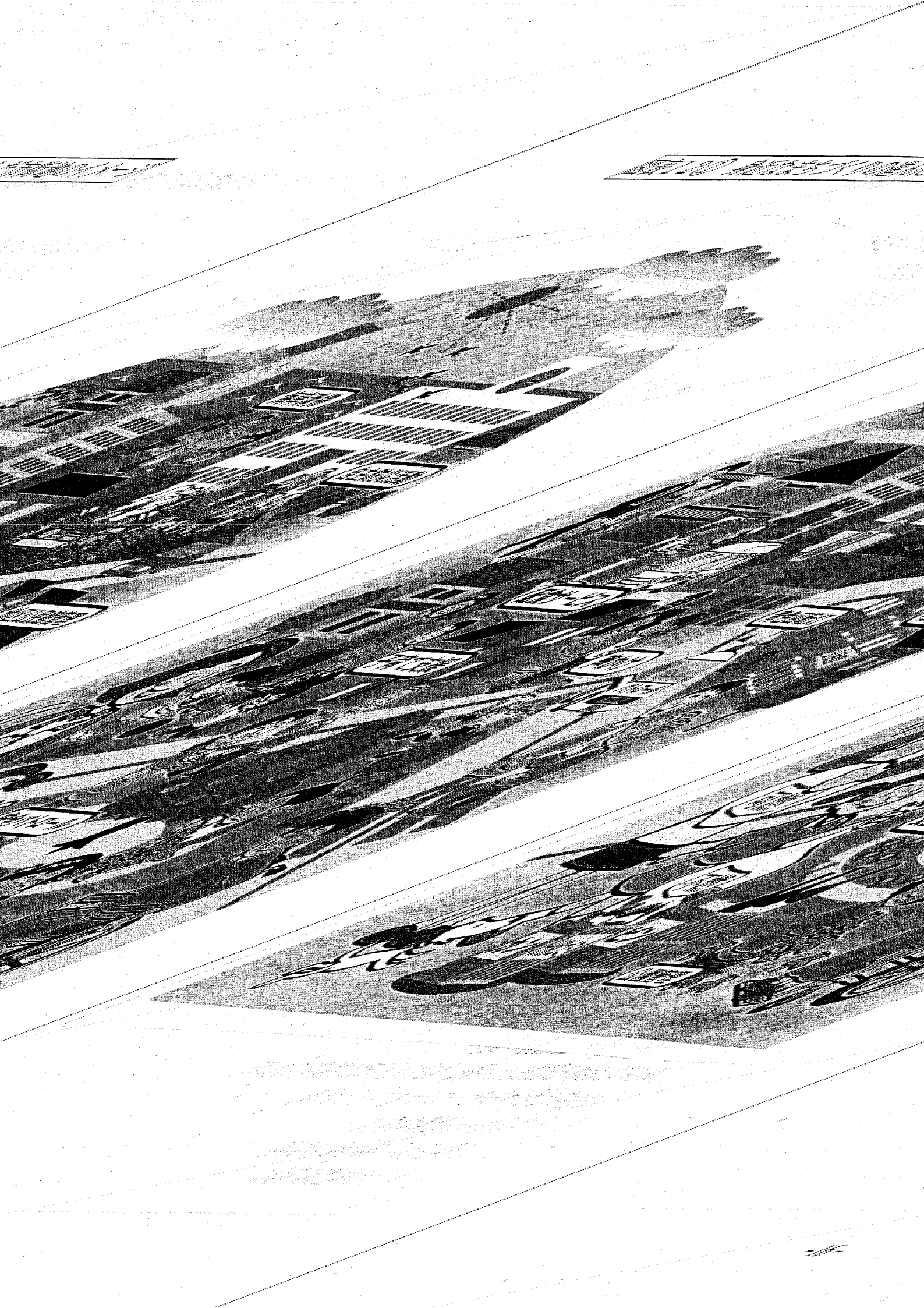


図表 1 1 行政の担うべき役割の重点化と「新しい公共空間」の担い手の多元化



「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」による。









#### 4 身近なまちづくりの多様な主体の現状と課題

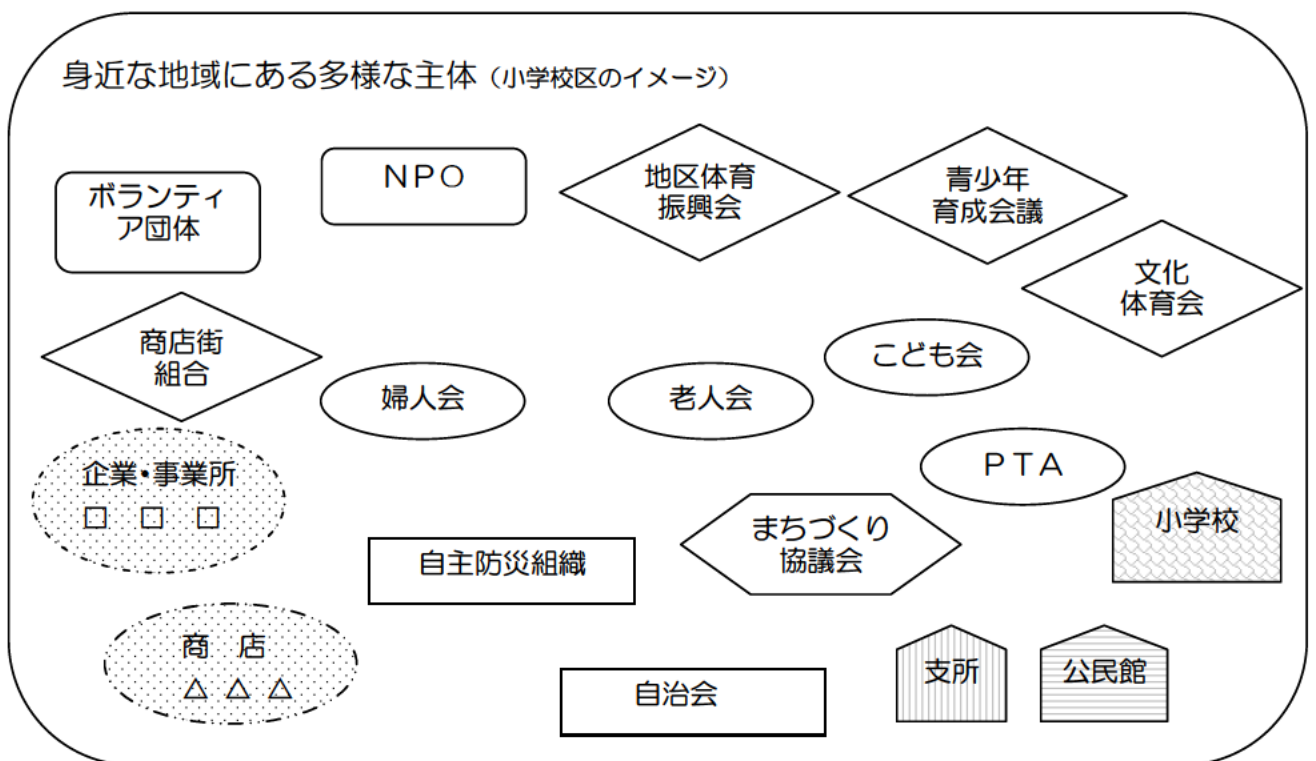
身近なまちづくりは、地域住民、商店・企業、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体等のテーマ型組織、民生委員、市町村の支所、公民館（生涯学習）等の多様な主体が取り組んでいます。

ここでは、まちづくりの主体を「住民」「自治会」「地縁組織」「市民活動団体」「まちづくり協議会」などに分類し、その現状と課題を整理します。

図表 1 3 身近なまちづくりの多様な主体

	団体	エリア	参加者の条件	加入の実態
A	自治会、自主防災組織、	・エリアが決まっている。	・そこに住む人全てが該当する。	・原則全員参加が実態である。アンケート結果では自治会加入は約96%。
B	P T A、子ども会	・エリアが決まっている。 ・自治会、複数の自治会、小学校校区等。	・エリア内に居住している、ある一定の条件の人が該当する。	・条件にあえば、原則参加
C	婦人会、老人会、青少年育成会議、地区体育振興会、文化体育会、	・エリアがある程度決まっている。 ・小学校校区、連合自治会等。	・エリア内に居住している、あるテーマに沿った人の集まり。	・任意参加
D	まちづくり協議会	・エリアがある程度決まっている。 ・小学校校区、連合自治会等。	地域内の関係団体を中心とする集まり。	・任意。但し、自治会等は、事実上参加が前提となっている。
E	N P O、ボランティア団体	・団体の活動内容、状況によってさまざま。	・あるテーマ、目的に共感した人の集まり	・任意

身近な地域にある多様な主体（小学校区のイメージ）



## (1) 住民

### (住民とは)

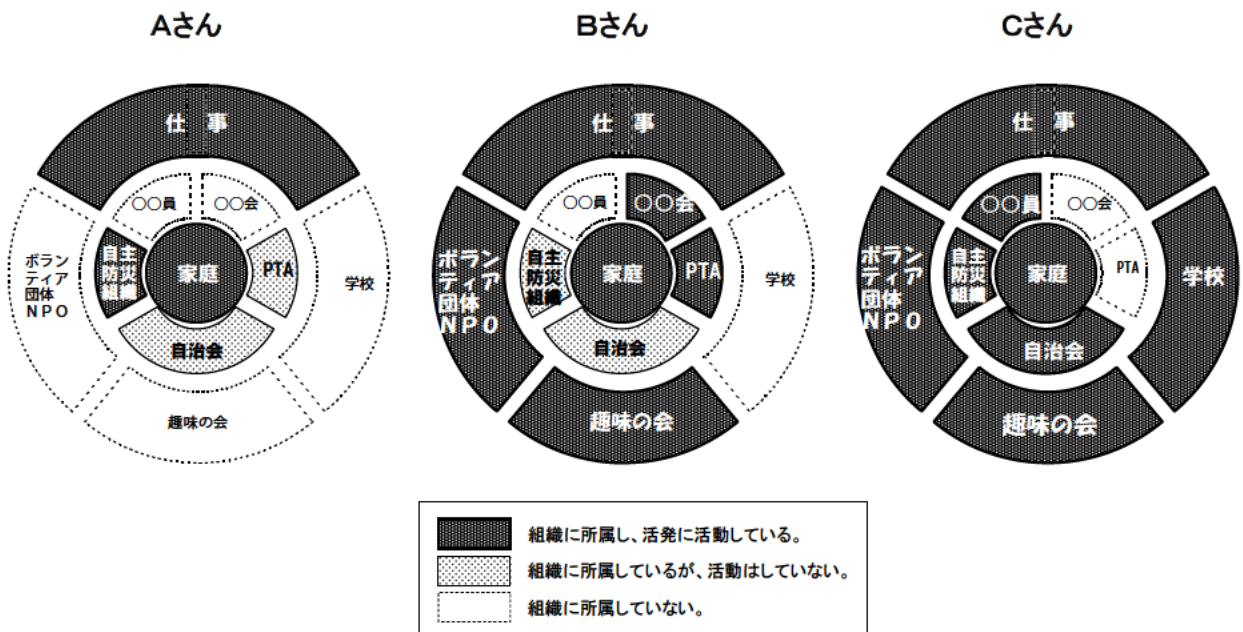
住民とは地方自治体の区域内に生活の本拠を有する者をいいますが、ここでは、住民はすべて、身近なまちづくりの主役であるとともに責任ある主体であることを強調したいと思います。

地域で暮らす以上、いわゆる会社人間も、趣味に生きる人間も、本人が気付いていようがまいが、地域の人々や地域のしくみに支えられて生きています。

防犯灯の設置運営、ごみ集積場の管理、近隣の清掃、情報伝達、災害時の救援等は、どの地域でも当たり前のように行われています。

これらの地域自治のしくみや地道な活動を続けるみなさんによってわたしたちの生活は支えられ、成り立っているのです。

図表 1 4 住民の地域における様々な役割



身近なまちづくりの主体としての住民は、近隣の清掃、声かけ、相互の生活支援を行うまったくの個人としての側面と、共通する地域、自治会、地縁によるテーマ型組織、NPOなどに所属し、その組織の一員として関わる側面とがあります。

しかし、近年、利己主義、個人主義的な考え方から、できる限り地域とのつながりをもたず、地域の活動に参加しないという風潮が強くなりつつあります。特に、アパートやマンションでは、そのような傾向が強く、自治会等の組織ができないとか、参加率が低いなどの問題が生じています。

【自治会アンケート結果】

Q「自治会の運営上の困り事」

・住民の関心がない 32%

Q「自治会における課題の解決や改善に必要なこと」

・住民が役員任せにしないこと 62%

・住民が地域や地域の課題に関心を持つこと 59%

・ふだんのつきあい 58%

アンケート結果からは、自治会長のみなさんは、「住民が地域社会の一員として当事者意識を高めていくことが、地域の課題解決のうえで重要」との認識をもっていることが明らかとなりました。

(住民による意識の違い)

住民には、よく新旧住民という言葉が用いられます。一般に、3世代以上にわたって居住する住民を旧住民とか、地の住民といい、新住民との居住区域や生活様式、就労様式の違いから問題が生じがちであるとも言われます。

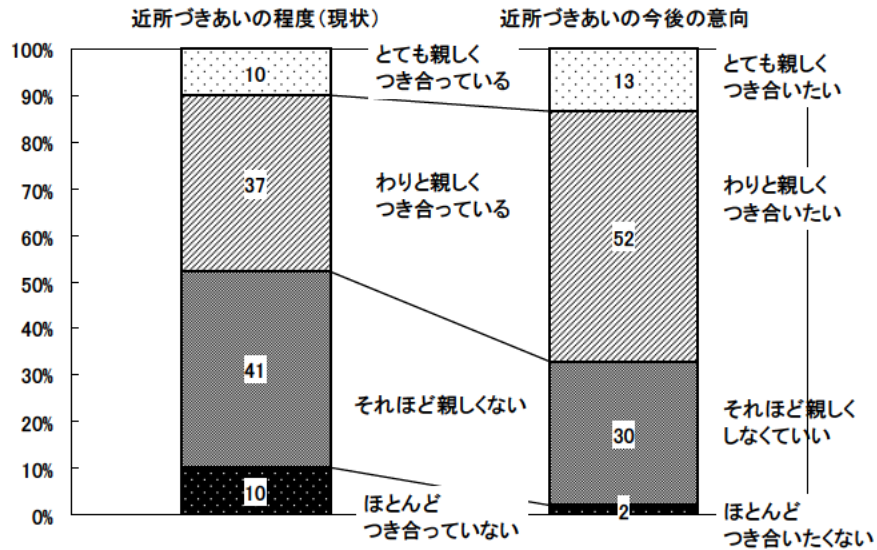
しかし、今日のように人口の流動が激しく、多くの地域が1, 2世代の居住であることや地域社会の課題も刻々と変化する現状を考えると、本人が、そこに住み続ける決意をもっているか、いないかということ、身近なまちづくりに取り組むうえで、考慮すべきであると考えられます。

(地域のつながり)

住民が身近なまちづくりに関わる前提である「地域のつながり」についての意識は、平成17年県民1万人アンケート(三重県実施)によると、現状では、約5割のみなさんが近所づきあいを親しく行っていますが、今後の意向では、「親しくつきあいたい」が65%となっています。また、現状では、4割の方が「近所と親しくない」、1割の方が「近所づきあいをしていない」としていますが、今後の意向では、「近所づきあいをしたくない」が2%に減少しています。

近所づきあいはわずらわしく避けたいという人が3割程度いることが確かな一方、全体の3分の2くらいの住民が、実は近所づきあいを望んでいることがうかがわれます。

図表 1 5 地域における人のつながりと活動に関する意識

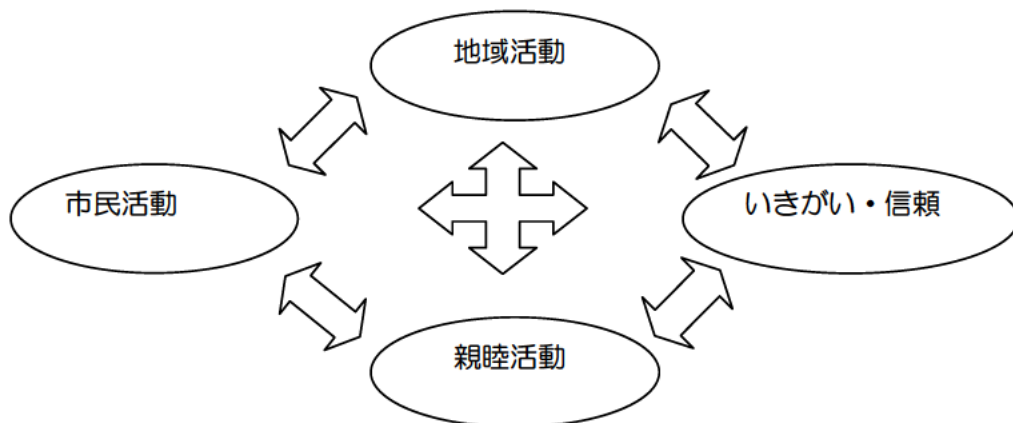


資料：平成17年県民1万人アンケート

近年、地域における豊かな人間関係が、市民活動を活性化させるだけでなく、市民活動が豊かな人間関係の形成につながっていくという好循環をもたらすとの考え方が注目されています。(ソーシャルキャピタル)

このような意味でも、とかく軽視されがちな地域における親睦活動は、人材育成とよりよい地域づくりに密接につながっていることを認識するべきであると考えられます。

図表 1 6 親睦活動と市民活動等の相互作用



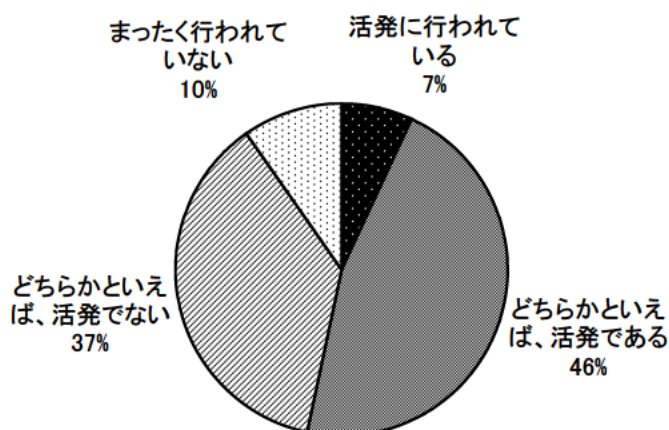
## (地域活動への参加)

一口に地域活動といっても、地域の区域は広狭さまざまであり、活動形態も、個人の活動、自治会活動、PTAや婦人会などの地縁団体の活動、ボランティア団体活動、NPO活動などさまざまであり、これらを正確にまとめた活動実態は把握しがたいところです。

ここでは、参考となるデータを参照しながら、その実態の把握を試みたいと思います。

まず、住民が地域活動の状況をどうみているかを示すデータを見ると、「地域をより良くする自主的な活動がおこなわれているか。」との問いに対し、半数強の方が活発ととらえ、半数弱の方が活発でないとみていることがわかります。

図表17 地域をより良くする自主的な活動

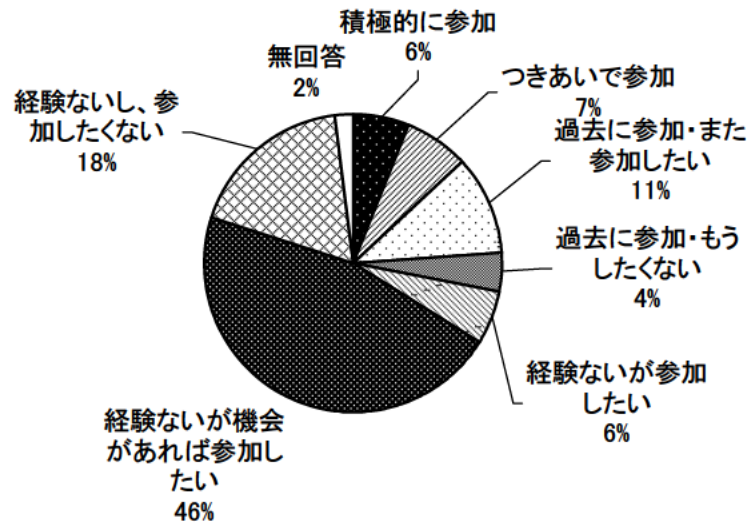


資料：平成16年度「三重県民意識基礎調査報告書」

次に、図18は、NPO・ボランティア・地域活動への参加に関するデータです。

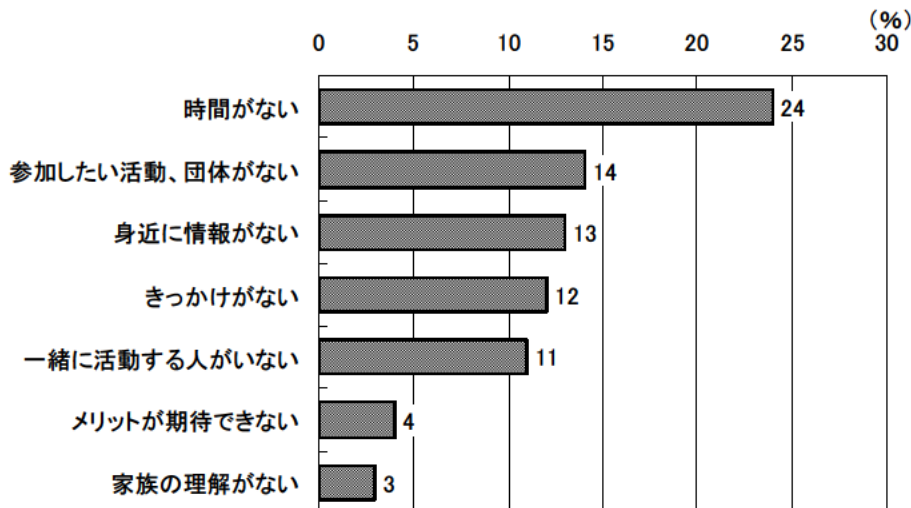
この問いでは、①NPO⇒ボランティア活動⇒地域活動の順に問うていること、②回答者の参加の苦勞・できない理由の内容から、「地域活動」の記載に自治会の清掃活動・自主防災活動などが含まれているとは考えていないと推定されることから、この結果はいわゆる市民活動、ボランティア活動への参加実態に近い回答結果とみるのが妥当と思われる。

図表18 NPO・ボランティア・地域活動への参加



資料：平成17年県民1万人アンケート

図表19 NPO・ボランティア・地域活動への参加の苦勞、できない理由



資料：平成17年県民1万人アンケート

国が平成15年に実施した10才以上の人の「社会生活基本調査」のボランティア活動に関する調査結果が図表20,21です。

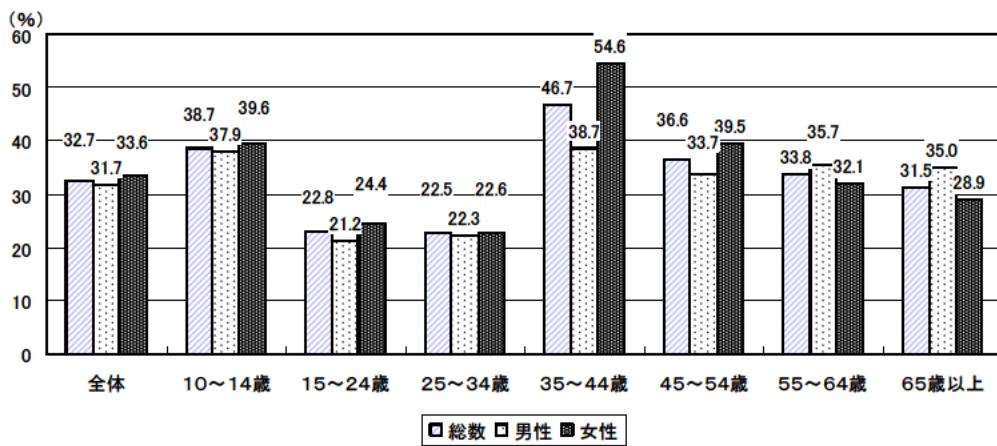
この調査は、ボランティア活動を9種類を具体的に例示しており、NPOとか、地域活動と混同することなく、比較的率直な回答が得られていると推定できます。



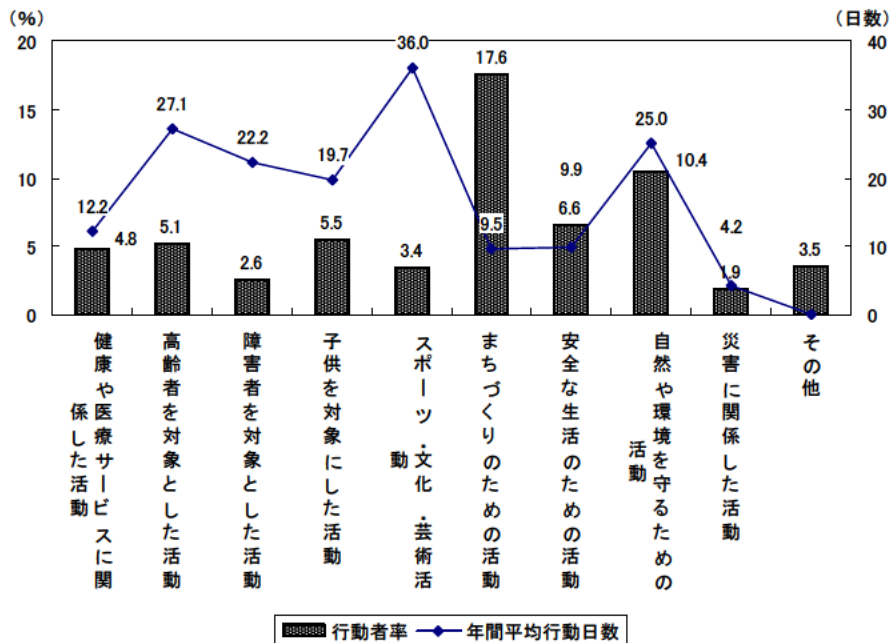
この結果では、概ね3分の1程度の方が何らかのボランティア活動に参加しており、年齢層では①35～44才、②10～14才、③45～54才の順となっており、男女別には女性が33.6%、男性が31.7%と女性の方が高く、特に35～44才の女性の参加率は54.6%となっています。

また、ボランティア活動の種類は、①まちづくり、②自然・環境、③安全な生活、④子どもを対象とする活動、⑤高齢者を対象とする活動となっています。

図表20 年齢階級別「ボランティア活動」の行動者率



図表21 「ボランティア活動」種類別の行動者率と年間平均行動日数

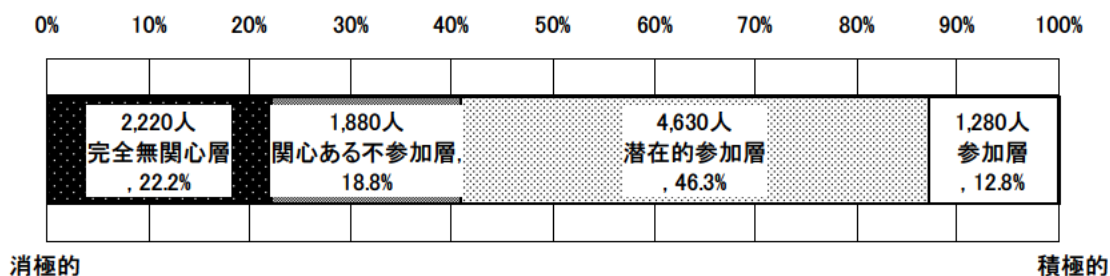


最後に、参考事例として、兵庫県宝塚市が実施した、全世帯市民意識調査の結果にもとづく、地域活動への参加・参加希望状況を紹介します。

この調査は、平成14年に宝塚市の全世帯（85,204世帯）を対象に実施したもので、29.4%の世帯から回答がえられています。

安全活動、福祉活動、子育て活動、美化活動、祭りなど、18種類の地域活動を例示し、参加実態と参加希望を聞いた結果、1万人のモデル小学校区コミュニティを想定した場合の参加実態と参加意識を宝塚市では次のように推定されています。

図表22 宝塚市における1万人（小学校区）の参加意識

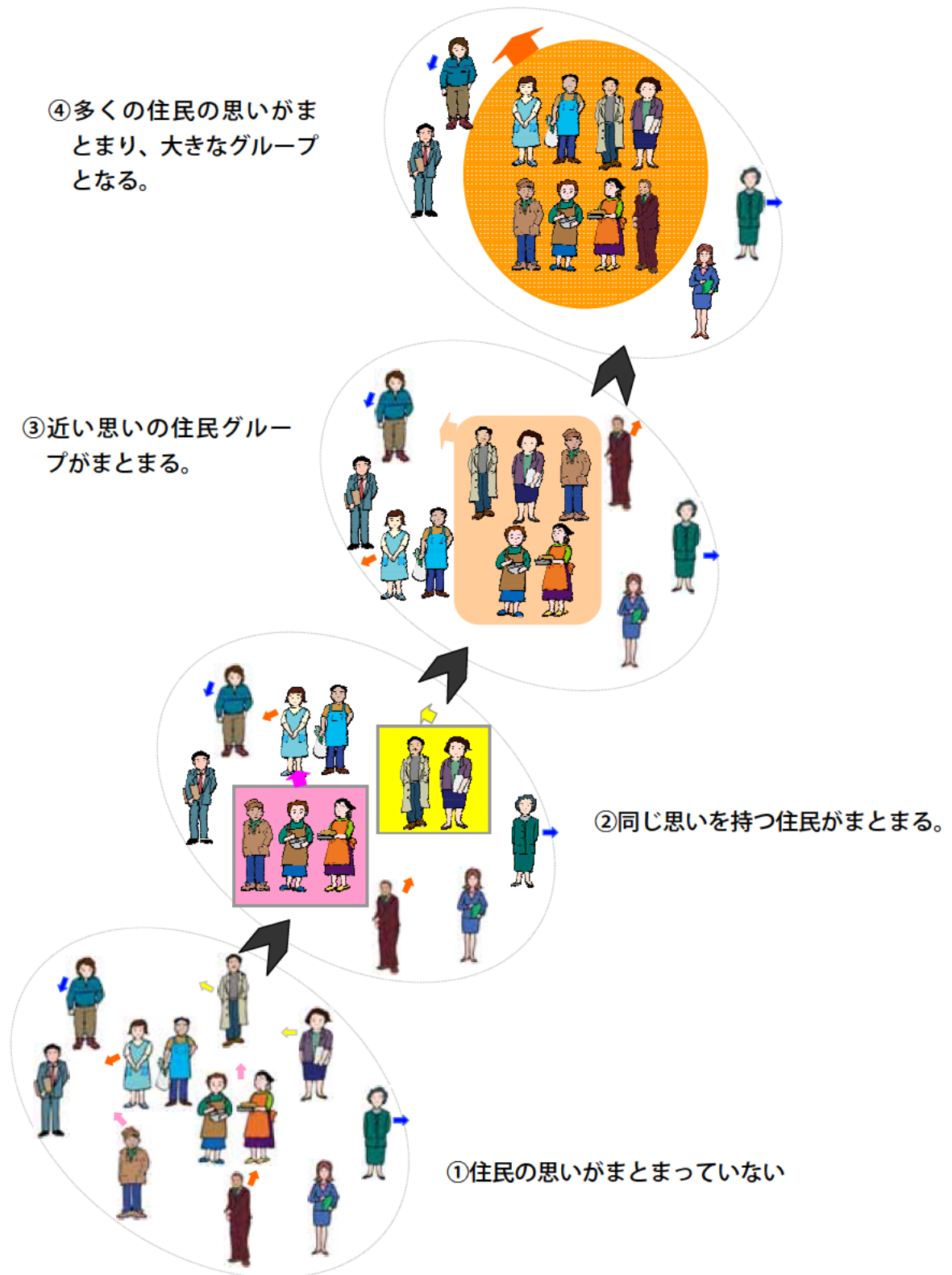


資料：「市民自治のコミュニティをつくろう」

（宝塚市役所 田中義岳著 ギョウセイ、平成15年11月10日発行）

（注）この表は、平成14年に宝塚市が実施した全世帯市民意識調査（回答率29.2%）の結果にもとづき作成したものです。

図表23 住民のおもいと活動の展開



( 商店、企業とその従事者 )

店舗兼住宅や事務所兼住宅の場合は、個人・世帯としても地域の自治会に属することから、特に問題はないと思われませんが、店舗・事務所と住宅が別の場合、自治会には所属していないケースもあるようです。

この場合でも、商店・事業所が商工会、商工会議所、商店街組合、TMO (\*1) 等に所属し、地域の活動に参加していることもあり、商工業経営者の青年層は、青年会議所(\*2)に所属し、地域の活動に貢献していることもよく知られているところです。

中心市街地、事業密集地では、商店、事業所の割合が高く、個人住宅の割合が低い場合、まちづくりの主体としての位置付けは必要であり、それらの従業員はかなりの数に及ぶことから、その参加もまちづくりの展開を図る上で影響が大きいと思われます。

(\*1) TMO おもに中心市街地の活性化を目的にしたまちづくりの運営組織。  
(Town Management Organization の先頭文字の略)  
凡例を参照してください。

(\*2) 青年会議所 日本の民主主義を守り自由経済体制による豊かな社会をつくることを目的にし、地域の実情に応じてまちづくり、青少年健全育成、文化、レクリエーションなど地域に応じた活動を行っています。20才以上40才以下であれば、賛同する者は誰でも参加できます。

## ( 2 ) 自治会等の住民自治組織

### (自治会とは)

自治会、町内会、区等の住民自治組織には、正式な定義があるわけではありませんが、「一定の地域的区画に居住ないし営業するすべての世帯と事業所が参加することをめざし、その区域内で生じる地域課題に取り組むことを通じて、地域を代表しつつ、地域の管理に当たる住民自治組織」といった捉え方をするのが一般的です。(参考 山崎丈夫「地域コミュニティ論」)

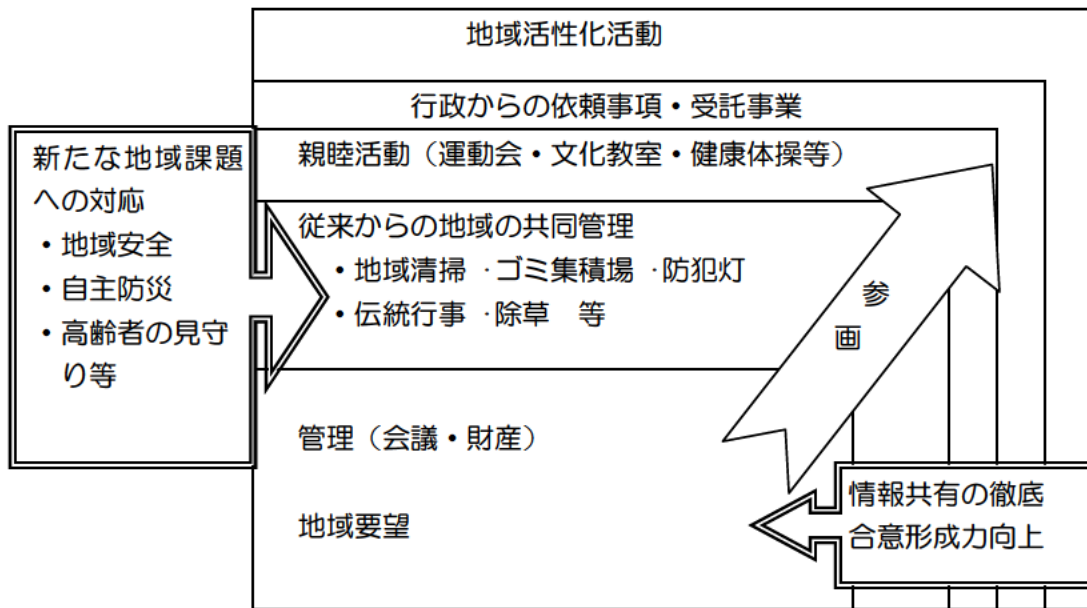
平成13年度の地縁団体調査(総務省実施)によると、三重県内では、自治会のほか、町内会、区、区会などの名称があり、合計5、678団体となっています。

### (自治会の特質)

今日の自治会の特質としては、つぎのようなものがあげられます。

- ・ 設立の自発性 : 住民が主体的に地域自治に取り組むために設立した。
- ・ 全員参加の原則 : 原則的に、地域内のすべての個人やすべての世帯が参加することを目標とし、住民の多くが当然参加するものと受けとめている。
- ・ 取り組みによって生じる代表性  
: 多くの住民が参加し、地域課題に取り組んでいることから、行政や民間団体から地域を代表する組織とみなされている。
- ・ 地域の共同管理 : 特定の課題に偏ることなく、地域にとって重要な課題に総合的に取り組むことを基本姿勢としている。

図表2-4 自治会の作用と課題



### (自治会の経緯)

自治会は、現在、地域課題の解決や地域文化の継承、住民の親睦などの住民の主体的な活動を行うと共に、行政情報の伝達や行政からの依頼事項への対応など、行政の補助機関的な役割を果たし、他方で行政と住民の窓口として、要望活動を行ってきました。

現在の自治会の姿を読み解くには、その設立経緯を踏まえる必要があります。

自治会の前身にあたる戦前の町内会は、明治以降、住民の自治的組織として自然と形成されてきましたが、昭和15年に内務省により制度化され、市町村の補助機関的な役割を果たしてきました。そのため、GHQによる戦後の民主化の過程で、いったんは解散させられました。

しかし、各地で配給品の配付や、地域の課題に取り組む必要から、地縁に基づく住民組織が新たに設置されていきましたが、民主主義的な思想の影響により、自治会と称するところも多くなりました。

設置の趣旨は、当然、住民主体の自治的な活動も含まれてはいましたが、実態は、戦前の町内会の影響もあり、行政の補助機関的な性格を併せ持つものとなったといわれます。

また、昭和40年代に、高度経済成長にともなう地域社会の衰退を受け、国がコミュニティ施策を打ち出しましたが、小学校区等をモデル的な区域と設定しました。これ以降、コミュニティ施策として、コミュニティセンターの設置、イベント開催などが実施され、交通安全、青少年健全育成等の行政の縦割り施策の受け皿として、自治会連合会がその役割を担い、自治会はそ

の下部組織的な位置付けになるという基本構造が形成されていきました。

このため、現在の自治会には、

住民の自発的自治組織的性質

自治会連合会の下部組織的性質

行政の補助機能的性質

の3つの性質を併有しているといえます。

そして、自発的活動とされているもののなかには、設立のきっかけが行政の主導によるものも多く、その活動が慣例化しているのが現状と思われます。

今後、自治会が、住民自治による真の自主的組織として成長していくためには、これまでの自治会と他の関係機関の関係を見直すとともに、地域住民が直面する課題を取り上げ、内発的な取組を中心に位置付けていくことが求められるといえます。

#### 三重県の自治会の実態

(鈴鹿市・津市・松阪市・伊勢市・伊賀市・名張市・海山町の計420団体アンケート結果)

##### <自治会の平均的姿>

世帯 159世帯

加入率 平均96%

住民 2世代以上にわたる住民がほとんど 67%

2世代以上の住民と新しい住民が同じくらい 15%

加入単位 世帯87%、個人11%

地方自治法260条の2第1項によって法人格を取得した地縁団体は、会員が世帯ではなく住民個人となることが明記されています。また、自治会の事例調査の結果、会員資格を世帯加入と思っている場合でも、規約上は個人加入となっていることがあることも判明しました。

このことから、アンケート結果は規約上の位置付けではなく、会長を含めた地域関係者の多くが加入単位を世帯と認識していることを示していると受けとめています。

##### <自治会会長の平均的姿>

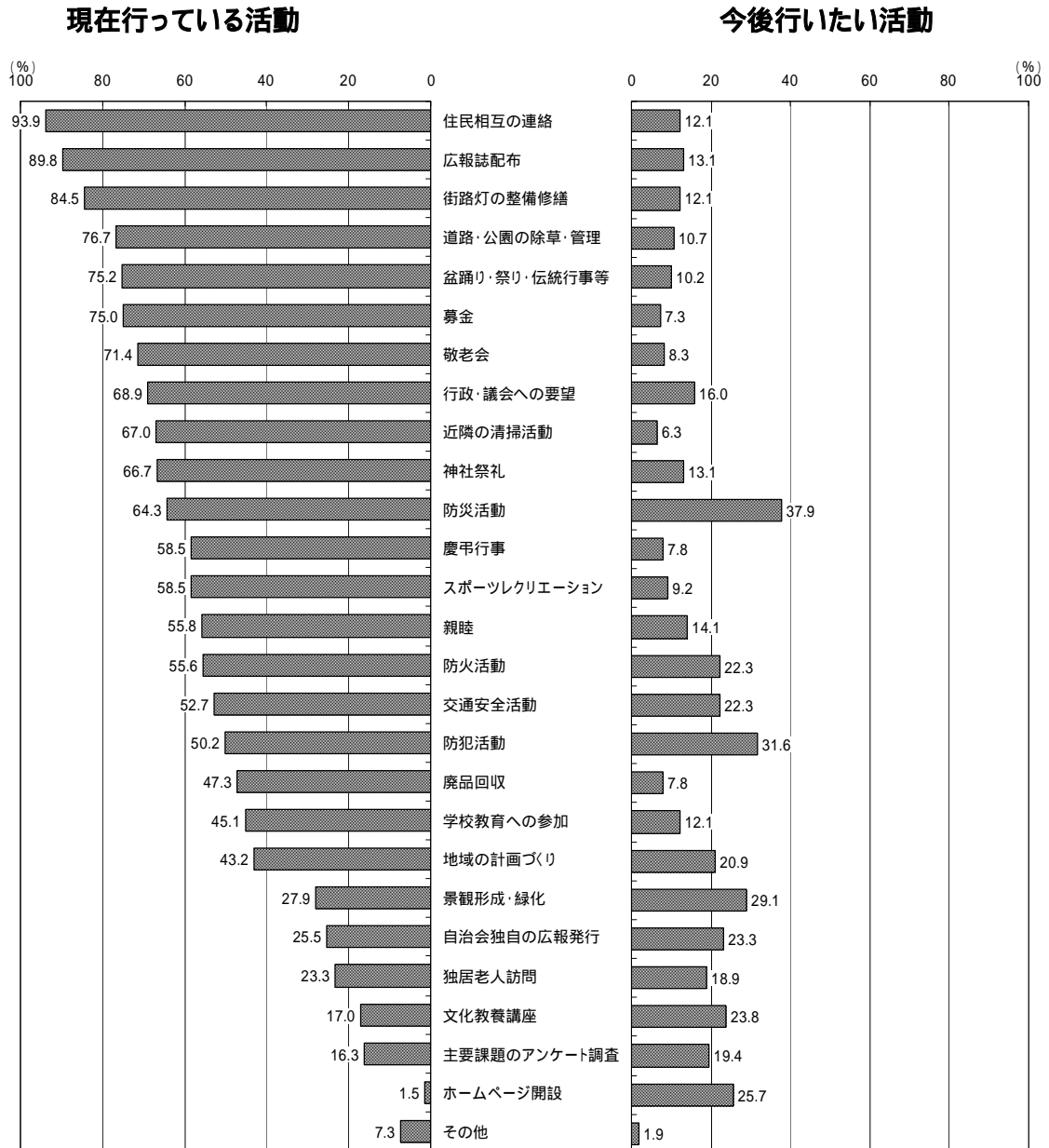
男性99% 女性1%

年齢 66才

経験年数 4.4年

役職兼職数 平均4職

図表 2 5 自治会が行っている活動と行いたい活動



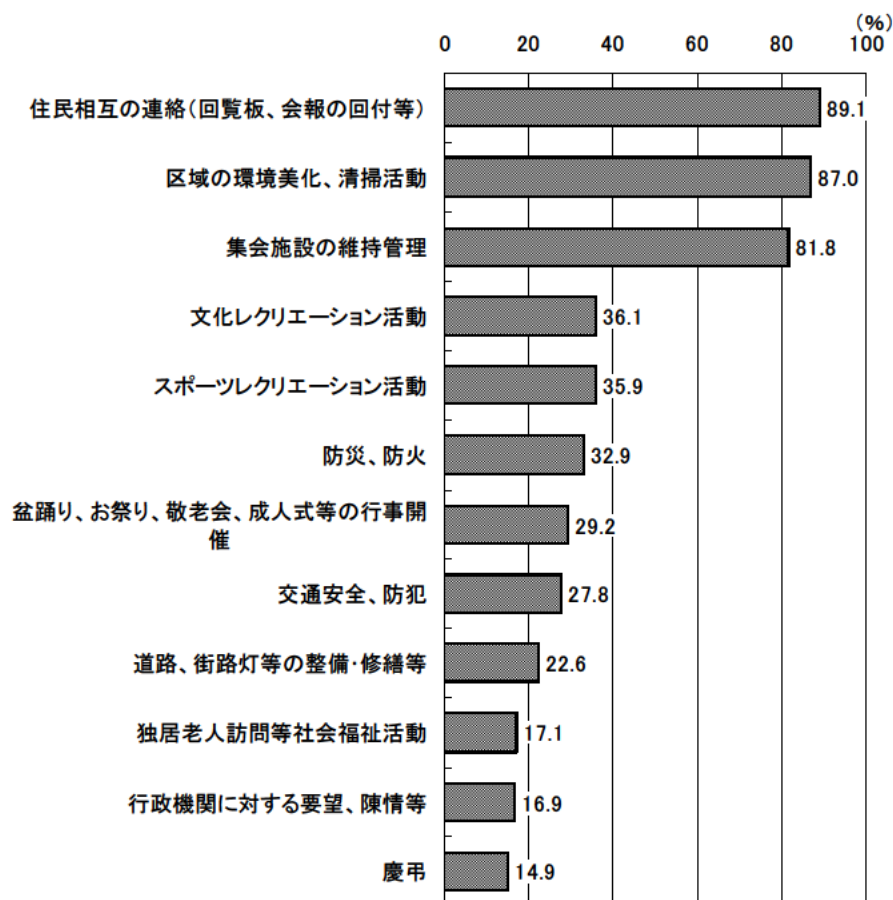


(参考 全国の自治会・町内会 1996年「地縁団体認可状況の自治省調査」)

1996年8月1日現在の団体数 293,227      うち認可地縁団体 (8,691 団体)

- ・認可地縁団体とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体のうち、地方自治法第260条の2により、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けた団体をいい、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うことになります。
- ・1町内会当たり平均人口 428人 全国人口(95国調) 125,570,246人
- ・1町内会当たり平均世帯 150世帯 全国の総世帯数 44,107,856世帯
- ・名称 「自治会」31.4%、「町内会」もしくは「町会」28.9%、  
「区」もしくは「区会」16.7%、「部落会」7.7%、その他12.6%

図表26 全国の認可地縁団体(8,691団体)における活動目的(複数回答)



## < 自治会の課題 >

自治会アンケートの集計結果と自由記入の意見のなかから、次のような課題が抽出されました。自由記入意見は、件数的には少なくとも現場で活動する自治会長の生の声であり、その課題の深刻さを表し、将来的な課題が先行して現れているものと受けとめています。

### ( 地域の少子高齢化と活動の衰退 )

#### 【自治会アンケート結果】

Q「自治会の運営上の困り事」

・少子高齢化により活動に支障が生じている 57%

Q「自治会における課題の解決や改善に必要なこと」

・若い世代の参加を働きかけること 38%

若い世代の移住、出産子ども数が少ないことから、地域全体の高齢化が急速に進展し、一人暮らし高齢者が増加、ほとんどが高齢者という地域もあり、存続自体が危ぶまれる切実な状況の自治会もあります。

世代を問わず、住民の自治会活動への関心が低く、従来、出合として行われてきた除草、清掃を継続することが難しいなど、高齢者だけで自治会活動を担わざるをえない自治会も生じています。

子どもや若い世代の参加を課題とは感じているものの、子ども自体が少なく、活動を活性化する糸口が見つかりません。また、祭りなどの活動には、他地域からの参加を呼びかけないと維持できないということもあります。

#### 【自治会アンケート 自由意見】

- ・除草、清掃など、出合作業ができなくなり、農村景観が維持できない。
- ・活動が高齢者に限られる。

自治会活動の多くは、リタイアされた高齢者と専業主婦のみなさんに支えられている傾向が強かったのですが、自治会単位で見ると極端に高齢化が進み、青年、壮年がほとんどいない地域があらわれ、青年壮年がいても人数が少ないうえ、活動への参加率も減少していることがこの原因と推定されます。

自由意見のなかには、地域活動に子どもを巻き込むことを心がけているとか、団塊の世代の大量退職により地域の活力が高まることを期待するとか、明るい材料もいただきました。

### (参加意識と合意形成)

#### 【自治会アンケート結果】

Q「自治会の運営上の困り事」	
・会員の関心がない	32%
Q「自治会における課題の解決や改善に必要なこと」	
・住民が役員任せにしないこと	62%

総会への出席については、5割以上の住民が参加している自治会が半数近くになっていますが、ほとんど役員だけで開催する自治会も3割近くあり、参加意識を高めるため、総会への参加者を増やす仕掛けが必要と思われます。一般に世帯から一人が参加するのが一般的ですが、希望者は参加できるような試みや、若い住民や女性の参加を意識的に働きかける必要があると思われます。

#### 【自治会アンケート 自由意見】

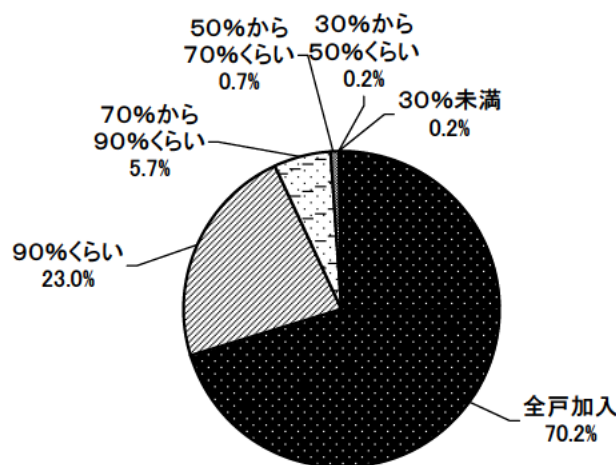
- ・意見交換の場で一部のメンバーが人の意見を聞かず、独断的に行動してしまう。
- ・世代の違い、農村と住宅地といった居住地の違いで合意形成しにくい。

総会への参加とともに、合意形成においても課題があります。

回覧板の充実、自治会広報などの情報共有の推進と民主的な対話ルールの定着が課題となっています。

### (未加入問題)

図表27 自治会等への加入率



県内の自治会平均加入率は96%と試算されましたが、加入率70～90%という自治会も6%ほど存在しています。また、県内には自治会が組織されていない地域もあるということです。

このため、このような地域においては、非加入者に対する災害時等の救援と広報紙の配付、情報伝達が課題となります。

災害時の救援は自治会に加入していないことを理由に行わないことは人道的にも許されないことですが、現実には面識が少なく、家庭の情報がないなど、救援には不利な条件となることは否めないことです。広報の配付は、市の委託事業として自治会が担っていることから、未加入者にも配付すべきであると考えられます。

自治会の行事や生活上の留意事項等の情報伝達を、未加入者に行わないことは、自治会の自主事業であることから自治会の判断によることになると考えられます。

また、アパートの一人暮らしの人の加入も各地で問題になっているようですが、居住期間が短期間であるとか、夜間しか在宅していないケースなど、加入に向けて理解を得るのが困難なケースが多いようです。

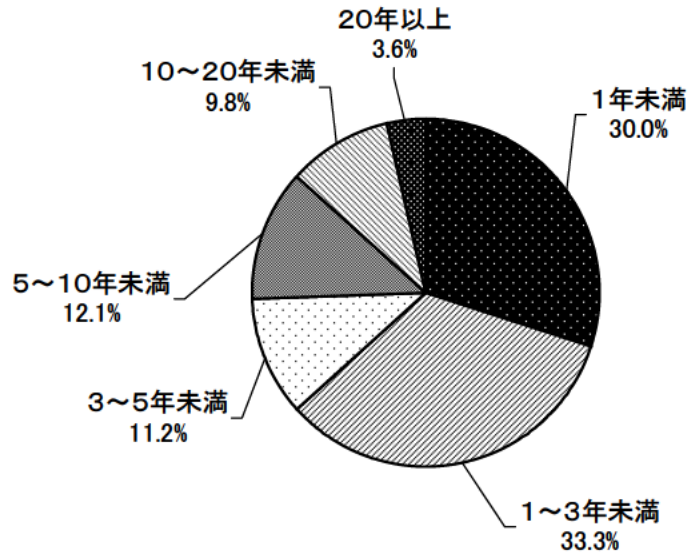
( 役員の後継者不足 )

#### 【自治会アンケート 自由意見】

- ・現役世代や介護に従事する人は役員にならない
  - ・定年後も再就職する人が多く、役員になりたがらない
- ( 後継者不足に関する意見は( 27件 )と多かった。)

アンケート結果では、64%の自治会で、役職員のなり手がいないことを困る事としてあげています。

図表 2 8 会長の経験年数



会長の経験年数は、平均4.4年でしたが、1年未満、1～3年未満の経験の少ない会長と経験年数10年以上の人は多いものの、ある程度経験を積んだ3～10年未満の方が少ないという結果になりました。

これは、会長の選任方法としては投票選挙や互選が大多数をしめ、持ち回りは9%にすぎないものの、実態として1年か2年で交代するルールがあるとか、会長を継続したくない事情があるためと思われます。

定年後も再就職する人が多く、団塊の世代は期待するほど地域に帰っていないし、地域に帰っても地域住民の関心が低いことも想定されることから、後継者探しは楽観できない状況です。

( 役員の多忙、行政から自治会への依頼事項 )

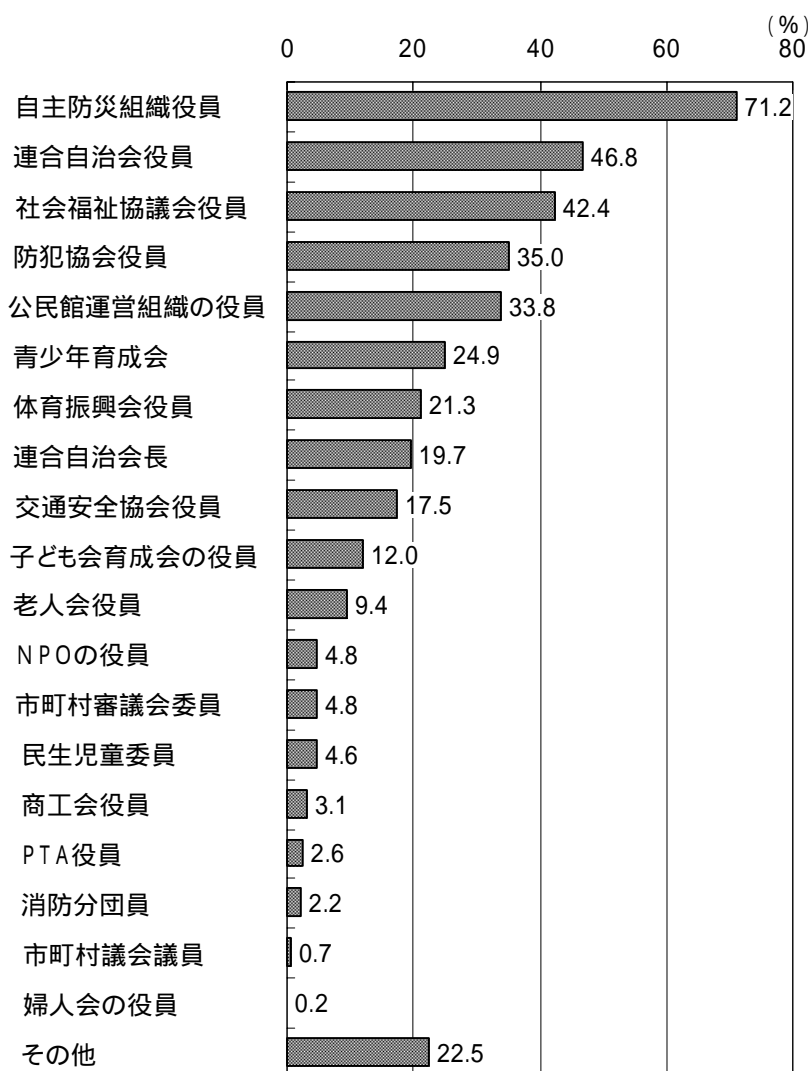
アンケート結果、自治会長以外に兼務している役職の数は、平均 4 職です。最高は 12 職でした。

自治会長は、本来の役割以外に自治会長の充て職としての業務を担っており、その多くが市町の行政に関する住民組織の役員であり、平日昼間の行政との調整、会議、活動が行われることが多いようです。

このように、役員は多忙で、時間的・心理的・経費的な負担が大きいため、勤務しながら役員活動を続けることは至難の技となっているのが現状です。

また、自治会長が多忙である原因の大きな要素が、行政からの依頼事項への対応です。これは自治会への依頼というより、自治会長への依頼としての性質が強いようです。

図表 2 9 自治会長が兼ねている職



依頼事項は、まとめ方にもよりますが、市町の各課との間で、印刷物の配布、清掃・除草・樋門管理等の委託業務、ポスター掲示、募金、行政関係委員の推薦、現場確認、要望とりまとめ等となっています。

これは、団体としての自治会への依頼業務となっている市町村と、自治会ではなく、自治会長を「行政連絡員」等の名称で任命し、委託業務を行っていることもあります。

また、日本赤十字募金、共同募金などの募金も協力しているところです。

図表 3 0 松阪市が自治会に依頼している仕事（平成 1 6 年調査）

No.	業 務 名	内 容
1	土地境界の立会い	官民（道路、公園敷地）との境界立会い
2	土地境界の立会い	財務課所管の市有地（主に花岡官林道等の普通財産）と民有地の境界立会い
3	公園整備、街路樹、緑地に関する要望	現地立会い、修繕箇所の立会い、原材料の立会い、確認占有物件の立会い、公園樹木街路樹木伐採及び消毒の立会い
4	消防団車庫新築工事にかかる現場立会い	消防車庫新築工事にかかる事前説明のため立会い依頼
5	防火水槽設置に伴う現場立会い	防火水槽を設置時の設置場所等について立会い依頼
6	林道事業（開設、改良、災害等）	現地調査・実施時自治会立会い、地元負担金の集金
7	林道維持管理（原材料交付等）	現地調査時自治会立会い、地元施工、完了報告書提出
8	治山事業（県事業主体）	現地調査・施工時自治会立会い、土地使用承諾書（地権者）取りまとめ
9	有害鳥獣駆除	自治会駆除依頼主体、現地調査時等立会い
10	用地買収時の土地境界確定の立会い	市道等の公有地と民有地の境界立会い
11	現地立会い	地域の要望について経緯と市の取組み・考え方等について現地説明・立会い
12	工事、事業説明の依頼	日程調整、文書配布等
13	地元説明会の開催に伴う調整	地元説明会の日程、場所等の調整、開催案内文書の配布
14	地元関係者への事業・用地買収条件説明	地元関係者との日程調整、会場の依頼等
15	工事説明会	自治会長及び関係者への工事着手前工事説明会の実施
16	お礼文書回覧	下水道工事の完了に伴う自治会関係者へのお礼文書の回覧
17	案内文配布	下水道詳細設計時において地元関係者へ家屋への立入りについての案内文の配布
18	各自治会回覧業務	各自治会へチラシの回覧依頼
19	人権啓発ポスター・チラシ等の掲示	人権啓発ポスター・チラシ等の掲示・回覧の依頼
20	情報紙の各戸回覧	男女共同参画情報紙の各戸回覧依頼
21	「広報松阪」の配布	市広報の配布
22	「市議会だより」配布	市広報に折り込み年 6 回配布
23	ポスター掲示板の設置	ポスター掲示板の設置場所の承諾
24	国勢調査調査員の推薦	国勢調査調査員の推薦を依頼
25	運営委員の選出	第二隣保館運営委員会における運営委員の選出
26	投票立会人の依頼	投票立会人の依頼の窓口



No.	業 務 名	内 容
27	民生委員児童委員の推薦	民生委員児童委員の推薦準備会の委員
28	公民館長の推薦	各地区公民館長の推薦
29	松阪みなとまつり	松阪みなとまつり協賛金の集金依頼
30	緑化募金依頼	募金依頼書各戸配布、募金依頼
31	社資募集協力依頼	日本赤十字社の社資募集活動への協力依頼
32	給水装置申込書	給水工事のための了承印
33	県民手帳の斡旋	県民手帳の購入申込みの取りまとめ、集金と配布を依頼
34	土地利用計画の見直し事務	農業振興地域整備計画の見直し時の地域要望のとりまとめ
35	緑化原材料交付（苗木配布）	地元施工、完了報告書提出
36	鳥獣保護区設定(事業主体県)	関係自治会の意見書提出依頼等
37	林地開発手続き	関係自治会の意見提出依頼等
38	農業委員会委員選挙	農業委員会委員選挙人名簿申請の依頼
39	排水ポンプ場等管理	国県市の管理する施設の維持管理及び監視、大雨時のポンプ等の運転操作
40	防犯灯の維持管理	防犯灯の維持管理
41	街区公園の管理	街区公園（身近な公園）の草刈・清掃等の日常的な管理
42	民生委員児童委員との連携	福祉行政全般について民生委員児童委員と連携
43	地域福祉に関すること	社会福祉協議会が行う地区福祉会活動などの推進依頼
44	資源物の回収	資源物の分別回収作業の協力
45	社会福祉協議会の理事・監事	社会福祉協議会の理事・監事の就任依頼（自治会長へ）
46	地区福祉会活動	地区福祉会の構成メンバーへの参画
47	社協会費	社会福祉協議会の会費について戸別協力
48	共同募金運動	赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の戸別募金への協力

45～48は、社会福祉協議会

( 宗教と政治 )

【自治会アンケート結果】

Q 「自治会の活動」  
・ 神社祭礼

67%

【自治会アンケート 自由意見】

・ 神社の運営を自治会が行っているが、「信教の自由」の問題があり、住民の負担になっている。

伝統ある地域社会では、神社祭礼が自治会の活動としてごく自然に行われていることが多いようです。具体的には、自治会で順番に神社の清掃をする、寄付をする、神社の祭り等に参加するなどです。

しかし、自治会には、キリスト教や仏教などを厚く信仰し、神道は信仰しない人もいますし、近年は自治会に加入する外国人も増加していることから、自治会活動への幅広い参加を呼びかけるためには、自治会活動と宗教活動のあり方を見直す必要があると考えます。

他方、寺社の祭礼は、日本の伝統行事を伝承していく意味で、重要な取組であることから、わたしたちも出来る限り存続していくことを願っています。

このため、当面は、檀家や氏子集団による主体的な行事の位置付けの明確化を行い、伝統ある施設、伝統行事の維持、地域の樹木、里山の保護等の観点から、強制ではないが、参加者や寄付を募る活動を地域住民に呼びかける基本姿勢を貫くことが求められます。

また、政治的な活動についても自治会会員の思想信条の自由に配慮する必要があると考えます。

(新たな課題)

個人情報保護

【自治会アンケート 自由意見】

- ・転入、転出の情報が無く、世帯状況を把握できない。
- ・マンション単位の入会のため、住民の実態がわからない

平成15年の個人情報保護法の制定をうけ、各市町では条例により、個人情報の保護が義務づけられ、従来、自治会に提供されていた地域内の世帯ごとの住民情報が市町村から入手できなくなりました。

いうまでもなく、自治会活動では、緊急時の対応、自主防災活動、地域の見守り、防犯などの理由から、世帯構成、特に一人暮らし高齢者世帯や障害者の世帯、幼児のいる世帯などの情報が不可欠です。

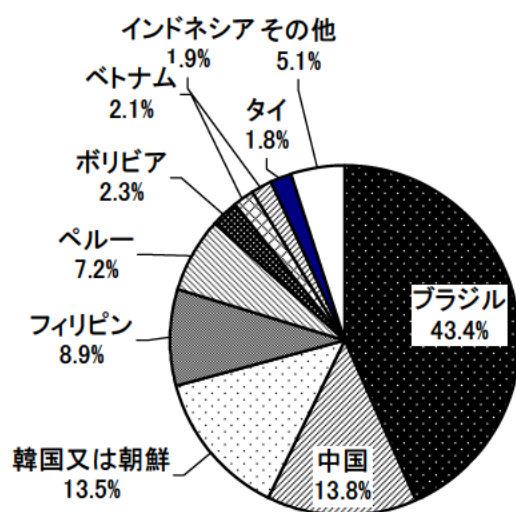
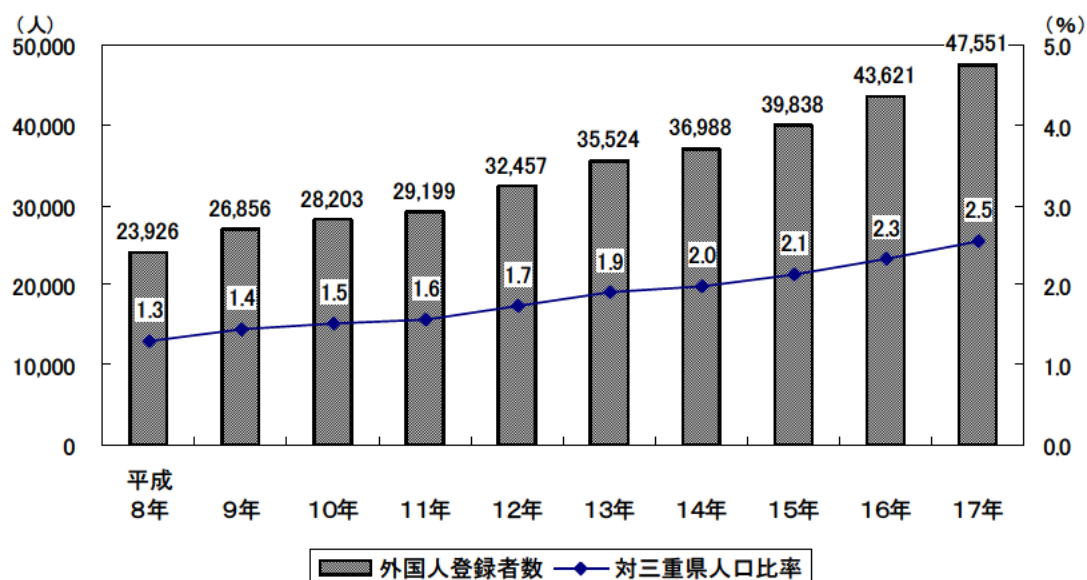
多くの自治会では、もともと自治会内の世帯一覧表(世帯員の氏名、生年月日等を記載したもの)を持っていたため、これを活用しているようですが、このようなバックデータがあったとしてもその更新のために新しい情報が必要であり、バックデータのない自治会ではなおさら情報が必要となります。

このような個人情報保護法の運用には批判的な意見もありますが、各自治会ごとに世帯情報を収集するほかないのが現状です。自治会が世帯情報の提供を求めて家庭から拒否されることも十分考えられますが、それは住民が自治体には情報を提供できるが、自治会には提供出来ないことを意味することから、自治会の信頼を上げていくしかないというのが現在の考え方です。

なお、民生委員・児童委員には、その法的職務遂行の必要から、一人暮らし老人や児童に関する情報が提供されていますが、当然、民生委員・児童委員にはその情報の守秘義務があります。

## ◎外国人居住者の増加

図表 3 1 三重県における外国人登録者の増加



資料：県国際室 平成17年12月1日現在

三重県の外国人登録者は年々増加しており、平成17年12月1日現在で47,551人と県人口の2.5%をしめています。国籍別では、ブラジルの方が最も多くなっています。

外国人登録をしている人は、日本人と同様に住民税を支払っていますが、日本人が当たり前のこととして得ている各種手続きや日々提供される住民としての基本的な情報をすべて母国語で入手することは困難なのが現実で

す。

ゴミ出しのルールや主な行政サービスは、翻訳され提供している自治体も多いようですが、情報が的確に伝達されないことや、習慣の違い等から、トラブルが生じることもあるようです。

また、近年は、マイホームを購入して定住し、自治会に加入する人も増えつつあります。多文化共生の地域づくりを進めていくためには、自治会と在住外国人との関係を深めるとともに、自治会加入の持つ意味やメリットを納得できるよう説明していくことが求められています。

外国人住民の課題を地域へ発信し、地域とともに取り組む  
(取組事例 1 伊賀日本語の会)

- ・伊賀市・名張市の外国人登録者は約5,300人。(平成17年12月末現在)
- ・平成5年から伊賀地域の在住外国人への日本語学習支援を実施。
- ・在住外国人との関わりから見えてくる様々な問題(生活・仕事・教育・医療など)や課題を地域に伝えるため、講演会やフォーラムも毎年開催。
- ・平成17年1月に講演会およびワークショップ「被災現場での共生を目指して ~外国人と日本人、ともに地域力を高めよう」を開催。
- ・ワークショップを通じ、「災害のために何かをするのではなく、日頃からのつきあいや準備をしておくことが大切」、「日頃から言葉の壁、心の壁がなければ、震災が起こっても心配しなくていい」など、多文化共生ができていれば、もしもの時も機能するはずであり、今後は自治会と在住外国人との関係を深めていく必要があることを再認識。

### (3) 地縁にもとづく年齢、性別組織

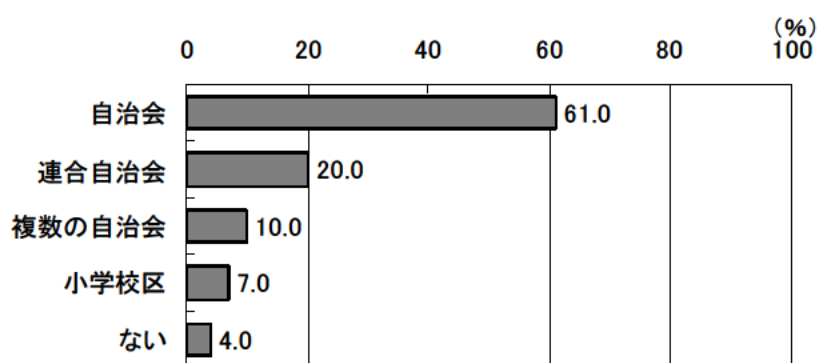
#### (老人会)

名称は、老人クラブ・敬老会等多様ですが、概ね60才以上の高齢者を構成員としています。平成16年度現在、三重県老人クラブ連合会には、2,354団体201,619人が登録されており、県内自治会約5,600の4割程度の団体数となっています。また、名義上の登録者は、60才以上人口の約4割が所属していることとなります。

県全域の統計は、補助金の対象となる県老人クラブ連合会の所属団体となっていますが、いわゆる老人会の多くが、老人クラブ連合会に登録している老人クラブか、老人クラブの支部であると推察されます。

#### 【自治会アンケート結果】

Q「老人会の活動範囲」



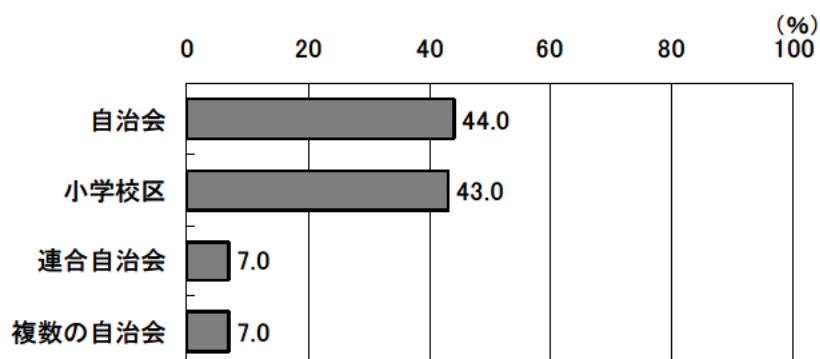
#### (子ども会)

一般に小学生を中心に、一部で中学生や就学前の幼児も対象としています。

自治会長からは、少子化による加入者減少と役員になりたくないために加入しない世帯が増加しているとの意見が寄せられています。

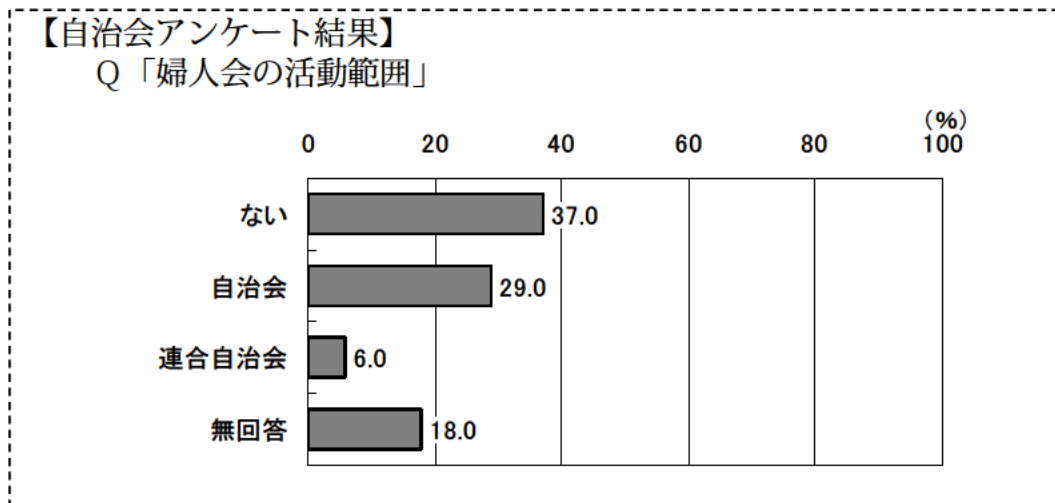
#### 【自治会アンケート結果】

Q「子ども会の活動範囲」



### (婦人会)

婦人の地位向上及び生涯学習活動を目標に設置され、日本赤十字社奉仕団員として募金や高齢者の支援等で活躍するとともに、地域の行事、イベントで飲食の準備に当たる等の役割を担っています。



「無い」「無回答」が半数以上であり、実質的な活動が他の団体で行われていることがあるかもしれませんが、かつては一般的であった「婦人会」も半数以上の地域にはない模様です。

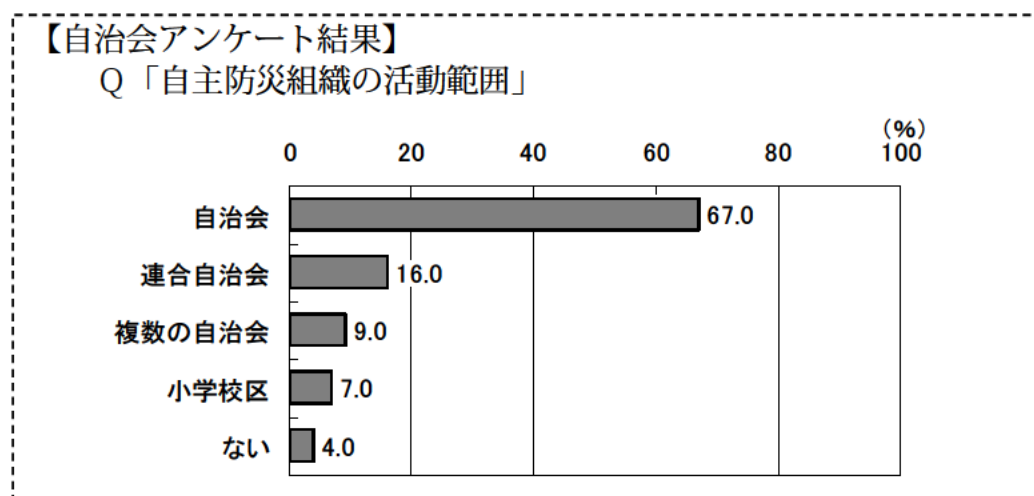
#### (4) 地縁に基づくテーマ型組織

自治会、自治会連合会の区域において、防災、防犯、福祉、教育などの一定の目的を達成するため設置された組織があります。これらのなかには、近年、青色回転灯による地域パトロールなどの自発的な取組もありますが、ここでは、ほぼすべての地域に設置されているテーマ型の組織をあげています。

このため、住民が自発的につくった組織というより、市町の縦割り住民組織の支部として設置されたり、市町の働きかけがきっかけで結成された組織となります。

#### (自主防災組織)

地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合に、被害の拡大を防止軽減するため、住民が自主的につくる組織です。県では、200～300世帯くらいを目安に自治会や地域の団体のつながりを生かして県全域に設置することを目標としており、平成17年1月現在で、3,355団体、加入世帯624,879となっており、組織率は約93%となっています。



#### (PTA)

戦後間もなく、児童生徒の父母と教師がお互いに理解を深め、協力していくために小中学校単位に設けられた組織です。戦後、教育財政の貧困なことから、学校施設・設備を整備拡充するための財源措置・後援会として活動するとともに、教育問題の学習会、研究会や児童生徒を含めたスポーツ大会、レクリエーションも実施しています。

問題点としては、教師側の発言権が強くなったり、学校側に任せきりの父母の増加、一部の父母の主張が中心となり全体的にバランスのとれた議論ができないケースがあること、母親の参加が大半で父親の参加が少ないことなどがあ



げられています。

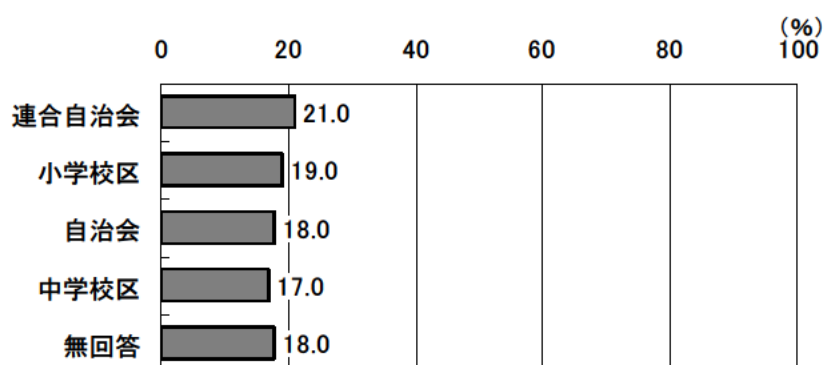
平成17年4月の市町村立の小学校が426校、中学校が176校あることから、同数程度のPTAが県内に存在すると推測されます。

#### (青少年育成市町民会議支部)

青少年の健全育成のために、研究、啓発、指導などの取り組みを行う組織であり、市町ごとに青少年育成市町民会議が設置されており、その支部的機関が自治会、小学校等で地区割りされて青少年育成関係者により設置されています。

#### 【自治会アンケート結果】

Q「青少年育成市町民会議支部の活動範囲」

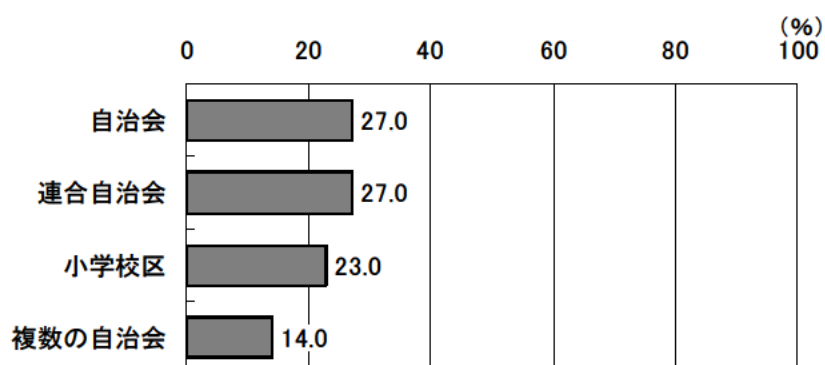


#### (地区体育振興会)

市町村ごとに体育振興会がおかれ、小学校区、中学校区で地区体育振興会が設置されているケースが多くなっています。地区運動会のほか、種目ごとに地区大会を開催しています。

#### 【自治会アンケート結果】

Q「地区体育振興会の活動範囲」



( 防犯協会 )

犯罪防止、風俗環境の浄化、青少年の健全育成などを目的に、警察署単位で地区防犯協会がおかれ、市町ごとに防犯協会が置かれています。

青少年健全育成のボランティア団体、商店街、自治会の自警団などと連携しながら活動にあたることとしています。

( 5 ) 市民活動団体等のテーマ型組織

( 経緯 )

戦後に限って考えると、昭和40年頃までは、農業生産者のグループ、地域の伝統行事を行う結い、講、青年会などが存在していたことから、これらが、地域の文化、景観、産業などで果たす役割は大きかったと思われます。

また、隣近所のつながりも深かったため、多様な生活上のニーズが地域で解決されてきたとも思われます。

テーマ型の団体形成の動きとしては、地域清掃、高齢者援助、障害者援助などの活動をおこなう団体を、社会福祉協議会がボランティア団体として登録してきました。

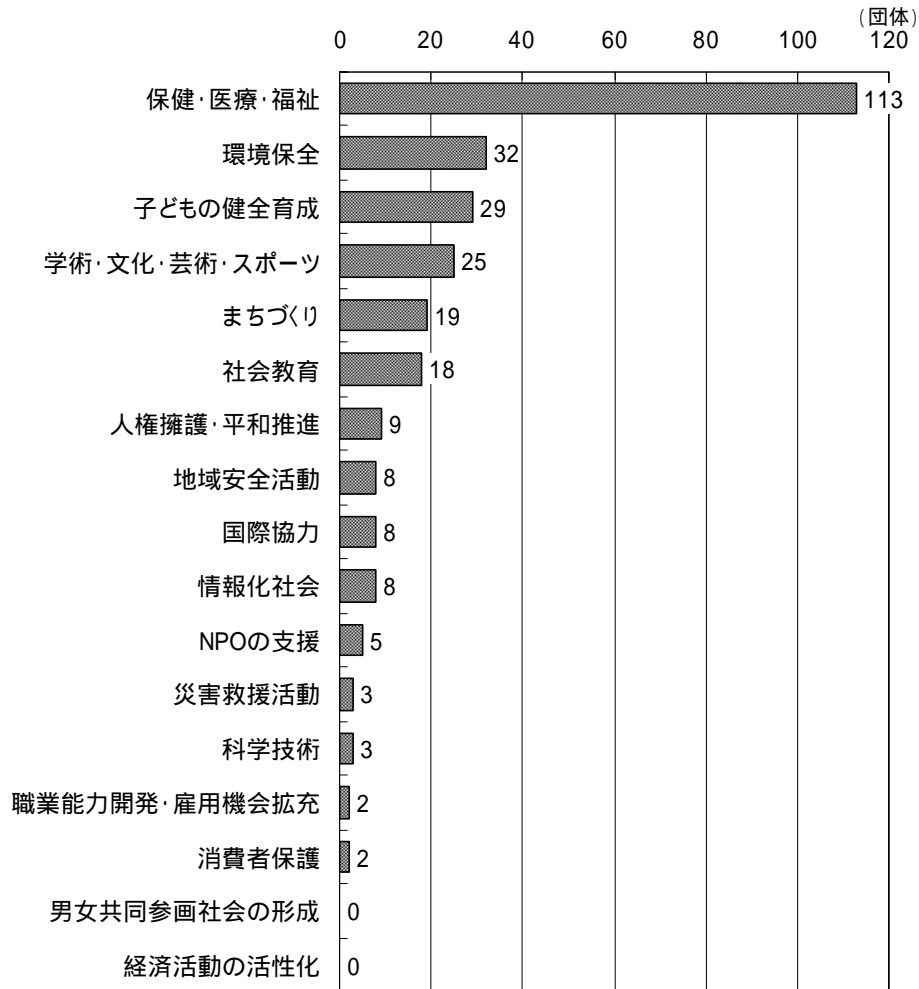
また、昭和60年くらいから、地域文化、イベント、地場産業、生涯学習などの地域活性化に取り組む団体が、地域づくり団体として活動を展開してきました。このころは、国際化・環境問題に取り組む団体も一般に地域づくり団体と呼ばれることも多くありましたが、NPOの概念が知られるようになってからは、市民活動団体と称する動きが一般化してきました。

平成12年の特定非営利活動促進法の制定により、市民の公益活動は法人格をとることができるようになり、NPOの概念の普及により目的意識をもった活動が脚光を浴びることになりました。この後は、NPOが同法に基づき法人格を持つ団体を示す場合と、広く市民活動を行う多様な団体の両方の意味で使われています。

( 県内のNPO法人 )

三重県では、平成18年1月10日現在、365団体がNPO法人として認証されています。平成17年9月30日現在(NPO法人総数284団体)におけるNPO法人団体の主な活動分野は、保健医療福祉113団体(31%)、環境保全32団体(9%)、子ども健全育成29団体(8%)、学術文化芸術スポーツ25団体(7%)、まちづくり19団体(5%)となっています。

図表 3 2 三重県内のNPOの分野別数



資料：三重県生活部NPO室まとめ 平成 17 年 9 月 30 日現在

(市民活動団体への参加)

24頁で紹介した県民1万人アンケート結果から、自治会などの地域活動と推定される部分を除くと、県内のNPO活動・ボランティア活動へは、県民の概ね10%の方が参加されており、きっかけがあればすぐにも活動しそうな県民は10%～20%程度と見込むのが現実的な捉え方と思われます。

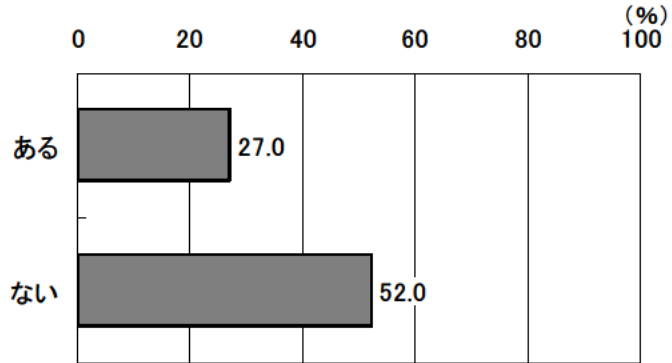
(市民活動団体と自治会)

これまで、NPOはその先進性や自発性が強調され、相当広域的な区域で専門的な活動を行っているというイメージが一般的でした。しかし、わたしたちが身近なまちづくりを検討するなかで、自治会の課題から生まれたNPOや地域に密着した課題解決を目標とするNPOが数多く存在するのを知りました。

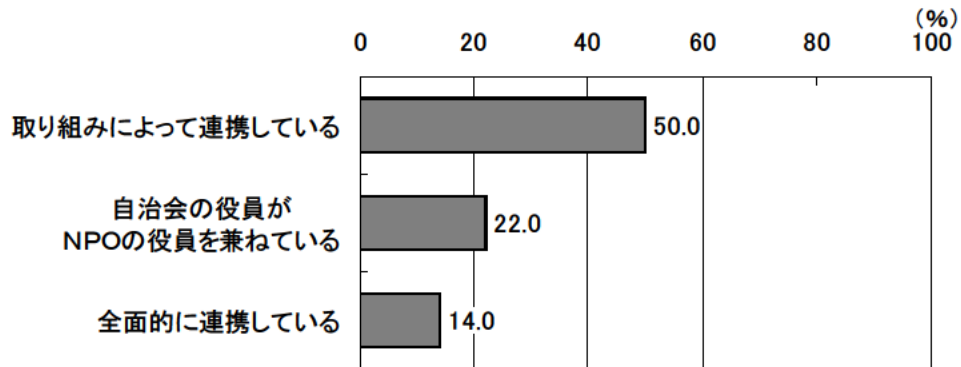
このため、かねてから課題とされていた自治会とNPO・ボランティア活動の実態を把握するため、アンケートを実施しました。

【自治会アンケート結果】

Q「自治会の区域内のNPO・ボランティア団体の有無」



Q「自治会の区域内にあるNPO・ボランティア団体との連携の状況」

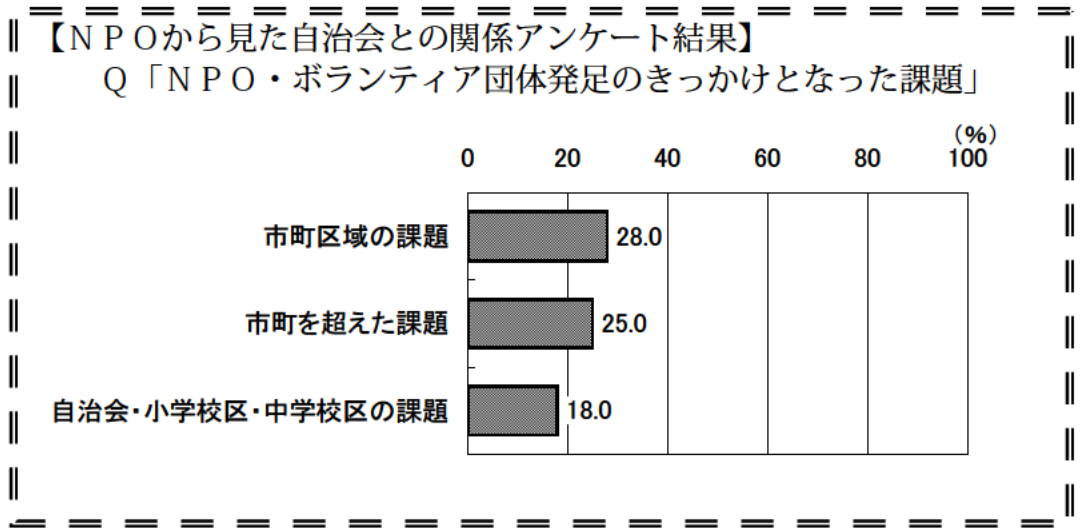
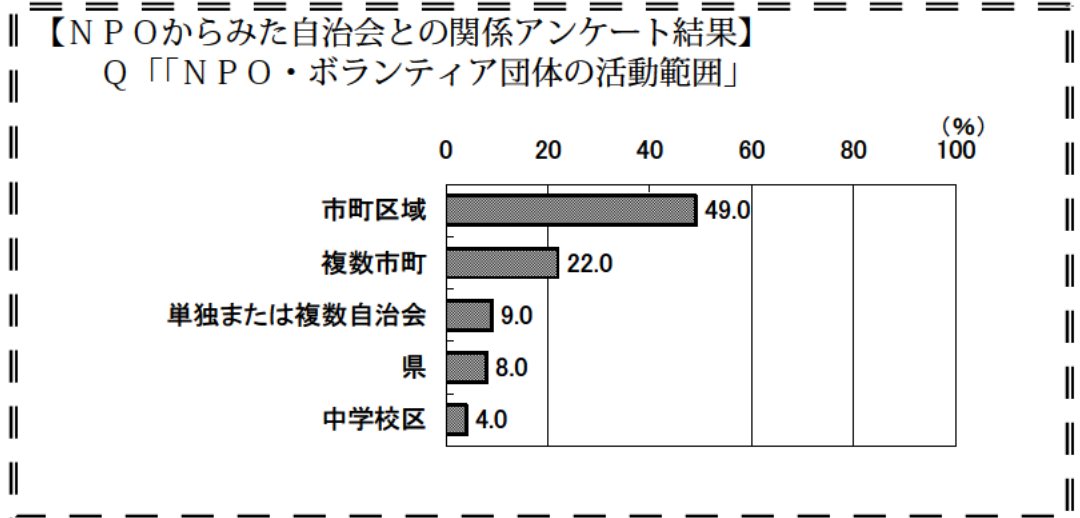


自治会の身近にNPOやボランティア団体がある場合には、相当密接な関係を持ちつつ活動していることがわかりました。

(市民活動団体からみた自治会)

一方、市民活動団体に対するアンケートは、法人格のある特定非営利活動法人だけでなく、法人格がなくても地域で積極的に活動する団体も多いことから、法人格のないボランティア団体、市民活動団体を対象に調査を実施しました。

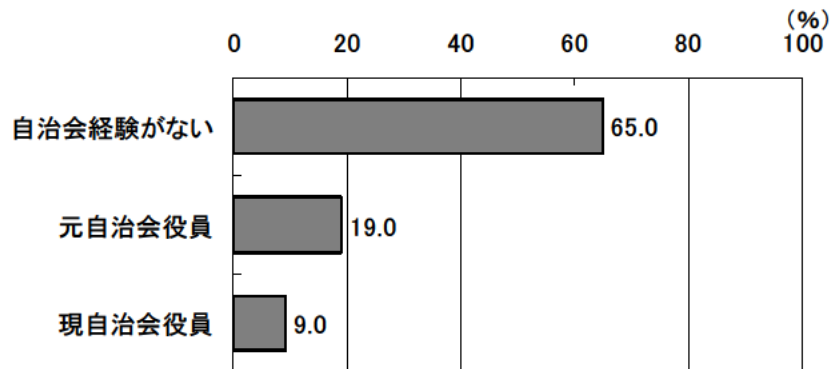
回答は、特定非営利活動法人が58%、法人でない組織が42%であり、活動分野は、保健医療福祉30%、まちづくり20%、環境保全11%、文化スポーツ等10%、こどもの健全育成10%となりました。



一般に一口でNPO活動、市民活動という場合は、かなりの人が県とか国レベルで活動する団体を想起すると思われそうですが、実際に県内で活動する大多数の団体は、市町かそれより小さい範囲で活動しており、複数市町と県全域を活動範囲とする団体は、この調査では、3割程度となっています。

また、NPO・ボランティア団体発足のきっかけとなった課題についても、中学校区より小さい区域や市町の区域の課題が5割程度となっています。

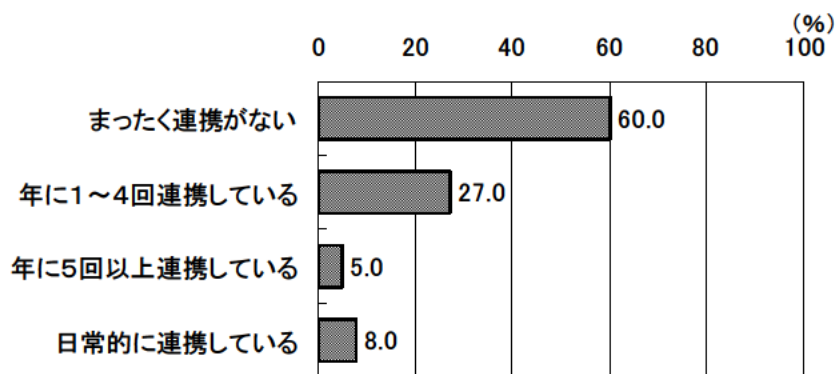
Q 「NPO・ボランティア団体代表の自治会役員歴」



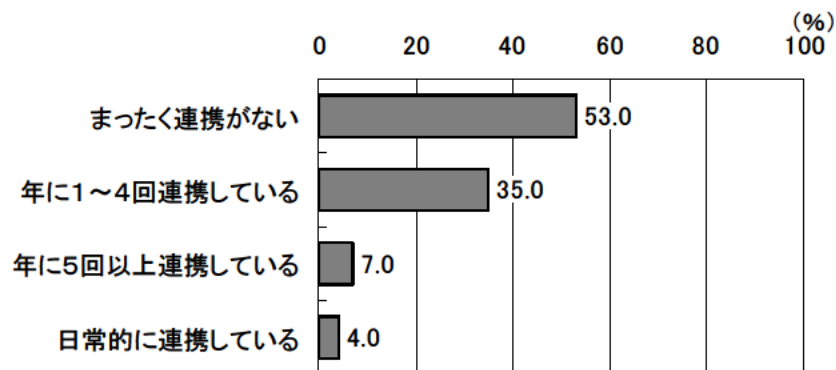
NPO・ボランティア団体代表の3割程度が、自治会の会長、副会長、会計の3役経験者であることがわかります。

【NPOから見た自治会との関係アンケート結果】

Q 自治会との連携の現状



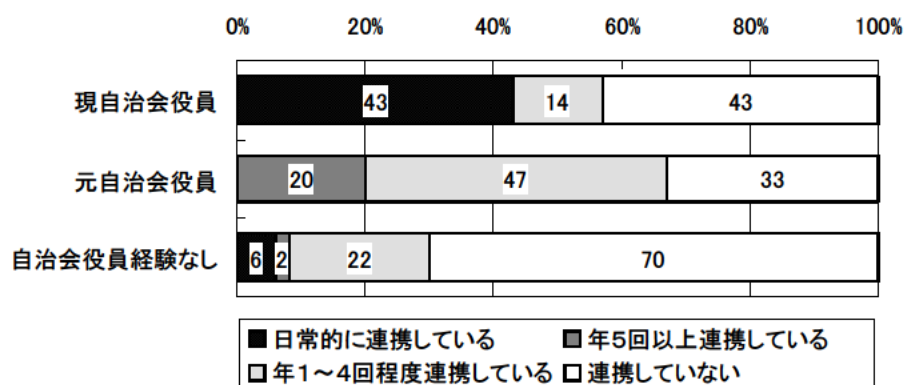
Q 老人会、子ども会、自主防災組織等の地縁団体との連携の状況



自治会、その他地縁団体との連携については、概ね半数のNPOやボランティア団体は、現状でも自治会や地域の地縁団体と必要に応じて連携していることがわかります。

【NPOからみた自治会との関係アンケート結果】

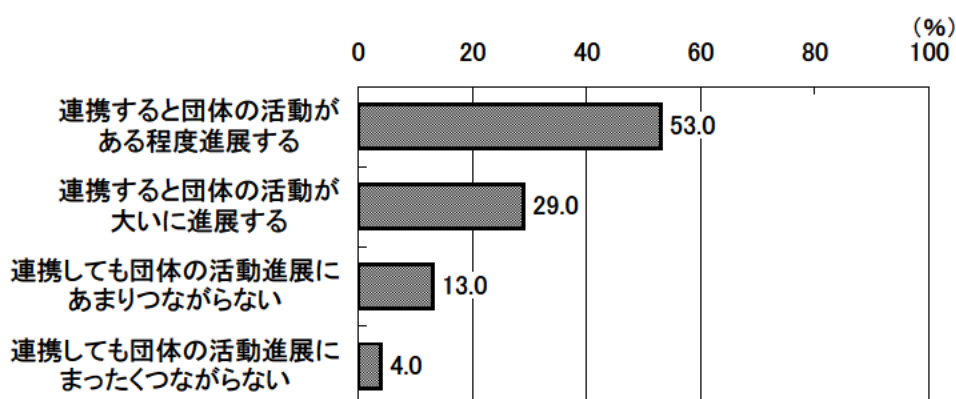
Q 自治会役員経験の違いによる自治会との連携度合い



現状では、自治会の役員経験者が自治会とNPOの橋渡しの役割を果たしている傾向が強いことがわかります。

【NPOからみたNPOの自治会との関係アンケート結果】

Q 今後の自治会との連携による効果



現在は自治会等の地縁団体と連携していないNPO団体も含め、8割程度の団体が、連携によってメリットがあると受けとめています。なかでも3割程度の団体が今後の団体の活動進展のうえで、自治会等の地縁団体との連携が大きな鍵となると受けとめていることがわかります。

### (市民活動団体と自治会の特質)

テーマ、目的の明確なNPOやボランティア団体と一定の地域の大多数の世帯が参加している自治会が連携することが望ましいことは以前からいわれてきました。多様な分野にわたるNPOの設立と地域での活動に伴い、その連携は少しずつ広まりかけていますが、それほど大きな進展がみられないのは、両者の組織が有する基本的な特性をお互いが十分理解できていなかったり、実態を十分に把握できていないことにも起因すると思われます。

図表33 コミュニティ(自治会等)とアソシエーション(NPO法人等)の特性

(帝塚山大学 中川幾郎教授の資料を参考に作成)

コミュニティ(自治会等)	アソシエーション(NPO法人等)
集団主義	個人主義
全日的時間	定時的時間
宿命的集団	契約的集団
寛容	合理主義
全員一致	多数決
総合性	専門性
地域共同感情共有	課題別目的共有

自治会は原則全世帯参加であり、かつ多くの活動は1世帯あたり1人参加することが、基本ルールとなっています。したがって、活動に多くの構成員が参加しますが、主体性が高いわけではなく、役員の指示による活動となりがちです。また、前例、経験のある活動のノウハウはあるものの、新しい課題に取り組む場合は、そのノウハウが不足しがちです。

他方、市民活動へは、明確な使命感や目的意識のもとに参加しており、構成員の専門知識やノウハウが蓄積されています。また、構成員はいつでも退会でき、団体そのものが消滅する可能性もあります。また、構成員が少ない場合も多く、仮に名目的に人数が多くても実際に活動する人数は少ない場合もあり、大規模に活動を展開しようとする場合には、日頃から他の民間団体や行政との関係を形成していないと、地域社会に展開しにくい傾向があります。

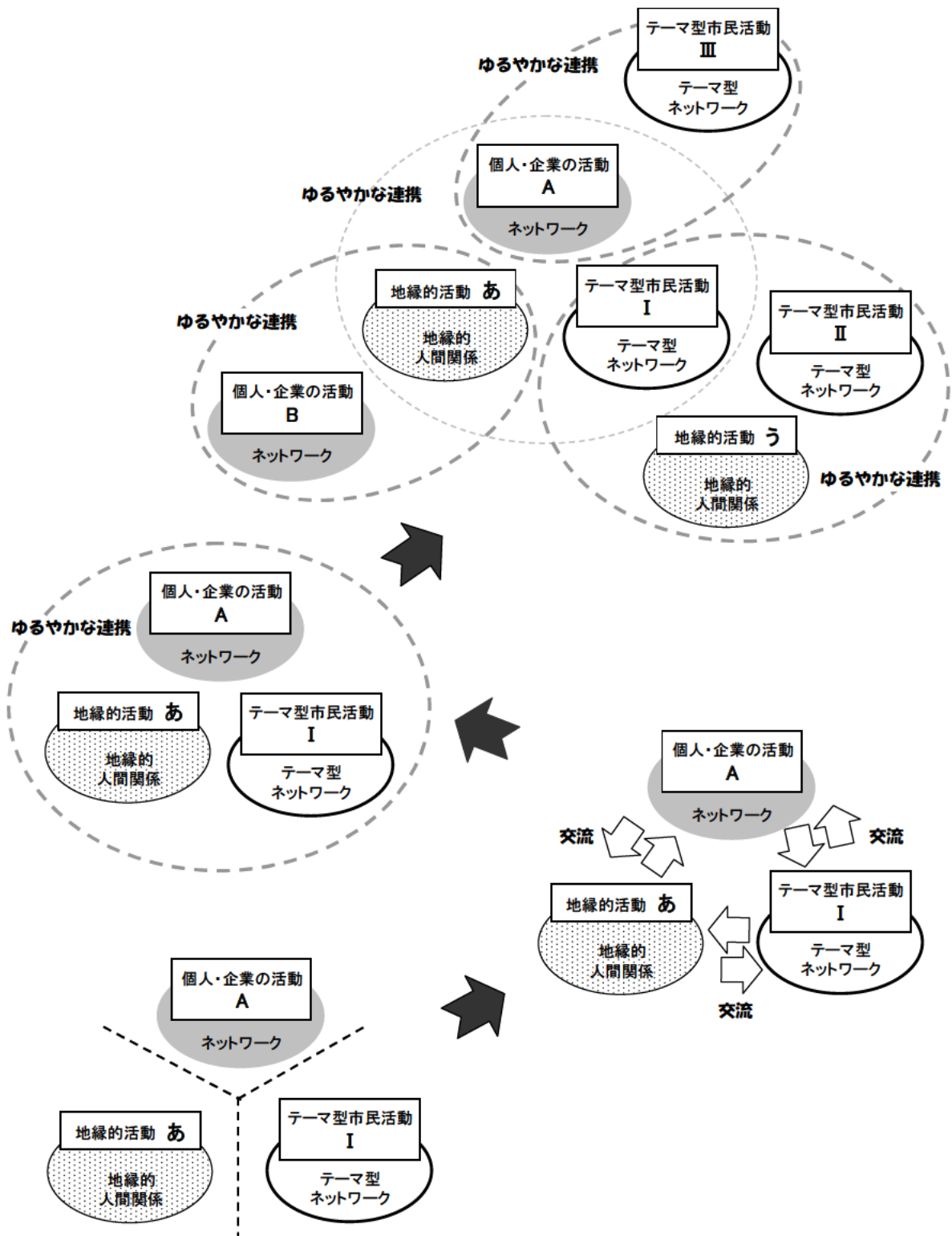
### (ゆるやかな連携)

このような両者の特性と実態を踏まえたうえで、自治会とNPOが、抱える課題を解決するために、必要があれば両者の特性を活かしたゆるやかな連携を模索することは身近なまちづくりにとって有意義なことです。いったん連携しても、必要がなくなれば連携をやめ、新たな課題に向けてそれぞれが独自に活動し、新たなゆるやかな連携を模索していくという、柔軟な考え方に立つことが重要です。

このように、ゆるやかな連携の好循環を生み出すことは、身近なまちづくりを推進するうえで有効な手法であると考えます。



図表 3 4 個人の活動、地縁的活動、テーマ型活動の連携展開イメージ



市民活動の目的を達成するため、自治会等との連携に戦略的に取り組む  
( 取組事例 2 水辺づくりの会 鈴鹿川のうお座 )

- ・鈴鹿川水系の豊かな河川環境の保全、再生、創造をめざし、魚の遡上・回遊環境の改善、外来魚の駆除と希少魚類の保護等の活動を行っている。
- ・平成 12 年から活動を開始し、現在、メンバーは亀山市・鈴鹿市在住の 7 人である。
- ・魚の遡上・回遊環境の改善のための取組である堰堤への魚道整備には、河川の管理者である国、県への働きかけが重要との考え方から、市民活動団体の声を届けるだけでなく、地元の自治会、漁協等に働きかけを行い、連携を図りながら戦略的に実施している。
- ・ため池における在来種による生態系回復に向けた取組みでは、地元の自治会や水利組合に対し働きかけを行い、ため池の水抜きによる外来魚駆除を協働して実施している。
- ・魚道整備においては、これまでに鈴鹿川本流の井尻頭首工（亀山市井尻町）への魚道整備が、地元漁業協同組合、水利組合の理解をえて実現し、また、八島川河口堰堤（亀山市川崎町）への魚道整備を含め 4 魚道が地元自治会等に働きかけ、自治会から行政に要望することにより実現した。
- ・ため池の外来魚駆除では、平成 15 年度に高塚池（亀山市布気町）、16 年度に羽若池（亀山市羽若町）、また 17 年度に長妻の池（亀山市川合町）において、自治会や水利組合に対し働きかけを行い、協働で外来魚駆除を実施することで、外来魚の駆除だけでなく、池を管理する自治会に在来種の保護認識や外来魚の違法放流に対する監視意識が高まることとなっている。

#### 【NPOの自治会との関係アンケート 自由意見】

- ・連携のきっかけがない。
- ・自治会から何の接触もない
- ・地域の情報が公民館などにも集約されていない。
- ・商業者もまちづくりに重要な役割を果たしている。

また、NPO代表の自由記入意見には、幅広く地域との関わりを持ちたいが、持てないことへの不満や問題点を指摘するものが多く、自治会・NPOのどちらも連携の機会を待っているだけでなく、主体的に連携に取り組む必要があります。連携しやすい環境づくりのため行政や中間的な団体などの第3者が対話の場を設けることも有効な手法と思われます。

## ( 6 ) まちづくり協議会

### ( 多様なまちづくり協議会 )

まちづくり協議会、地域づくり協議会等の名称は、これまでも、  
市町村等の地域ビジョン、地域計画を策定する組織  
地域資源を活用し、個性的で活力ある地域活性化事業を実施する組織  
地域の公共事業の計画づくり、ハード整備、施設維持管理のための組織  
中心市街地活性化を進める組織  
などの名称としても用いられてきました。

上記のいずれの組織も、個性的で活力ある地域づくりを進める点では共通  
していますが、近年、住民自治の観点から、特定のテーマに限定されず、小  
学校区などの区域内の総合的な課題を協議・合意形成・実施する組織をまち  
づくり協議会、地域づくり協議会ということが多くなってきました。

### ( 住民自治のまちづくり協議会 )

住民自治のまちづくり協議会の特徴は、

小学校区、中学校区など、区域が明確なこと。

自治会、防災・交通安全・地域福祉等の地域の団体、PTA、市民活  
動団体、ボランティア団体、生涯学習の会など区域内の大多数の団体  
が、構成員となるか、関係団体として位置付けられること。

公募市民やすべての住民を構成員とするなど、世帯や団体ではなく個  
人としての参加の仕組みも持っていること。

課題を抽出、協議、合意形成、実行する機能を有すること。

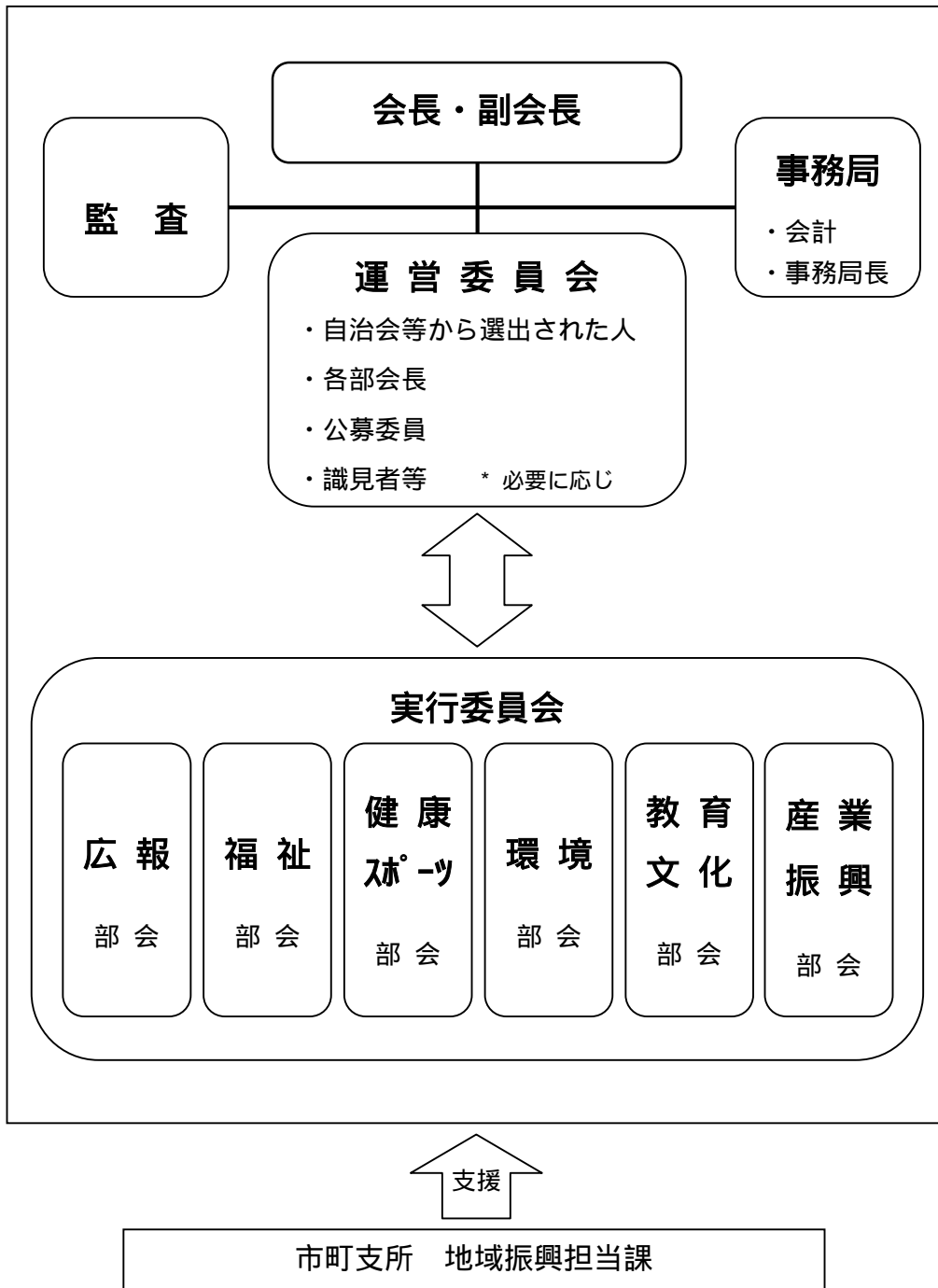
があげられます。

また、地域づくり計画の策定、地域で用途を決める行政からの包括  
的な資金支援、などがかなりの協議会に見られる特徴です。

これまでも、連合自治会や学校区などの複数の自治会区域で地域の団体  
が連携することはありましたが、イベントの開催、行政への要望など、実践  
における緩やかな連携という性質が強く、協議、合意形成における連携の側  
面は弱かったといえます。

まちづくり協議会は、このような実践における連携を超えて、意思決定  
機能と執行機能をもつ、市町のなかの小さな自治を担う「地域自治」の主体  
としても位置付けられるものです。

図表35 まちづくり協議会イメージ図



図表36 名張市地域づくり委員会活動事例(平成16年度)

事業	敬老会	資源ゴミ回収補助	住民交流	教育文化活動	公園維持管理 地域環境整備	ごみ対策
名張			週末ふれあい事業 大盆踊り大会(台風で中止)	スポーツ交流事業 学生支援事業(高校生の やってる店後援)	エコロードの整備 エコロード親水イベ ント(竹とんぼ飛ばし、 まさがし、木の葉のカル タ取り)	
蔵持			夏祭り 伝統芸能の保存 地区振興助成	放課後児童クラブ活動へ の助成	環境美化事業、花の 種配布(公民館展協 賛)	
梅が丘			女性ネットワーク住 民参加行事(お菓子 づくり、リースづく り)	地域の伝統行事保存(獅 子舞) インターネット教室開催	梅・桜の植樹 水路清掃	
鷹原				スキー・スノーボードツ アー	地区内公民館、集會 所への花壇設置 いっせいに花を植え る	
美旗	-	-	夏祭り(台風で中 止) お月見コンサート シンボルマークの作 成	子ども週末活動(みはた とーくる)支援 「どんど」、古墳ウォ キング	クリーンキャンペ ーン 糞害防止看板の設置	集草置き場看板の設置
比奈知		-	ゆめづくりフェスタ の実施	ゆめづくりフェスタ の実施		
すずらん台			夏祭り 音楽会	ラジオ体操支援事業 各種団体支援	掲示板、各種看板設 置 愛玩動物対策 地域清掃事業	ゴミステーション整備
つつじが丘		-	つつじが丘婦人会活 動	人形劇鑑賞会(子どもた ちに無緑環境を) 子ども健全育成活動	園芸福祉事業(花の きれいな公園づく り、公園砂場の活性 化) 公園整備、維持管理 事業	ゴミステーション整備
赤目			ふるさとウォーク 赤目夏祭り大会 ソフトボールリーグ 戦	青少年キャンプの実施 ふれあいフェスティバル	地域内美化活動	
錦生			世代間交流(しめ縄 づくり、) 地区ソフトボール大 会		不法投棄物除去作業	花火大会会場ゴミ拾い
箕曲			地区運動会の実施	箕曲文化祭の開催		箕曲地区クリーン事業 (ゴミ拾い、水路清 掃、草刈)
百合が丘		-	市民センターフェス タ 夏祭り	星空コンサート スポーツフェスタ クリスマスコンサート	環境美化活動	
国津			区民運動会(国津・ 長瀬)	地区の子どもと松阪子 供の城 とのホタル狩り	有害鳥獣駆除事業 花いっぱいモデル事 業 河川周辺の景観保全 事業(草刈と桜植 樹)	
桔梗が丘		-	夏祭り ハッピーニューイ ヤーききょうフェス タ ききょう井戸端会議	青少年健全育成事業「小 中学生こころの思い発表 会」 ふるさと歴史ハイキング	地区内公園の現況点 検 自然環境保全整備	まちをきれいにする ローラー作戦 環境美化啓発事業

敬老会 資源ゴミ回収補助事業に地域交付金から支出している... 支出していない... -

事業	防災・防犯・交通安全	健康・福祉・人権活動	広報活動	地域独自の事業 視察受入等	事業積立
名張	防災まちづくり講演会、防災講演会開催 防災まち歩き 防災啓発パンフの作成・配布	子育てサロン「きらきらひろば」 いきいきサロン「よってだ-こ3号店」 初日の出ツアー	「ひやわいワイワイ」	まちなか再生事業計画策定への取組み 伊賀の蔵びらき事業後援	
蔵持	防犯パトロール用マグネットシール作成	老人クラブのイベントへの参加促進	蔵持まちづくり		
梅が丘	新1年生へ「いのちの笛」支給 ワンワンパトロール用ユニフォーム購入	新春笑って走ろう会 子どもスポーツ大会開催 講演会「おじいちゃんおばあちゃんとうまく付き合う方法」	広報紙「ゆめぶらむ通信」定期発行		
藤原	安全・環境パトロール用マグネットシール・腕章の購入 地区ごとにパトロールを実施 防災事業の実施（防災用具の購入、防災の展示）		広報誌「こもはら」		
美旗	地域安全サポーター選任、支援（ロゴ入りジャンパーを配布） 防災研修会の実施	体育部会の設置 テニス体験教室、ニューススポーツ体験、美旗地区ニューススポーツ体験イベント	センターだより	美旗古墳群活用事業 古墳群案内板の設置、古墳修景整備（レンゲの種まき）、民俗行事の収録 美旗ビジョン検討委員会、福井県武生市大虫地区視察	
比奈知		ゆめづくりフェスタの実施			事業実施積立（コミュニティバス計画）
すずらん台	通学路の安全確保事業 地域防災訓練推進事業 迷惑駐車防止啓発 いのちの笛配布	高齢者ランチサービス	町づくり委員会 ニュース		住民居住地図作成積立 コミュニティバス導入積立
つつじが丘	子どもの安全を守る活動（登下校指導、夜間パトロール） 防犯ステッカー作成、車に貼ってのパトロール	園芸福祉事業（健康ふれあい園芸講座） 痴呆性高齢者問題啓発事業 外出サポート・コミュニティバス調査 地域福祉懇談会	広報 地域づくり		
赤目	交通安全教室 年末年始パトロール	高齢者と幼稚園児のふれあい事業 高齢者いきいきサロン 健康づくりウォーク		日の谷温泉湯湯試験費	
錦生	錦生地区防災訓練の実施 年末年始警戒	人権学習会、ひとりぐらしのみなさんとの集い 独居・寝たきり老人慰問 地域福祉計画懇談会	地域づくりだより ホームページ 「ほっとホット錦生」運営		印刷機購入積立
箕曲				箕曲史編纂事業	箕曲史編纂事業 印刷製本費
百合が丘			センターだより		防災対策費
国津	消防団支援事業（防災防犯活動への支援）	園芸福祉モデル事業	委員会だより	特認校支援事業（国津っ子フェスティバル・長瀬ふれあいフェア）	
桔梗が丘	迷惑駐車一掃啓発チラシの配布 防犯パトロールの実施、防犯ジャンパーの支給 自主防災訓練の実施（800名） リーダー養成講演会	地域福祉推進事業（安否確認・友愛訪問、高齢者の集い、子育て支援事業、新事業の調査研究） 広報事業（情報誌「陽だまり」の発行）	ききょう通信 ホームページ運営	団体補助金交付事業 10号公園整備計画策定	

図表 3 7 三重県内のまちづくり協議会

市町名	名 称	設置区域 設置数 区域	根 拠 設置時期	特 質
名張市	地域づくり 委員会	市全域 14 公民館単位	市条例 平成15年度	平成15年度から地域づくり委員会ごとに「ゆめづくり地域交付金」を交付。(*1)
伊賀市	住民自治協 議会	市全域 37 小学校区を基 本	市自治基本条例 平成16～17 年度	合併協議の早い段階から、住民自治の充実を目標にかかげ、旧町村部から順次協議会を立ち上げ。(*2)
熊野市	地域まちづ くり協議会	市全域 18 住居表示の町 を基本	市要綱 平成16年度	各協議会ごとに3～6名の市職員をアドバイザーとして派遣。地域まちづくり協働事業費補助金を協議会へ交付。
伊勢市	厚生地区ま ちづくり協 議会	市の一部区域 1 小学校区	会則 平成17年6月	商店街を含む中心市街地活性化に取り組むTMO(*3)活動と住民の地域自治を一体的に取り組む。
松阪市	あさみまち づくり協議 会設立準備 会	市の一部区域 1 連合自治会	会則 準備会の設立 平成17年8月	連合自治会長のリーダーシップのもと、住民アンケートや懇談会を積み上げて協議会の設立を進める。
津市	一身田地区 まちづくり 推進協議会	市の一部区域 1 連合自治会	規約 平成17年7月	歴史ある寺内町のつながりを背景に、自治会の主導で協議会を立ち上げ。

(\*1) 94 頁参照。

(\*2) 77 頁参照

(\*3) 凡例参照。

## (まちづくり協議会と自治会等の関係)

まちづくり協議会では、自治会役員がその代表者等の中核メンバーとなっているのが大半のケースです。また、内部組織として、自主防災、生涯学習、地域づくりなどの部会を設けて、自治会の全体性と市民活動団体のテーマ性を両立させようとしています。

従って、現段階では、活動内容そのものは、従来の自治会や地域団体のメニューと大差はないことも多いのが実態です。しかし、活動内容の民主的な協議や実行における他団体との連携強化により、新たな地域活動を展開しつつあることも事実です。

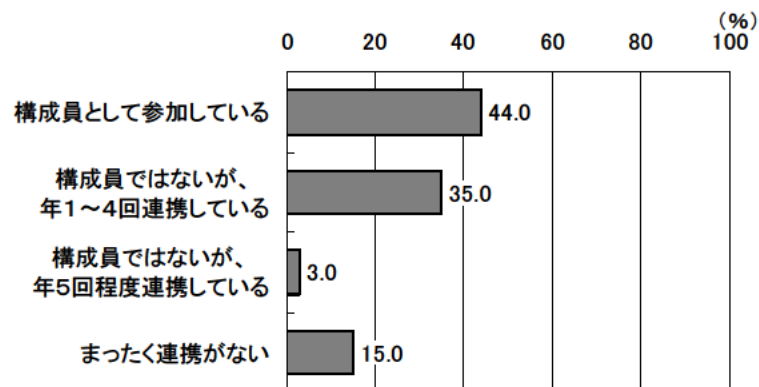
例えば、協議会が使い道を決めることができる新たな財源を得ることで、より地域に広汎に浸透した新たな活動に着手することも見られます。

他方、自治会が従来から地域の多様な地縁団体と密接に連携してきたところでは、従来の連携の枠組みと違うのは市民活動団体が入ってくる点だけであるため、実感としては変わりない印象を持ちやすいことになります。

市民活動団体・ボランティア団体の代表者のアンケートによると、まちづくり協議会のある地域では、協議会を通じて市民活動団体と地域とのつながりが少しずつ深まっていることがうかがわれます。

### 【NPOからみた まちづくり協議会との連携の現状 アンケート結果】

\*地域にまちづくり協議会のある34団体の回答





## ( 7 ) 法律にもとづき地域で活動する組織や役職

### ( 民生委員・児童委員 )

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法により児童委員も兼ねることになっています。地域福祉の向上のための調査、住民の相談、情報提供、支援にあたることとされ、具体的には高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見のほか、在宅サービスの提供等も行われています。現在三重県には、3,990名の民生委員・児童委員がおり、委員一人あたりの県民人口は468人となっています。

近年、高齢者の孤独死、児童虐待、配偶者からの暴力といった新しい社会的課題に対し、地域住民や社会福祉協議会等と連携を図りながら、取り組んでいくことが期待されていますが、事案が複雑かつ多く、対応に困難な地域もみられるようです。

### ( 消防団 )

市町が消防を行う機関として設置するもので、火災の警報、鎮圧、防除を行うとされています。消防団員は、通常、各自の職業につきながら平時の予防防災活動や、火災時の消防防災活動に従事します。

市町の消防団は、小学校区等で分団を組織しており、平成17年4月現在で県内には475の分団が組織されています。団員の平均年齢は36.9才です。

### ( 市町社会福祉協議会 )

社会福祉事業法(昭和26年施行)により、民間の社会福祉活動を推進するもので営利を目的としない民間組織です。

高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービスや配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社会福祉協議会が地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

地域のボランティアと協力し、高齢者、障がい者、子育て家庭の親子が気軽に集まれる「サロン活動」を進めているほか、小・中・高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たします。

なお、社会福祉協議会は、市町によっては、小学校区、連合自治会単位等に地区社会福祉協議会、地域社会福祉協議会が設置されていますが、実態は連合自治会長や民生委員がその職務にあたることが多いようです。

また、社会福祉協議会には、ボランティア・市民活動センターが設置されており、ボランティア活動の紹介、情報提供をおこなっています。

登録されている団体はさまざまですが、近年、福祉的互助活動(配食サービス、移送サービス、友愛訪問等)が盛んになりつつあります。

## 5 身近なまちづくりの取組パターン

### (身近なまちづくりの区域)

地域には、隣近所のように狭い地域から自治会、小学校区、中学校区などのある程度広い地域までその広さに応じて様々な課題があります。

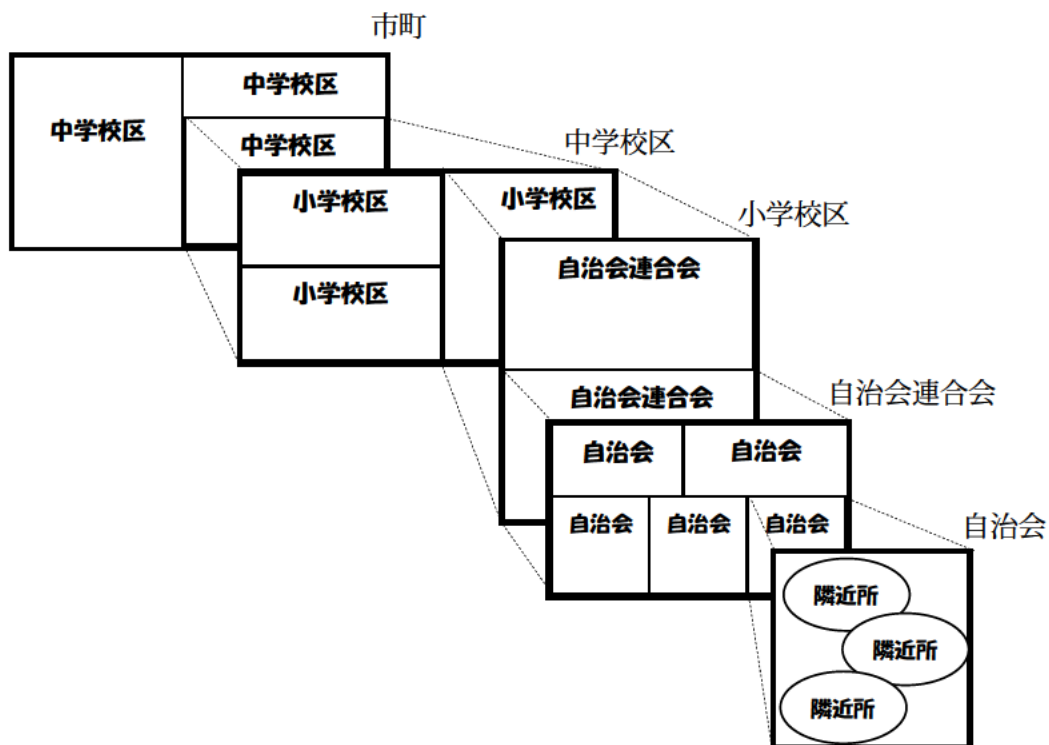
また、となりの地域と課題は共通しても、連携して活動するほうがいい場合もあれば、地域ごとに活動したほうがいい場合もあります。

身近なまちづくりを考える場合、

- ① 課題を共有する区域
- ② 対策を協議する区域
- ③ 対策を実行する単位となる区域

のいずれであるかを整理する必要があります。

図表38 身近なまちづくりに取り組む区域のイメージ



(身近なまちづくりのパターン)

このようななか、わたしたちは、身近なまちづくりを3つのパターンとして提案します。

どのパターンが良いというのではなく、自治会、自治会連合会をはじめとする既存の地域団体の活動状況をはじめ、団体の連携の実態、住民の特性、意識などに応じ、地域にあった仕組みを選択していくことがベストであると考えます。

このようなことから、身近なまちづくりのパターンとしては、

自治会等の既存の団体を中心とした連携による取組

学校区等で様々な団体が連携して設置するまちづくり協議会を中心とした取組

地域密着型NPOを中心とした取組

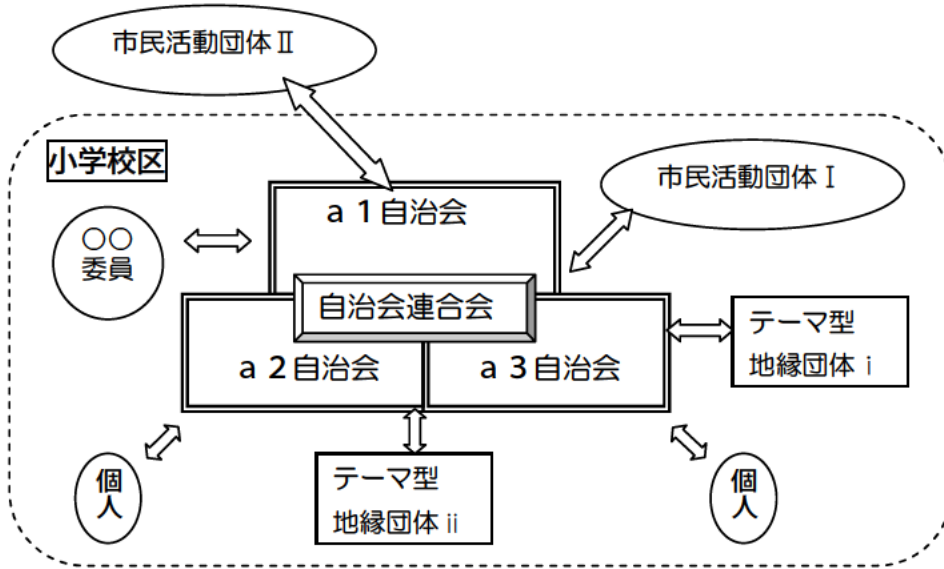
の3つのパターンが考えられます。

このうち、まちづくり協議会を市町全体に展開する場合には、首長のリーダーシップの果たす役割が大きいと考えます。

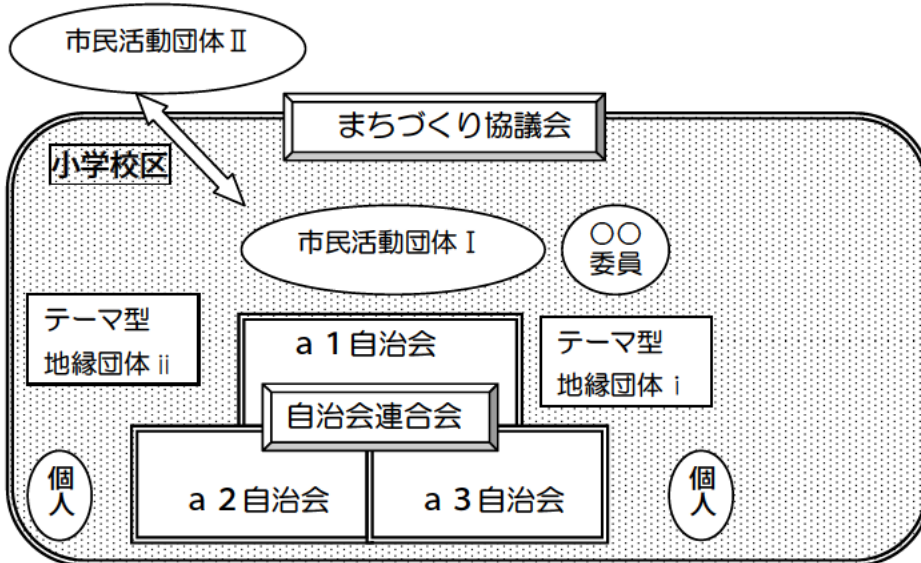
また、まちづくり協議会を進めるうえでは、住民自らが自治会などの既存の団体との関係を十分納得したうえで、主体的に取り組んでいかないと、協議、合意形成、実行の場にはならないことに留意する必要があると考えます。

図表39 身近なまちづくりの3つのパターン

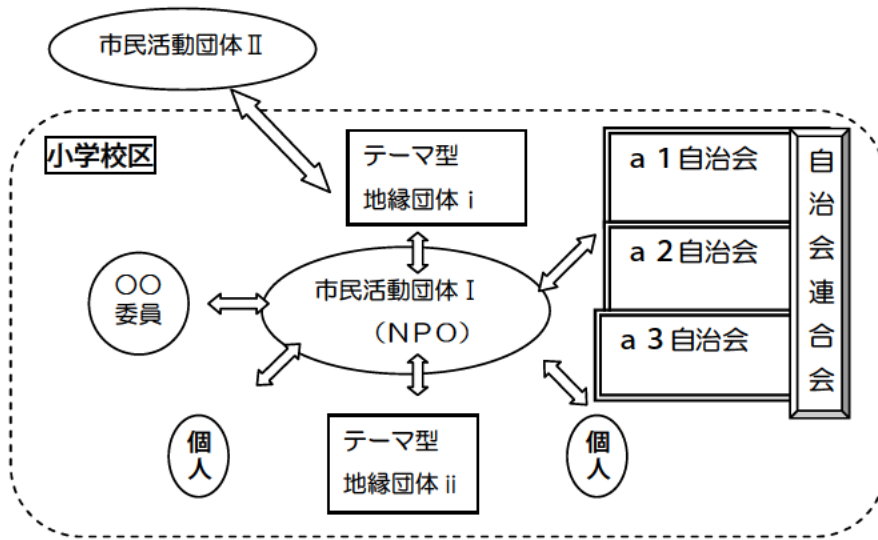
①自治会等の既存の団体を中心とした連携による取組



②学校区等で様々な団体が連携して設置するまちづくり協議会を中心とした取組



### ③地域密着型NPOを中心とした取組



## (1) 自治会等の既存の団体を中心とした連携による取組

地縁による団体のなかで、最も多くの住民が参加しているのが自治会です。

自治会には先に触れたように、さまざまな経緯から必ずしも住民の主体的な組織になっていないから住民自治の中核とはなれないとの意見もありますが、それは現状に囚われすぎた見方であって、今後の身近なまちづくりを建設的にとらえるならば、加入率の高さや地域の代表機能をもつ自治会・自治会連合会が中心的な役割を担って進めていくことが、必要であると考えます。

特に、近年は、自治会、自治会連合会、PTA、小学校などの地縁的なつながりによって地域の安全パトロールや、高齢者の見守り活動などが活発かしつつあり、事実上、これらの組織が住民自治の担い手として機能強化しているとみることができます。

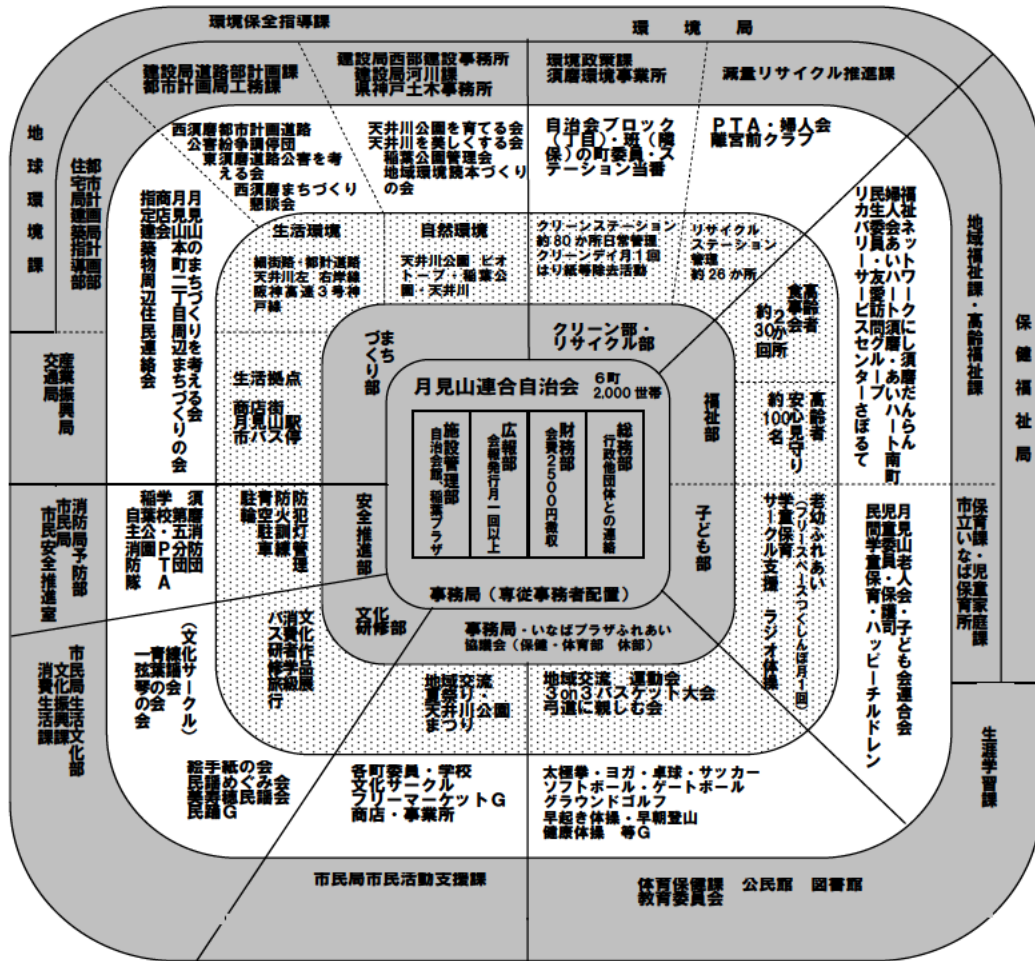
なお、自治会連合会や学区の協議組織がそのまま身近なまちづくりの主体となっていくのではなく、新たに「まちづくり協議会」を設置する場合は、(72頁 学区等のみちづくり協議会の設置)で記載しています。

### 地域課題を決議できる地域自治体をめざす自治会

(取組事例3 兵庫県神戸市須磨区 月見山連合自治会)

- ・須磨区の既成市街地西部に位置し、約2,000世帯、約5,000人。
- ・自治会館での葬儀(年50回程度)が中心の活動のため、本来の自治会活動が停滞していた。
- ・1993年以降、新会長の「陋習(ろうしゅう)の打破」をスローガンに自治会改革を断行。(自治会館の一部無料開放、高齢者食事会の開催、自治会報の毎月発行等)
- ・阪神・淡路大震災での救命・救援活動中から、住民相互の助け合いの大切さを経験。
- ・自治会に、専従事務職員体制を採用(98年)。
- ・自主財源の確保(自治会費年1200円 2500円)自治会法人化。
- ・地域課題の執行機関として「福祉ネットワーク西須磨だんらん」「西須磨まちづくり懇談会」「天井川公園を育てる会」などの団体と連携し、自治会は地域の調整役と決議機能的役割をめざす。
- ・テーマコミュニティ(地域性を持つテーマ別の市民活動)と地域コミュニティ(開かれた地縁組織の活動)の連携と行政との協働による地域の課題を意思決定ができる「地域自治体づくり」の必要性を提言している。

図表 4 0 月見山周辺地域「自治会・市民団体・行政」の役割関係図



西須磨まちづくり懇談会発行「身近な自治の仕組みづくりへ 西須磨からの報告」から抜粋

自治会が地域の団体と柔軟に連携して地域課題に取り組む  
 (取組事例 4 鈴鹿市白子新生町 2 丁目自治会)

- ・ 新生町 2 丁目自治会 35 戸。新生町約 500 戸、白子全域は約 1 万戸。
- ・ 自治会役員会の内容は、回覧で各戸に知らせ、情報共有に努めている。
- ・ 白子地区は広大で世帯数も多くバラバラといわれてきたが、連合自治会が中心になって 3 年前から白子全域で、海岸清掃を始めた。
- ・ 白子の居住者は、県外からの転入者が多く互いに面識がないので、祭・イベントを商工会、社協等と連携して行い、住民相互がつながりを深めている。
- ・ 新生地区を対象にする NPO「宅老所うらら」をたちあげ、地域の看護師、民生委員等と協力して手作りの福祉活動をしている。
- ・ 高齢者との対話に取り組む白子高校の取組を自治会として支援している。

## (2) 学校区等のまちづくり協議会を中心とする取組

小学校区や中学校区は、互いに顔がわかる住民で構成されている地域であり、昭和40年以降のコミュニティ施策の推進のなかで、コミュニティセンター建設の単位となったり、青少年健全育成、防犯、交通安全などの行政関連の住民組織が設置されてきたため、身近なまちづくりの素地ができている地域といえます。

ただし、地域としての曖昧なまとまりはあっても、具体的に課題を総合的に協議する場や課題に協力して取り組む仕組みができあがっているところは少なかったように思われます。

そのため、既存の自治会連合会や学校区等協議組織とは別に、地域内の多様な団体が参加するまちづくり協議会を設置する動きが高まりつつあります。

まちづくり協議会は、行政とは関わりなく、住民が特定地域で主体的に設立していく動きと、市町がまちづくりの基本条例等を制定し、それを根拠に全市町域に設置する動きがあります。

### < 行政として市全域で取り組む事例 >

#### まちづくり協議会と自治会の充実によるコミュニティづくり (取組事例5 兵庫県宝塚市のまちづくり協議会)

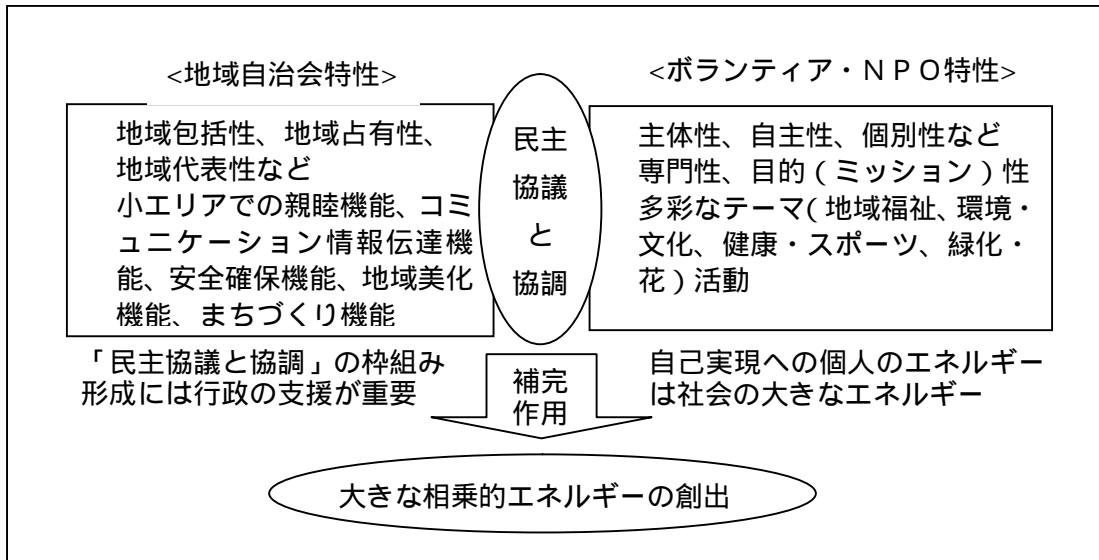
- ・市民から新たなコミュニティ施策を望む声が高まり、平成3年度から20の小学校区単位でまちづくり協議会が順次設立。
- ・市では、自治会の充実と自治会を中核とする小学校区のまちづくり協議会によりいきいきとした地域社会をめざしている。
- ・平成14年から、まちづくり協議会単位で住民主体の「まちづくり計画」策定に着手している。
- ・まちづくり協議会は、あらゆるボランティアグループや目的別団体の参加できる、市民の横断的連帯をめざしている。
- ・まちづくり協議会の先駆的取組として有名であるが、急速な改革ではなく現実的に一歩ずつ地道な取組が肝要との考え方にたっている。



図表 4 1 宝塚市 宝塚市のコミュニティ範囲と地域活動の概容

エリア	小エリア 近隣：200～300世帯	中エリア 小学校区：約1万人、1km四方	大エリア 生活完結圏ブロック： 3～4万人
地域生活の概容	<p>隣近所の顔が見え、あいさつ近隣掃除など適度のおつきあいがある。また、育児や葬祭、宅配、防災、防犯などには役立ち、遠くの親戚より近所の助け合いが大切な領域。</p>	<p>幼稚園、小学校など子どもを中心とした交流、PTA活動の範囲。地域のまつり、運動会などの催しの範囲。生活用品など身近な買い物圏。顔が覚えられる、誰でも歩いて見える範囲 行政の地域情報との出会いも多くある。</p>	<p>市民生活の基盤サービスが概ねそろったエリア。 交番、郵便、市など行政の出先機関があり、行政全般の情報が提供される。 交通の拠点駅があり、大型マーケット、レストラン、市中銀行の支店及び新聞配達所等がある。</p>
地域活動とその性格・役割	<p>安全・安心を軸とする個人生活密着の自治会活動で、街灯、防災防犯、葬祭などを行う。 行政の生活情報を配布、回覧する。 道路、マンション建設など開発上の反対運動や利害の調節への取り組み。 老人クラブ、婦人会、子ども会を組織して運営する。 花壇づくり、ごみステーション管理、地域美化の取り組み、盆踊り、新年会、バス旅行など親睦事業を行う。</p>	<p>まちづくりボランティア活動。隣まちとの連携協調。同志同好の協働活動。 会食・配色など福祉ネットワーク活動。 健康スポーツ活動・運動会。 青少年育成・学習文化活動。 花ランド緑化、環境活動。 地域のまつり、防災、人権活動。 地域情報紙の作成発行。 地区別計画作成活動。</p>	<p>連絡会議（自治会役員、民生・児童委員、PTA役員などまちづくり協議会の代表者が7ブロックごとに集まる連絡会議。市と地域が共同で開催）。 市政全般の情報伝達活動。 地域情報の連絡調整。リーダー交流と研修の場。 行政との対話の場。</p>
住民組織	自治会	まちづくり協議会 (小学校区単位のコミュニティ)	ブロック別連絡会議

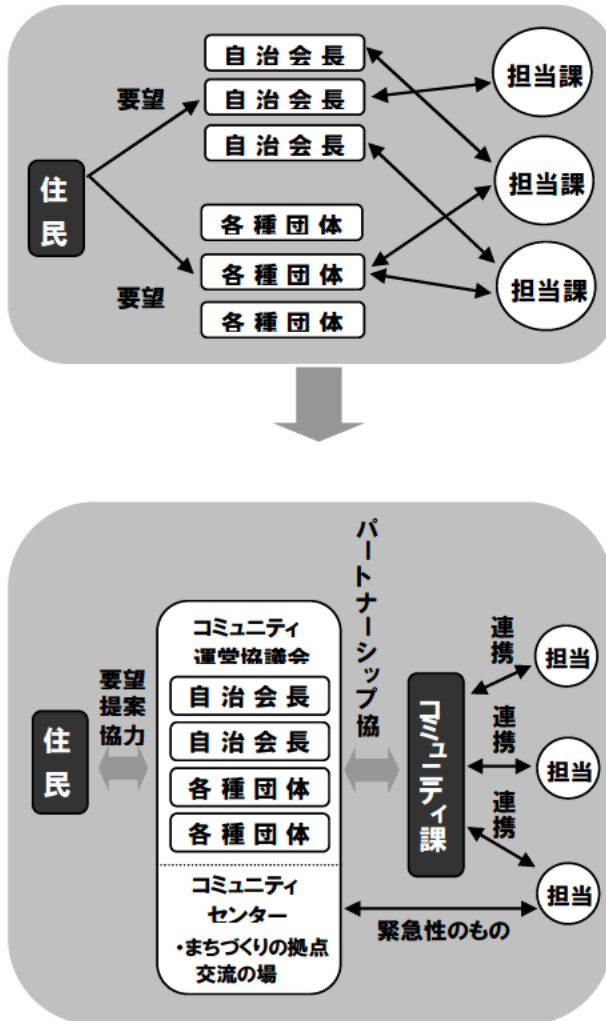
図表 4 2 宝塚市 地縁組織とテーマ組織の相乗効果イメージ



先導的な地域の取組を合併後の全市域で展開  
 (取組事例 6 福岡県宗像市のコミュニティ運営協議会)

- ・平成 7 年に市内のある小学校区の地域課題について協議する有志組織の活動がきっかけとなり、市もコミュニティ施策を推進。
- ・小学校区を地域コミュニティの区域とし、旧市 8 地区、旧町 4 地区で順次「コミュニティ運営協議会」を設立。
- ・協議会は、行政区長会（平成 17 年度から行政区長委嘱制度を廃止し、自治会長会）、子供会、老人クラブ、自治公民館等の各種団体メンバーで構成。
- ・地域住民のできる業務は、市からの委託を進める。
- ・平成 18 年度から、各地域団体への補助金を一本化し、協議会で用途をする予定。
- ・設立当初、コミュニティ・センターに職員 1 名を派遣し、運営協議会の支援をおこなう。

図表4-3 自治会とコミュニティの違い (宗像市)



<問題点>

- 高齢・少子化など、1自治会・1会長では対応できない状況が出てきた。  
(例：一つの自治会では子ども会が成立しない)
- 行政側も、自治会への対応が各課ばらばらで、自治会・会長に混乱が生じた。また、行政だけでは解決できない問題や課題が多くなってきた。  
(福祉・環境・青少年問題など)
- 福祉・健康づくり、生涯学習の拠点としての重要性が増したことによる、コミュニティ・センター機能の見直し。
- 地域の人々の協力体制による、まちづくり推進の必要性。

<改善点>

- 地域住民が主体となった地域づくり体制の構築 (組織づくり)。
- 行政窓口の一本化を推進。
- 地域活動の拠点としてのコミュニティ・センターの整備。
- 市職員のコミュニティ・センターへの配置。  
(予定)
- 行政サービスの提供 (証明発行、相談窓口、情報提供など)。
- 権限・財源の委譲。

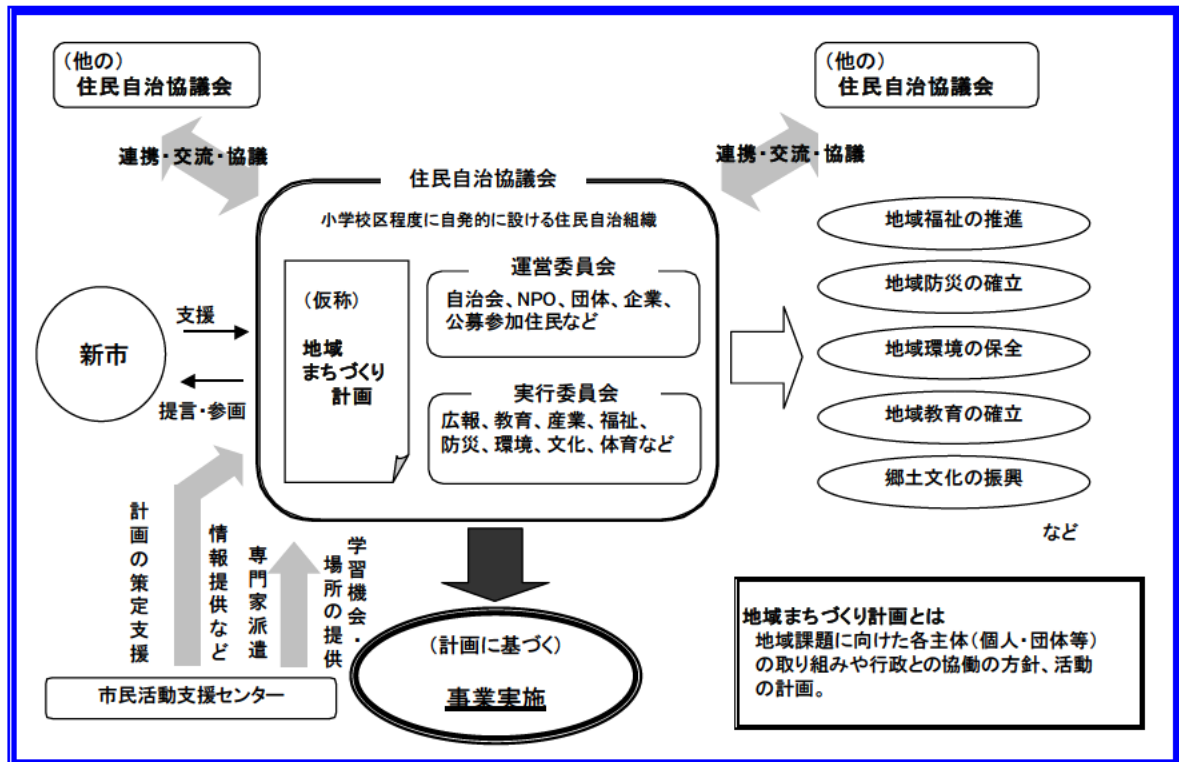
財政非常事態宣言と同時に住民主体の地域づくりを展開  
(取組事例 7 名張市 地域づくり委員会)

- ・住民投票の結果による合併を選択しない市政運営にあたり、市長は財政非常事態宣言とともに、市政改革の一つとして住民自治の強化を提案。
- ・平成15年度に、名張市ゆめづくり地域予算制度を開始。従来自治会等へ交付していた補助金を統合し、地域で用途を決める「ゆめづくり交付金」を「均等割り+人口割」で交付。
- ・同年、14の公民館単位に地域づくり委員会を順次設置し、まちづくり事業を実施。
- ・地域づくり委員会では、ゆめづくり地域予算により、夏祭り等の住民交流防犯・防災、郷土史編さん事業等の取組が進行中。
- ・地区公民館の管理運営も、すべての館で地域づくり委員会に委託されている。

分権型合併を目標に自治基本条例による住民自治協議会を設置  
(取組事例 8 伊賀市 住民自治協議会)

- ・平成14年にスタートした合併協議の早い段階から住民自治の充実を目標にかかげ、「分権型合併」をキーワードに、合併の前後で概ね小学校区単位で市内全域に37の住民自治協議会を設立。
- ・住民自治の仕組みを盛り込む伊賀市自治基本条例を平成16年に制定。
- ・財政支援と市民活動支援センターの設置により住民自治協議会を支援。
- ・財政支援は、住民自治協議会の設立交付金と均等割と人口割の地域交付金からなる。
- ・支援センターは、協議会の計画策定支援、相談、情報提供を行う。
- ・住民自治協議会では、従来の自治組織である自治会、区との関係のあり方が今も課題になっているが、一部でNPOを組み入れた取組も胎動しつつある。

図表 4 4 伊賀市住民自治協議会の図



<住民が主体的に取り組むまちづくり協議会の事例>

行政の関わりの程度はさまざまであるが、全国的に市町村単位でまちづくり協議会の設置の動きがみられるなか、三重県内でも住民を主体とした自発的なまちづくり協議会に取り組む事例があらわれている。

自治会でのアンケート結果に基づきまちづくり協議会設立を決定  
(取組事例 9 松阪市あさみまちづくり協議会設立準備会)

- ・松阪市東部の10町と県営住宅1棟の583世帯約2300人で構成
- ・かつてはほとんどの住民が農業に従事する村落であったが、昭和60年頃から、若者が流出。青年団がなくなり、地域のつながりも希薄化。
- ・平成16年から連合自治会長のリードで、安全で住み良い地域にしていくための仕組みとして、まちづくり協議会の設置を検討。
- ・取り組みたい課題と協議会への協力意向について、アンケートを実施。
- ・約70%の住民から協力したいとの回答を得、平成17年8月に協議会設立準備会を設置。
- ・地域防災、地域防犯、青少年健全育成などの6つの部会を設け、自治会を中心とした体制から、多くの住民の力を生かせる体制への転換を目指す。
- ・協議会設立前から、70名ほどで安全パトロールを実施するなど、可能な取組を実施中。

寺内町の伝統と地域のまとまりを活かしたまちづくりの強化  
(取組事例 10 津市一身田地区まちづくり推進協議会)

- ・約5100戸人口約1万3000人の地区で、高田本山専修寺の寺内町として地域のまとまりが比較的強い地域。
- ・かねてから、自治会、商工振興会、婦人会などがまちづくりについて研究し実践。
- ・市町村合併をまえに地域アイデンティティの確立には全員参加のまちづくりが不可欠と考え、31の単位自治会が主体で発足に向け準備を進め、平成17年6月に設立。
- ・協議会には、自治会、民生委員協議会、婦人会、老人クラブ連合会、青少年育成協議会、体育振興会、子供会世話人会、一身田小中PTA、商工振興会、消防団、農業振興協議会、寺内町ほっとガイドが参加。
- ・総務文化保健委員会、寺内町整備推進委員会、防災環境委員会、福祉地域健全委員会の4つの専門委員会を設置し、地域の情報共有と参加意識に留意しつつ、可能なことから取り組む。

### (3) 地域密着型NPO法人を中心とした取組

身近なまちづくりに総合的に取り組んだり、特定の課題について取り組むうえで、NPO法人を設立することが有効であることがあります。

事例1は、合併によって地域が寂れるとの不安感から地域が団結し、事業主体としての社会的に認知をうけるため取られたものであるが、地域が団結して会費を徴収し事業によって収益を得、まちづくり全般に取り組むことも想定されるところです。

特定の課題に取り組む例としては、自治会で課題が提起されたもののその解決には法人格にあるNPO法人となることが必要となったり、望ましいケースが想定されます。

合併に備え、旧町全世帯参加のまちづくりNPO法人を設立  
(取組事例11 NPOまちづくり山岡 (岐阜県恵那市))

- ・合併を前に、町独自の事業を継承するため、町の全世帯参加のNPO「まちづくり山岡」の設立を旧山岡町役場と商工会が中心となって構想。
- ・かつて8つあった旧村単位のまとまりは強く、その区域を継承する区の理解を得てNPOを設立。(平成15年8月)
- ・全世帯から、2000円の会費を徴収している。
- ・区は男性中心の組織のため、女性部から副区長を選ぶ改革も推進。
- ・NPOでは、従来町が行政として行ってきた、産業、文化、体育などの地域イベントを代わって実施するほか、いわくら公園の管理、健康増進施設の管理、デイサービス事業、ショートステイ事業を行政から受託している。

地域が望むバス運行のためNPO法人を設立  
(取組事例12 NPO法人生活バス四日市)

- ・平成14年2月のバス路線廃止の連絡を受け、羽津いかるが町自治会(約520世帯)の会長西脇さんが、存続に向け、自治会でアンケートを実施。
- ・回答者152人は、買い物、病院へのアクセスに困るとの意見があった。
- ・住民の声を受け、スーパー、診療所、福祉施設、銀行、郵便局、市民センターなど生活密着型の停留所の路線を設定。
- ・西脇さんを含めたキーマン4人の熱意とノウハウ、三重交通、賛同企業、四日市市の支援が結びついて、短期間でバス路線の継続的運行を実現した。
- ・バス運行事業体は、法人格が必要との三重陸運支局の判断を受け、平成15年3月に「生活バス四日市」を特定非営利活動法人として認定。有料(1回100円)で運行を継続している。

#### (4) まちづくり協議会の設置意向

自治会アンケートでは、まちづくり協議会を「小学校区、中学校区などの区域で、自治会、老人会、婦人会、子供会、民生児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、NPOなどが参加する新たな組織」と位置付け、設置状況と設置意向をうかがいました。

既に名張市と伊賀市では、条例等を根拠に市町村域全域を区分してまちづくり協議会を設置しているため、100%に近い設置済みとの回答を期待していましたが、名張市では「既に設置している」が77%、伊賀市は49%の回答でした。

これは、自治会長に、名張市と伊賀市に設置されている、地域づくり委員会や住民自治協議会が十分浸透していないことが原因と考えられます。

他方、全域にはまちづくり協議会が設置されていないものの、小学校区等で任意に設置されている校区単位の協議会、市の条例等に基づかない任意の地域づくり団体や協議会、中心市街地活性化等を目的とする協議会を設置している地域の自治会があることから、全域に設置されていないところでも「既に設置済み」との回答が18%となりました。

#### 【自治会アンケート結果】

Q まちづくり協議会の設置意向（鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、紀北町）

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ・自治会等が中心にまちづくり協議会の設立に取り組みたい | 27% |
| ・まちづくり協議会の設立についてはこれから検討したい  | 21% |
| ・自治会や他の既存組織が連携していけばいい       | 19% |

全域にはまちづくり協議会が設置されていない市町においては、全体の半数程度が設置に向けて前向きな姿勢を示されています。

一方、必ずしも新しい組織をつくる必要があるわけではないと考えている人も多いことがわかります。

なお、新しい組織をつくる必要がないとの考え方は、会長経験年数が1年未満と5年以上の長期の人に多いという傾向が顕著に現れています。



## 6 地域特性に応じた身近なまちづくりへのヒント

一口に地域社会といっても、人口構成、土地利用、就労形態、居住形態、自然環境など極めて多種多様です。このため、アンケート結果やヒヤリング調査の結果を踏まえ、特徴的な地域特性ごとに身近なまちづくりのヒントをまとめました。

### (1) 新興住宅団地

新興住宅団地では、世代構成の均一性があるため、造成された時代により世代特有の課題が明らかになってきています。造成まもない団地では、こども世代のいる間は、こどもを通じたつながり、30, 40代は地域スポーツなどを通じた親睦が行われています。また、団地造成とともに、道路、公園、防犯灯、ゴミ集積場等の行政に対する要望をまとめる活動が一气に行われる特徴があります。

一方、昭和40年から50年頃に造成された団地では、既に高齢化と人口減少が現実のものとなっており、昭和60年頃に造成された団地では、団塊の世代の大量退職による2007年問題も抱えることとなります。これは、退職者が、一气に地域に帰ってくるため、地域での受け入れが問題となっているものです。団塊の世代の多くは、再就職を希望し、70才頃を中心にして地域との関わりを求められているという傾向があります。

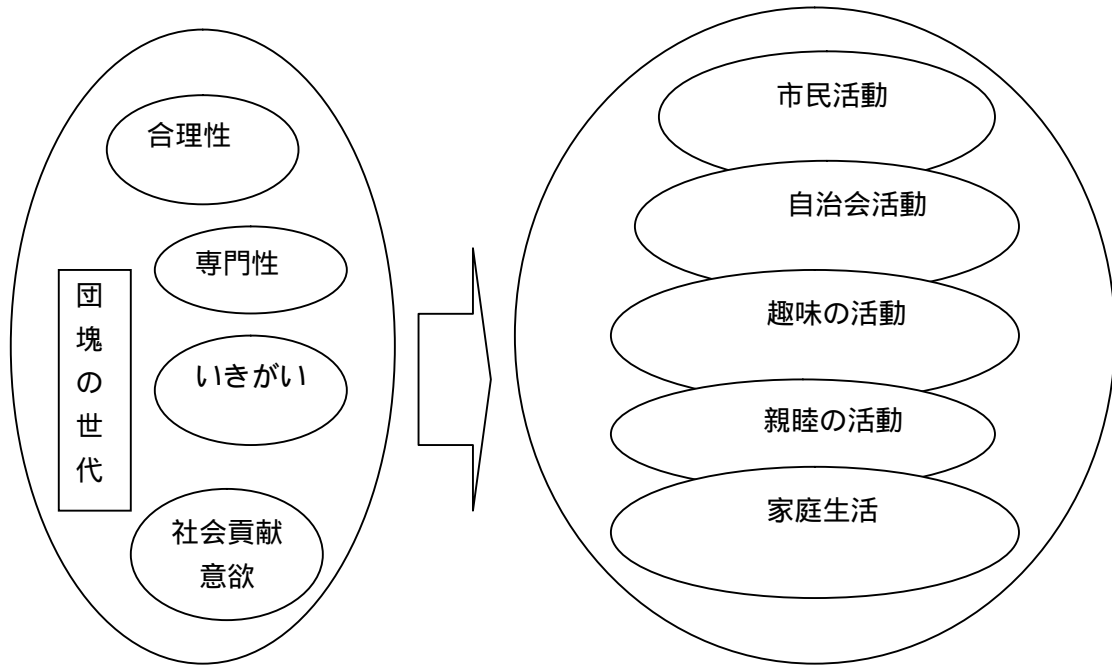
地域の受け皿としては、自治会等の地縁団体のほか、NPOやボランティア組織への参加が考えられます。先進的な取組として、退職者に地域の活動、団体の紹介や団体とお見合いなどが行われています。

団塊の世代のなかには、会社や官庁の管理職だった人も多いのですが、地域では肩書きのない普通の市民です。地域社会は、組織の目的にむかって一丸に取り組むものではなく、多くの方のこれまでの暮らしぶりや地域の課題をより多くの方と共有し、多くの方と連帯して取り組むものです。

これまでの地域のつながりが弱く、積み重ねてきた慣例が少ない地域では、リーダー等の少数の合意だけでは地域が納得せず、浸透しない傾向があります。いくら理論的に整理できていても、より多くの住民の同意がなければ独断専行に陥りやすい点に留意すべきです。

伝統がないだけに、一人一人のまちづくりへの関心が活動の内容と参加度に直結することから、取組に関する情報を提供し、十分な住民の合意を得て取り組む必要があります。

図表 4 5 団塊の世代と地域社会



## (2) アパート、マンション地域

新築マンションは、自治会がマンションごとに設置されることも多く、周辺の既存の地域と融合していくことが課題となっています。このような場合も、子どもの成長とともに、PTA活動等を通じて徐々に周辺地域と融合されていくように、地域の安全・安心を確保するうえでは、地域との関わりが必要とならざるをえないと考えます。

ただし、マンションは自治会＝管理組合なので、地域全体のことに関心がむきにくいといわれています。近年、マンション購入の条件として、自治会への加入を求めるところが出てきています。子どもがいる人をはじめ、地域とのつながりを求めている人もある程度いますので、その人たちが地域に参加できるようにしていくことが有効と考えられます。

民主的な運営により信頼される自治会を実現

(取組事例13 名古屋市緑区 森の里荘自治会)

- ・ 公営住宅1,252戸、戸建て約100軒で自治会を構成。
- ・ 自治会活動の活性化は、駐車場不足問題とゴミ問題が端緒。
- ・ 自治会は、棟長、副棟長、90名の部員、各階ごとの組長からなる。
- ・ 月一回組長会議をし、結果はすべて回覧するなど民主的運営に配慮。
- ・ 組長、部員の数は200名余のため、世帯の6分の1は何らかの役をになっており、結果的に後継者も育成している。
- ・ 自治会には、得意技(ポスター、チラシづくりなど)のある人がいる。
- ・ 行事は、子供を活動の中心に据えている。(小学生280名余)
- ・ 高齢者の見守り活動は、社会福祉協議会より自治組織のほうがよい。新聞がたまっているとか、風呂の火がつきっぱなしとかの確認もできる。
- ・ 自治会は信頼されており、個人情報你的生活安全調査票を97%の世帯が出してくれる。独居の方に限らず、急病・事故でも迅速に家族に連絡できる。
- ・ 配食サービスについてNPOをつくったが、地域から生まれたNPOという考え方から、地域の自治組織と切り離せない存在と考えている。

### (3) 商業地域と住宅の混在地域

商業地域では、住宅とともに、大小さまざまな商店、事務所等が存在しますが、通勤商業といわれるように、事業所とは別のところに住んでいる人も多いのが現実です。

このため、通常の居住地域と異なり、就労の場であっても居住地ではない地域との関わりが大きな課題となっています。

地元商店街も行政も、ともすれば商業振興に重点を置いて、アーケードや照明、モニュメントなどの施設整備に力をいれてきました。しかし、中心市街地の人口は減少傾向にあり、商業従事者の高齢化も進展し、空き店舗、空き事務所が増加し、商業地域そのものの地域の活力が減退しつつあります。

近年、中心市街地の活性化の成功事例の多くが、市街地そのものが居住者の暮らしの場になっていることが一つの条件であることが明らかとなり、単に商業振興ということだけではなく、周辺地域の生活空間としての魅力がなければ商業面での振興も難しいとの見方が強まりつつあります。

このため、通勤商業者が、居住している住民とともに地域の課題に取り組むことが商店街活性化のうえでも、地域の生活課題を解決するうえでも求められていると考えられます。

#### 商店街の活性化と地域のまちづくりの連携

(取組事例 14 伊勢市厚生地区まちづくり協議会)

- ・ TMO等が中心市街地活性化を進めるなかで、地域住民とともに課題解決に向けて一体的に取り組むことが必要との認識が強まる。
- ・ 厚生小学校区 約4,000世帯、人口約9,300人。
- ・ 地域住民、商業者等と連携、交流しながら、その地域に適合した独自の政策を実施できる体制づくりを進めるため、厚生地区の自治会などの各種団体、商店街、NPO、青年会議所、いせTMO、市職員などで平成17年6月に「まちづくり協議会」を設立。
- ・ 平成17年8月に全世帯アンケートを実施。関心は高いが、不満のあるものは、買い物の利便性、防犯防災対策、高齢者サービス充実の3項目。
- ・ アンケートにおける「まちづくりの会」への参加意思は、8.4%。
- ・ 住民のニーズに適合した取組を漸進的に進めようとしている。

#### (4) 中山間地域

中山間地域とは、一般に平野の縁辺部から山間部までの地域をいい、三重県では、このような地域が各地に数多くみられます。これらの地域では、人口減少・少子高齢化、地域の担い手不足、集落の危機、農地・山林の荒廃などに直面しており、日常的に、携帯電話が使えない、買い物が不便、公共交通などの移動手段がないなどの問題に直面しています。

高齢化と若者の流出が続く地域では確実に集落崩壊の危機的状況が進んでいます。

このような地域は市中心部から車で1時間以上かかる地域も多く、数軒で自治会を構成している地域もあります。また、小さい自治会の再編が進められつつありますが、高齢者だけの自治会が一山向こうの自治会と再編しても一緒に行動できません。

このような現実を直視することが必要であり、地域住民の力で地域の伝統行事や共同管理を行うことが極めて困難となっている自治会の存在を認識すべきであり、このまま人口が減り、集落が消滅することが確実視される地域もあることから、住民の主体的な取組をまつだけではなく、集落出身者や行政が別の枠組みでタイムリーなサポートを行うことも必要となります。

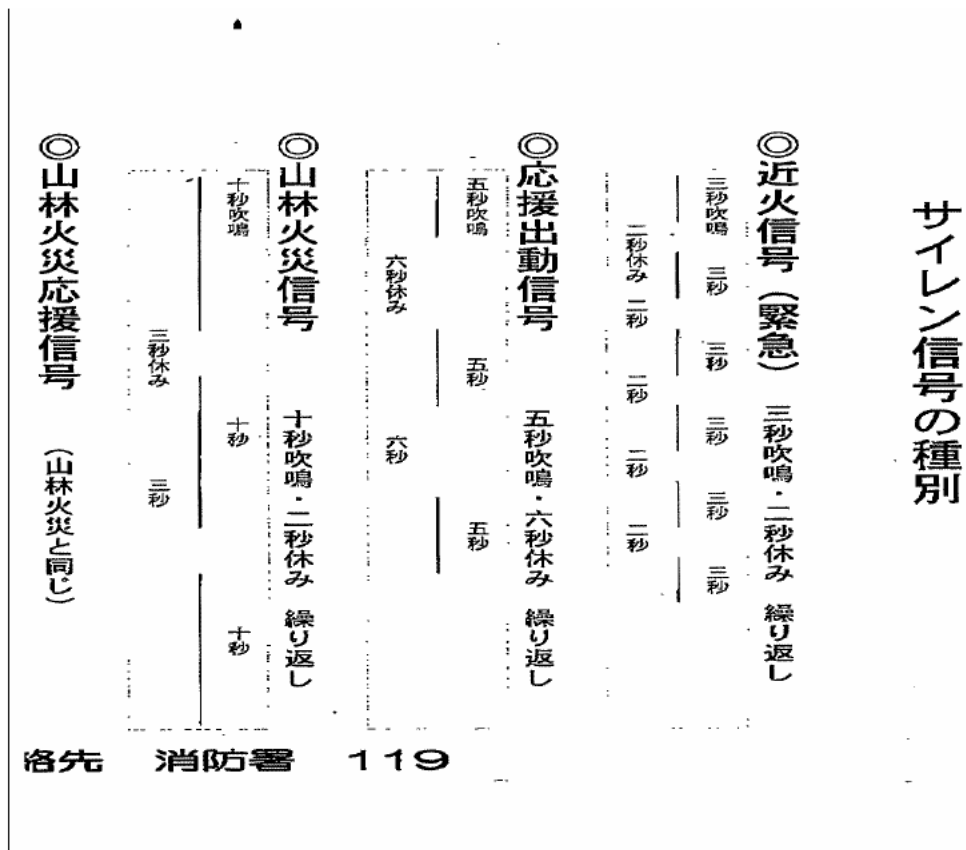
このようななか、地域の連帯と工夫によって、集落での生活を維持するところがあります。

各地域で、住民自治協議会が立ち上がっていますが、その活動を引き継いでいけるかが課題となっています。

地域のつながりとともに民主的な運営を両立する自治会  
 (取組事例15 松阪市与原町自治会)

- ・35世帯、人口87人。
- ・みんなが集まり話し合える場づくりを心がけている。
- ・防災訓練、交通安全教室を行っている。
- ・夏祭り、運動会、草刈り作業の全戸の参加と出身者の協力も得ている。
- ・自治会6組による組長会議を月1～2回行い、議事内容は組の会議及び回覧で全戸に伝えている。
- ・平成16年に住民アンケートで地域課題をまとめた。
- ・住民名簿を自分たちで作っている。
- ・サイレンによる時報、緊急連絡を実施。(下図参照)
- ・堀坂山の家及管理及び利用呼びかけとともに、山の整備、登山者の世話もしている

図表4.6 与原自治会のサイレン信号の図



転入者を受け入れ深刻な過疎化に負けない地域づくりを实践  
 (取組事例16 松阪市栢谷自治会)

- ・16世帯、人口43人で、うち8世帯は、田舎暮らしを求める県外出身者。
- ・小学校まで約5km、隣の自治会まで、2～3km離れている。
- ・集落への愛着から、ボランティアで頻繁に除草している。
- ・水車や山里の駅など、手作りで施設を作ってきた。
- ・集落を残したいと住民は切実に願っている。
- ・手書きの瓦版を各戸配付している。(下図参照)
- ・県外からの転入者は、栢谷のルールを説明してから入居。
- ・住民同士互いのことを知っているのので、個人情報の問題はない。

図表47 栢谷自治会の手作り広報紙

第69号  
 栢谷かわら版 平成27年3月11日発行

3月13日(日)作業協力のお祝い!!  
 帝釈天お祭りの日午前中男性の方次の作業に  
 ご協力下さいませお願いします。

1. 栢谷対岸村近 桜の苗木植栽作業... (3人)  
 (つるばし、じりせん、植土、鹿刈菜綱、もみ木、(ゆ)5綱)

2. 広場河川側 ジョウリ打設の取めの足場仮設  
 作業 12米の足場丸太2本、ホシ用丸太、釘金... (3人)  
 一輪車用車輪足場の設置  
 工事用

3. 玉石拾い、波瀬小学校前河奈から石稜用  
 至石も780個軽トラで拾う (5人)

朝8:15広場集合、お合せ、11時に終了予定

尚 広場前河川の護岸崩壊防止ジョウリ作業  
 は3月21日朝からやることで準備しています  
 現場監督中井氏に種々ごさかひになています。

よろしくご協力の程お願いします。

発行所 総長 橋本 馨

## ( 5 ) 漁村地域

漁村地域は、多くの場合、何代かにわたる住民から構成され、お互いに親密な関係にあるため、特に活動しなくても互いの眼が防犯や交通安全の活動に自然となっている傾向があります。

また、年に数回、祭りや神社祭礼が行われており、葬祭を業者に頼まず住民の協力で行うため、その場で住民が集まって話し合うことが地域のつながりを維持するうえで、大きな役割を果たしてきました。

しかし、地域の祭りへの参加者は減少し、若い世代を中心に地域のつながりが弱くなりつつあります。地域の中心的な担い手であった漁業従事者が減少し、漁業経営が苦しいことも、地域の活力維持のうえで大きな課題となっています。

地域のつながりは深いが、伝統行事など将来に不安  
( 取組事例 17 紀北町海山区 白浦区、相賀区 )

- ・役員は公正な選挙で選出。お互いのことをよく知っているため、信望があり、地域のことやルールを知っている人が選任されている。
- ・祭礼は、相賀地区では順に禱家として行っているが、白浦地区では毎回原則全世帯が当番として役割分担し、協力して行っている。
- ・祭礼は、かつては若者も多く賑わったが、今は担い手探しで困っている。漁業従事者が中心であったため、魚市場の休日に実施してきたが、漁業従事者は激減し、開催を日曜に見直していくことも考えられる。
- ・敬老会組織は別にありみんな親密な関係なので、自治会では独居老人訪問の必要がない。
- ・敬老会に入りたくない人が増えつつあるが、NPO法人「元気の会」に参加する高齢者が増えつつあり、公園管理などを活発に行っている。
- ・区ごとの集会所に講師が週2回程度出張して行う体操、カラオケなどの生涯学習活動が活発である。



## 7 住民と行政との役割分担と行政のサポート

身近なまちづくりは、住民が主体的に取り組むものではありませんが、住民の多くが地域への関心が弱く、関心はあっても行動にいたっていないのが現状です。また、地域課題に取り組む自治会、地縁にもとづくテーマ型組織、地域で活動するNPOがそれぞれ活動の課題をかかえています。さらに、団体相互の対話や連携も不十分な現状からすれば、身近なまちづくりにおいて、住民にもっとも身近な基礎自治体である市町の果たすべき役割は大きいものがあります。

### (1) 住民と市町の役割分担の考え方

戦後の復興に引き続きナショナルミニマムの達成が最大の課題であったこと、右肩上がりの経済成長のもと財政状況が豊かであったこと等を背景に、住民は行政に要望をあげ、その多くを行政が基本的には受け入れ、事業化していくという基本構造が日本の社会全体に形成されてきたといえます。

本来、何を行政サービスとすべきかは、財政的な規律とともに行政で担うべき合理的な理由のあるものが選択されて形成されていくべきものであったといえますが、実態は、本来、家庭や地域の果たすべき役割について十分に考慮することなく、行政サービスとして行われてきたものも多いというのが、現状といえます。

行政サービスを、

全住民に必要不可欠なサービス

特定の住民にとって必要不可欠なサービス

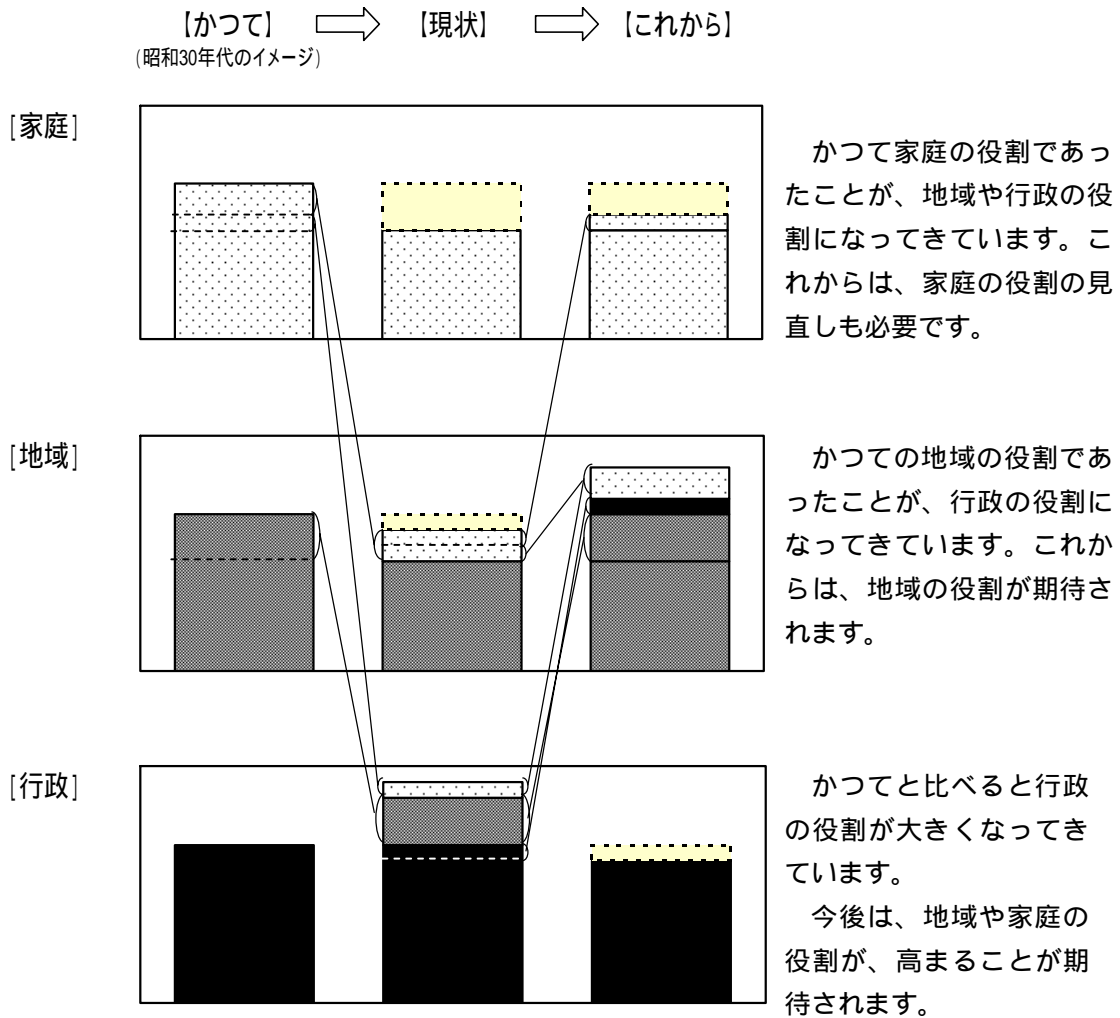
民間と競合するなど、あればいいという程度のサービス

に分類して考えてみたとき、 に該当するサービスがないといえるでしょうか。

何が、あればいいという程度のサービスなのかは、地域の実情や財政状況によってその判断基準に違いがあるとしても、越えてはならない一線は明確にする必要があると考えます。

身近なまちづくりへの行政のサポートを考える前提として、何が、個人の役割であり、家庭の役割であり、地域の役割であるとするべきなのか、これまでの延長線で考えるのではなく、原点に立ち返ってみる必要があると考えます。

図表 4 8 家庭・地域・行政の役割分担



## (2) 自治会等との関係見直し

住民の主体的な地域課題の協議、実践を進めていくうえで、やはり自治会等の地縁団体ができる限りそのような取組をおこなえるような状態にあることが必要です。

確かに、自治会の側にも改善する要素が多いのですが、アンケートからは、行政が自治会の主体的な活動を阻害してしまっているとの見方が寄せられており、住民と行政の役割分担を適正化するうえで、その見直しが必要と思われます。

### 【自治会アンケート 自由意見】

#### 行政と職員の意識の変革

- ・自治会に関心を持ち、実態の把握に努めるべきだ。
- ・職員は、積極的に自治会活動や地域の課題解決に取り組むべきだ。
- ・予算は厳しいが、精選して事業に取り組むとともに、市民ともっと連携すべきだ。

自治会の主体的な活動はようやく注目されはじめたところであり、行政職員の自治会活動への認識や取組が十分でないことがうかがえます。

### 【自治会アンケート 自由意見】

#### 自治会への依頼事項

- ・行政からの依頼事項が多いことが、主体的な活動を阻害している。
- ・サラリーマンでもできる自治会にしてほしい。
- ・地域に関係深い、公園管理、除草などは、地域への有償委託を進めるべきだ。
- ・形骸化している行政からの委嘱は見直すべきだ。

このような自治会長の声を聞くと、行政は自治会役員に多くの業務を依頼してきたことがわかります。多くの自治会役員は、依頼事項に忙殺され、主体的に地域の課題に取り組むことが困難な環境にあるといえます。

自治会長のみなさんは、義務的な活動にしばられ、地域のみなさんとともに対話し、対策を講じる時間とところの余裕がもてない状況になっています。

地域のことを思う人が地域のために重点的に活動できないような状況になっているのです。

今後は、行政が本来行うべきことと自治会（役員）に依頼していくこととの区別を明確化し、自治会（役員）が自主自立の活動ができるよう地域の課題を協議したり、取組めるように依頼事項を削減する必要があると考えられます。

具体的には、依頼事項を自治会長などの特定の住民に集中させないこと、行政関係職への委嘱方法基準の見直し、住民の権利義務に係る立ち会い等の見直しなどが考えられます。

また、形のうえでも意向の把握が容易であることから、自治会＝地域の声という形で、地域の意向を把握したことにすることがよくあります。

確かに効率的な事務手続きも求められていますが、多様な住民のニーズにのり的確に対応するためにも、住民と行政が情報の共有を図り、住民参画を促進する必要があります。

自治会がより構成員の意向をできるだけ正確に把握できるような取組とともに、自治会の枠組みに限らず、地域の住民や団体から広く意向を把握し、幅広い参加がえられるようしくみが求められています。

### (3) 情報共有

身近なまちづくりをささえる基盤は、地域の情報です。

しかし、現在、自治会や小学校区の地域情報(団体、施設、人材、歴史資源、自然資源、文化資源等)が集積していない地域が多いのではないのでしょうか。あるとしても、公民館や学校で部分的に有していることが多く、かつそれらの情報は自治会などの役員をはじめ、地域に知られることが少ないようです。

実際に、身近なまちづくりを行おうとすれば、地域の情報はもちろん、行政手続きに関する情報が必要となります。

これらのことから、住民に主体的なまちづくりを進めるためには、自治会長をはじめとする役職者への情報の提供、勉強会の開催、相談室の設置なども検討されるべきであり、さまざまな団体が提起する地域課題も集積することで、自治会とNPO等の新たな連携の糸口がみつかる可能性も高まると思われる。

また、住民の自治意識についての意識改革は息の長い取組が必要であり、行政が継続的かつ積極的に取り組んでいくべき課題と考えます。

#### 【自治会アンケート 自由意見】

- ・地域担当の行政職員や相談窓口の設置
- ・勉強会の開催
- ・行政からの積極的な情報提供
- ・主体的な自治会活動が活性化するよう支援に取り組んでほしい。

#### (4) 資金

身近なまちづくりには、一定の活動資金がどうしても必要です。

しかし、財政状況が厳しい中、かつてのように補助金を創設して地域へ配分し、資金を供給することは極めて難しくなっています。一方、地域の高齢化が進む中、住民の経費的な負担はできるだけ軽減してほしいという声も切実です。

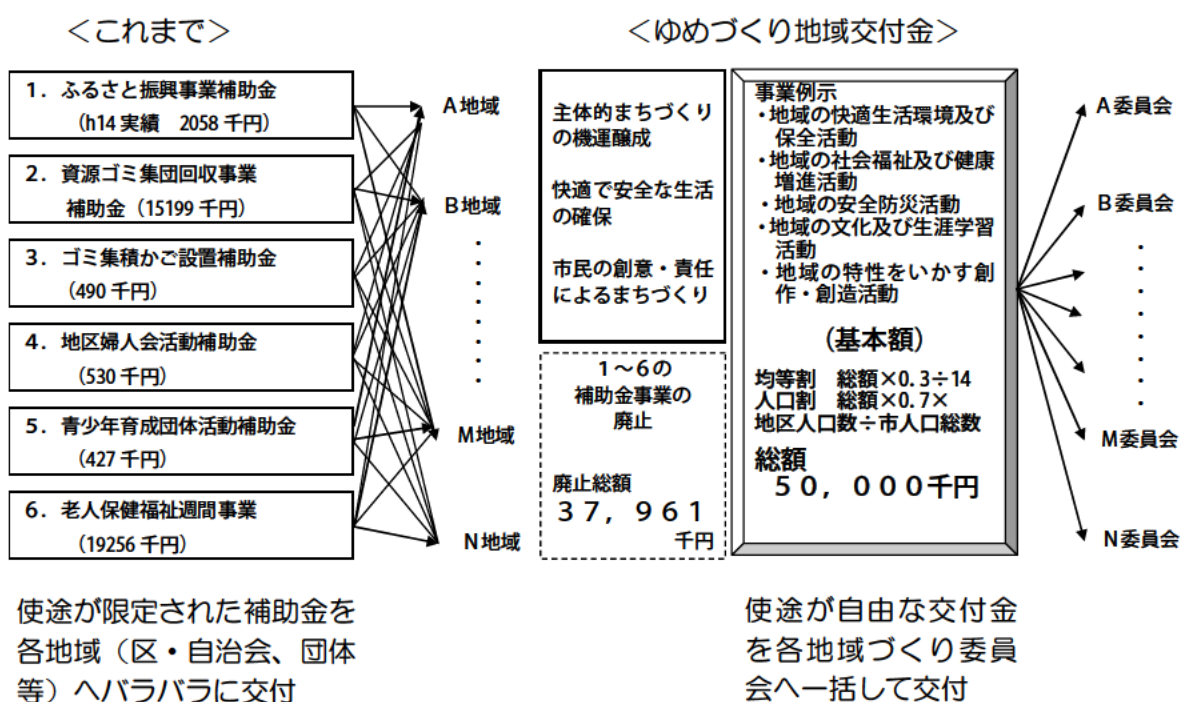
現在、自治会連合会などの単位で、対象者と使い途を限定した縦割りの固定的な補助金が交付されています。なかには、国や県の都合でかなり類似した内容の補助金制度も存在しています。かつては、これらの補助金メニューを如何に駆使するかが問われていましたが、縦割り補助金の見直しが進みつつある中、基礎自治体である市町が適切な地域への支援を主体的に行うことがあるべき姿です。

このようななか、地域へは融通性の高い補助金や交付金として配分し、使い道を地域で決定する仕組みが導入されつつあり、このような対策も期待されるところです。

また、自治会や各種団体ごとにボランティア保険をかけていますが、その契約事務に手間取り、経費を要することから、名張市など、市民全員を被保険者としていわゆる市民活動保険に加入する自治体も現れています。

なお、自治会とNPOの活動の連携が進まないことが身近なまちづくりの支障になるところでは、両者が連携できるように支援することも戦略的な手法と考えられます。

図表 4 9 名張市ゆめづくり地域予算のしくみ



【自治会アンケート 自由意見】

資金

- ・会費を値上げしないと資金不足となるが、値上げできない。
- ・年金生活者にとって会費負担は重い。
- ・補助金が減少し、活動がしにくくなった。

( 5 ) 活動拠点

地域で会合をする場合に、十名以上ともなると個人の自宅で行うことは困難になります。多くの地域では、公民館、コミュニティセンター、支所などが設置されていますが、このような施設が手近にない地域もあります。

このような場合は、学校の空き教室の活用や公共施設の夜間、休日利用など、主体的な住民活動の基盤となる話し合いの場の提供が求められます。

鹿児島市では、小学校内に公民館があり、こどもと地域がごく自然に交流する環境が整っており、青少年の非行は極めて少なく、地域活動が活発なことで知られています。

地域の物的資源を開放するだけで、地域活動が活性化し、内容が充実する可能性が高まることを認識し、真剣に対応すべき時期に至っていると考えられます。

【自治会アンケート 自由意見】

活動拠点

- ・コミュニケーションをとれる場がほしい。
- ・集会施設の維持が経費の面でたいへんである。
- ・自治会の規模に応じた集会施設がほしい。
- ・小学校等の公共施設の活用

## (6) 市町村行政組織の分権化による取組（支所・公民館・地域自治区）

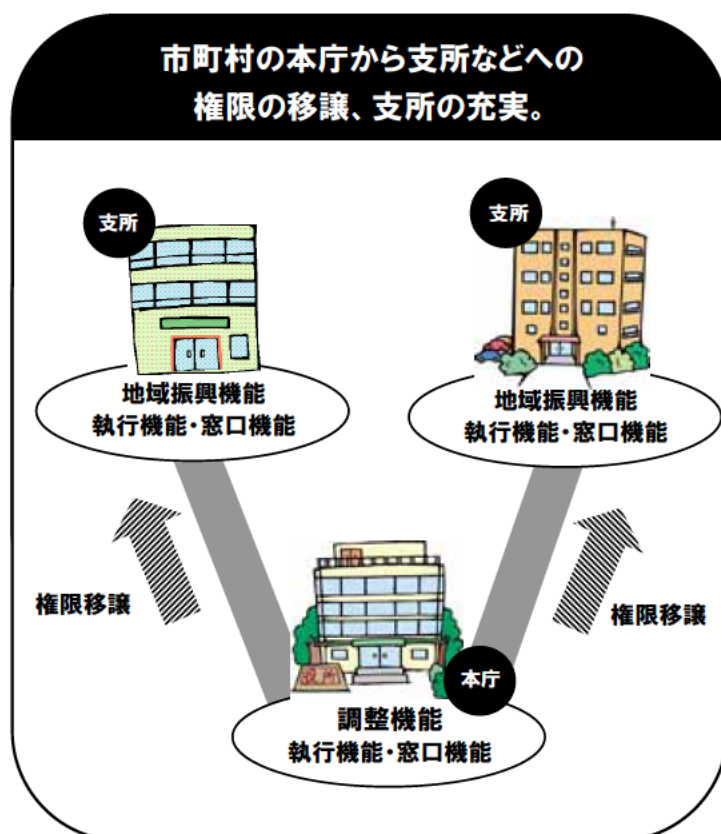
身近なまちづくりの充実を図るためには、行政もまた、より住民の意向を反映し、ともに課題に取り組むよう体制を整える必要があります。

### （支所）

このようななか、合併により区域が広がった市町にあっては、その本庁と支所のあり方が大きな課題となりました。このため、旧市町村単位に、総合支所、地域振興局など、地域ごとに総合的な業務を行う地域機関を設置しているケースが多くあります。

また、合併にかかわらず、住民主体のまちづくりを推進しようとする市町においても、住民自治の最前線である支所、公民館などのあり方を見直すところもあります。

図表50 地域振興機能をもつ支所のイメージ





分権型社会の実現とは、国から県へ、県から市町への行政間の分権とともに、市町を中心とする行政から住民への決定権限なり実行権限なりの分権を意味しています。

その基本的な権限配分の考え方は、住民に身近な地域でやったほうがいい業務（狭域有効業務）と比較的広い区域でやったほうが効率的な業務（広域効率業務）を区分していくことです。

図表 5 1 狭域有効業務と広域効率業務 のイメージ

四日市大学 岩崎恭典教授による

	狭域有効業務	広域効率業務
住民サービス	直接業務（窓口、住民相談等）	間接業務（総務・企画等）
健康・福祉	在宅介護、基礎医療（検診等）など	介護保険運営、高度医療 など
生活・環境	ごみ分別、環境美化 など	ごみ処理 など
教育・文化	地域学習、公民館活動 など	高等教育、文化公演 など
産業・交流	商店街振興、地区イベント など	雇用対策、企業誘致、広域交流など

居住地福祉の概念に留意が必要

地域振興拠点の設置による住民自治に向けた着実な取組  
(取組事例 1 8 松阪市地域マネジメント)

- ・平成 1 6 年 3 月の「地域マネジメント構築検討審議会答申」にそって、市民が主人公の市政を推進することとしている。  
「都市内分権」では、身近な問題を身近なところで解決できるよう、旧市域を 5 つ程度に分割し、それぞれに地域振興拠点を設ける。  
なお、合併した 4 町には、既に地域振興局を置いている。  
「住民自治の拡充」では、概ね小学校区単位で地域活動を推進するため、区域内の多様な組織、企業、個人からなる住民自治組織をつくる。
- ・首長から住民への説明を行った後、自主的に住民自治組織の設置に向けての取り組みが始まっており、既に朝見・櫛田・嬉野中川地区に、住民主体の準備会が設置されている。

【自治会アンケート 自由意見】

活動拠点

- ・支所の役割は重要であり、職員の資質向上に努めて欲しい。
- ・自治体の中央集権化が進んでいるので、周辺部を優先してほしい。
- ・合併で、市役所と支所の二重構造となり、要望が届きにくくなった。
- ・合併しても、旧町のいいところは残してほしい。

## （公民館）

公民館とは、社会教育法第21条により、市町村が設置する教育委員会所管の社会教育施設であり、公民館長は市長又は教育委員長が任命する公務員となります。同法による公民館の設置目的を抜粋すると、「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の向上、社会福祉の増進に寄与する」こととされ、定期講座、討論会、図書整備、体育レクリエーション、各種団体との連絡、公共目的の住民への貸し館等が事業として列挙されています。

公民館については、生涯学習の拠点としての機能のみならず、地域づくりの拠点としての機能強化を求める考え方が強まりつつあるものの、現状は一般的な趣味、文化、レクリエーション等の提供の場となっているケースが多いと思われます。

まちづくりを推進する立場からは、民間のカルチャーセンターが普及するなか、公民館は、地域の福祉向上をめざす地域性の強い機関として、地域分析や地域課題の抽出をおこない、地域の関係機関の連携の場としての機能を強化することが期待されています。

また、社会教育法に基づく施設ではありませんが、自治会の集会所、集議所などが、公民館と称され、住民主体の自治活動の場として存在する場合や、社会教育法による公民館施設が事実上、自治活動の場として機能している場合もあります。

## （地域自治区）

平成16年から地方自治法に地域自治区の制度が導入されました。

この制度は、市町村の事務を分掌させ、住民の意見を反映させるため市町村の全域を区域を分けて設置するものです。（図表52）

この制度の創設は、これまで、市よりも小さい地域の自治を想定していなかった住民自治の内容が、身近な地域の行政運営全般について住民がより深く関わることで制度として認められたこととして評価できるものです。

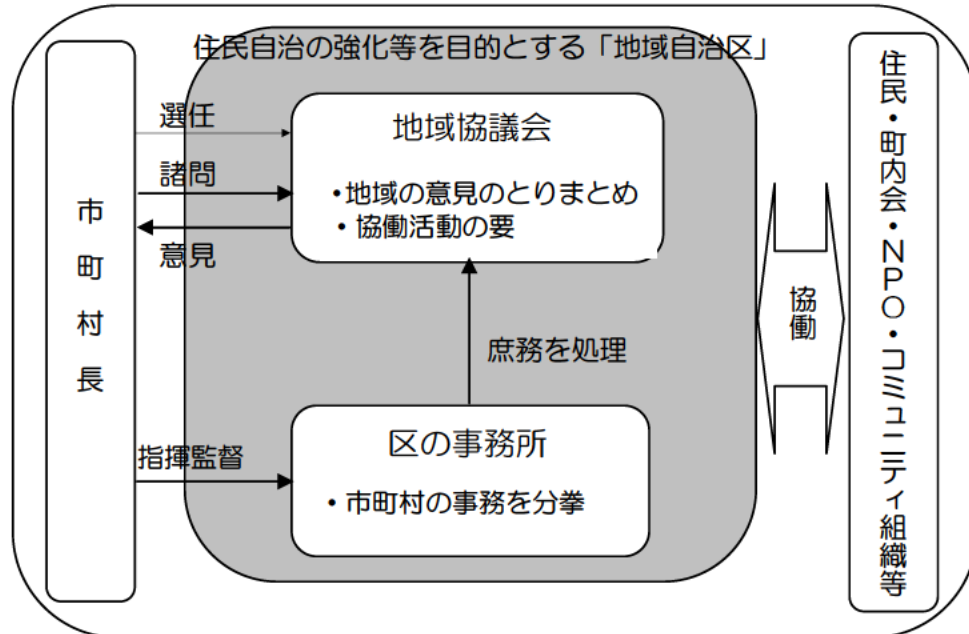
三重県では、紀北町が合併に伴い、海山区、紀伊長島区の二つの地域自治区を設置し、地域に関する事務を行っています。

一方、このような仕組みは、多くの市町村で条例や要綱等を根拠に設置の動きが先行して実施されてきたこと、地域自治区制度は市町村の全域に設けなければならないこと、小さな地域の自治は本来、市町独自に条例、要綱等で設置できることから、三重県では地方自治法の規定によらない動きが中心となっています。

図表 5 2 地域自治区

住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができることとする。（地方自治法に規定）

○「地域自治区」のイメージ（法人格を有しない。）



○合併時の特例

- 1 旧市町村単位で設けられる「地域自治区」（法人格を有しない）
  - ・特別職の区長を置くことができる。
  - ・住所の表示にはその名称を冠する。（「〇〇区」のほか、「〇〇町」、「〇〇村」と称することも可能である。
- 2 「合併特例区」（法人格を有する。）
  - ・旧市町村単位で、一定期間（5年以下）設置できる。
  - ・特別職の区長が置かれる。
  - ・住所の表示にはその名称を冠する。（「〇〇区」のほか、「〇〇町」、「〇〇村」と称することも可能である。）

（市町村の合併の特例に関する法律及び市町村の合併の特例等に関する法律に規定）

## (7) 自治基本条例

地方分権改革により、国や県と対等の関係になった基礎自治体である市町は、住民参画のもとでよりいっそうその主体性を高め、地域の行政を総合的に行うことがもとめられています。

このようななか、市町の基本方針を定めた総合計画よりも上位の、市町の最高法規として、近年、自治基本条例が制定されつつあります。

条例には、市町の執行部、議会、職員の役割、情報公開、多様な主体との協働のあり方等を定めるものが多く、市町と住民が一体となって、これまでの国や県行政への依存意識を捨て去り、自立してまちづくりに取り組む覚悟を示すものといえます。

三重県内では、平成18年1月現在、3市において、住民参画や住民自治の方向を強く打ち出した自治基本条例が制定されています。

図表5-3 三重県内の自治基本条例制定状況

	名称	施行時期	内容
伊賀市	伊賀市自治基本条例	平成16年 12月24日	市民の権利・役割、市議会・市長・職員の役割 市政運営、市政への市民参画、住民投票、コミュニティと市民公益活動など。
四日市市	四日市市市民自治基本条例	平成17年 9月1日	市民の権利・責務、市の執行機関・市議会の役割、行政運営の基本姿勢、市民投票など。
名張市	名張市自治基本条例	平成18年 1月1日	情報の共有、市民の参加、住民自治のしくみ、議会の役割と責務、行政の役割と責務など。

## 8 身近なまちづくりに向けて注目すべき取組

### (1) 中間支援組織

地域のまちづくりや市民活動団体の育成などを目的とした組織です。行政と市民の中間に位置し、情報の提供、相談に応じます。NPOの自立のための支援に限った組織もありますが、三重県では自治会などの地縁団体、法人格のあるNPO、ボランティア団体などが同じ地域で活動することから、団体の種類にかかわらず市民活動としてとらえ、その支援にあたるセンターを設置しているところもあります。今後の、NPOやボランティア団体相互の連携のみならず、自治会とNPOの連携、人材の発掘・育成、情報提供を図るうえでの役割は大きいものがあります。

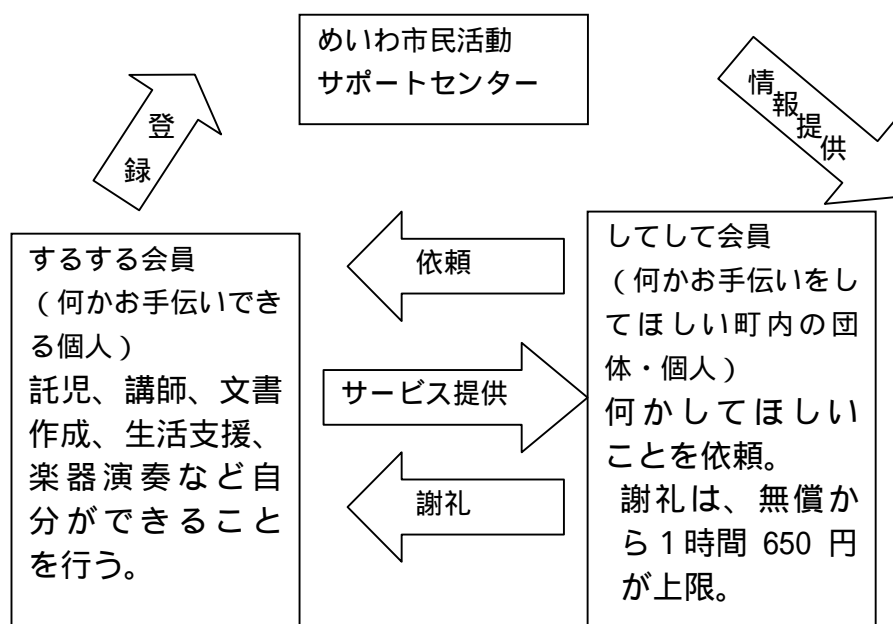
#### 住民自治協議会とNPOとの間を結ぶサポーター (取組事例20 伊賀市民活動支援センター)

- ・自治基本条例にもとづき、平成17年4月に設置。
- ・運営は、公設公営。
- ・市民が自ら行う住民自治活動やNPO活動・ボランティア活動等の市民活動支援として情報収集、相談等を実施。
- ・住民自治活動支援では、地域のNPOやボランティア活動のノウハウを幅広く活かしていくことに留意。
- ・交流スペース、作業場、メールBOX等の機能あり。
- ・自治協議会とNPOなどの連携事例として、柘植地域まちづくり協議会や上野西部自治協議会などで、NPO、ボランティアが参加・参画した活動が展開されつつある。

当たり前のようにNPO・自治会・住民のネットワークを形成  
 (取組事例19 めいわ市民活動サポートセンター(多気郡明和町))

- ・住民の声を受け、平成14年に町との協働で設立。
- ・広報宣伝部、研修部、総務部、してしてする部(図表54参照)で構成
- ・公設民営。
- ・登録している市民団体は約40。
- ・自治会長や元自治会長が市民団体に参加しているケースがある
- ・センター通信を自治会長が全戸配付に協力。
- ・講座、研修に自治会長が参加することもあり、自治会が「してして会員」として「するする会員」に依頼することもある。

図表54 「するする会員してして会員」



市民レベルの助け合いを手助け

## (2) コミュニティビジネス

生産年齢の減少と高齢者の増加により今後、市町の主要な財源である住民税をはじめ、歳入の減少が見込まれています。このため、これまで行政が行ってきた事務事業を取りやめるか、コストを削減することが求められています。

また、一般に2007年問題といわれる団塊の世代の退職をどう地域でうけとめるかも大きな課題です。

団塊の世代が退職したのち、再就職を希望する方は多いが、地域にそれだけの受け皿がないと培われた技能や知識が社会で活用されなくなります。

地域でNPOや自治会役員として活動していただく途もありますが、地域のためにもなり、いきがいや収入にもつながるいわゆるコミュニティビジネスを地域ごとに進展させることが考えられます。コミュニティビジネスの多くは、これまで行政が取り込んできた仕事を、地域や住民でとり組むことになると想定されます。

コミュニティビジネスとは、地域の雇用を創出したり、地域の課題を解決したり、行政機能を代替するなど、地域の有償サービス提供事業の総称です。

図表55 地域サービスとコミュニティビジネスの主体のイメージ

	主体	現状（直営・委託）	内容例	今後の展開
既存の地域サービス	行政	直営	道路維持管理 窓口サービス	地域住民地域団体 企業への委託開始
		委託	公園管理 公民館管理	地域団体への委託 分野の拡大 指定管理者の指定
	地域の民間団体	直営	配食サービス、宅老所、 コミュニティバス等	業務拡大
	企業	直営	農林水産物の加工販売、 宅配サービス、不動産管理あっせん等	業務拡大
新たな地域サービス	企業	直営	新たなサービス	業務拡大
	地域住民・団体	直営	新たなサービス	業務拡大
	行政	委託	新たなサービス	委託範囲の拡大



コミュニティビジネスは新しい概念であり、  
新しい地域課題の解決のため、新たな事業を創出しようとする立場  
あらゆる地域課題を解決するための地域の雇用を拡大しようとする立場  
 のいずれかのスタンスに力点を置くかによって、その意味内容が変わっているのが現状と思われます。

この報告書では、住民主体の身近なまちづくりを進める観点から、地域の抱える課題全般の解決のため、行政の地域に関わる業務をより一層委託することも、地域の課題に関する新しい事業を創出し、地域の雇用を拡大することもコミュニティビジネスをとらえています。

この立場からは、コミュニティビジネスの具体例は、近隣清掃の代行、農地・山林の管理、冠婚葬祭の世話、墓地の管理・供養の代行、食堂、情報発信、道路・河川の清掃・除草などが考えられます。

地域に定住しようとしている定年退職者のみなさんに、地域で活動できる場をつくるのはいきがい対策として行政の役割と考えます。当面は、市町の業務で市民に委託できるものを洗い出すなど、収入を得ながら地域に貢献していただいたり、新しい地域課題に対応した創業への支援などに取り組むことが求められています。

図表56 コミュニティビジネス一覧

コ ミ ュ ニ テ ィ ビ ジ ネ ス	住民のニーズに 応える事業	各種団体、同好会等の事務局
		冠婚葬祭、地域清掃の代行
		日用品の販売（過疎地等）
		買い物、宅配サービス
		家事、食事サービス
		託児所、宅老所、学童保育の実施
		墓地の管理
		コミュニティバスの運行
	地域活性化事業	農林水産物の販売、加工
		交流施設（飲食店、収穫体験、民泊等）
		空き家、山林、農地の賃貸斡旋、管理
	行政サービス受託	窓口事務受託
		公民館、公園等の公共施設の管理受託
		福祉、育児、介護に関する行政サービスの受託
		道路、河川の維持管理受託（除草、清掃、修繕等）
各種行政調査等の受託		

## 9 身近なまちづくりのすすめ

誰でも、いつでも、どこからでも、身近なまちづくりは、始めることができます。

まずは、日常生活に気をつけたり、すぐに出来ることから積み上げ、あせることなく、地域について学習し、少し助走しながら、地域の実態に応じた身近なまちづくりの取組をイメージしましょう。

そして、地域の団体や住民が主体的に取り組み、必要により緩やかに連携した活動を実践し、活動を冷静に振り返り、新たな取組にチャレンジするという試行錯誤を繰り返しながら、身近なまちづくりを少しずつ実現していきましょう。

### (住民の意識と行動意欲)

まずは、地域を構成する住民と団体を冷静に見てみましょう。

住民のなかには、自治会や市民活動など、地域活動に熱心な人がいる一方、何も関心がない、活動はしたくないという多くの住民がいます。

自分たちの地域の、親睦活動や、参加意識、行動実態の現実を見きわめ、どのような意識・行動レベルの住民や団体に、どのように働きかけていくのかを、できるだけ、客観的に見きわめ、活動の気運醸成や参加呼びかけを行うことが必要です。

図表57 住民の意識行動レベルと行政の働きかけ・支援

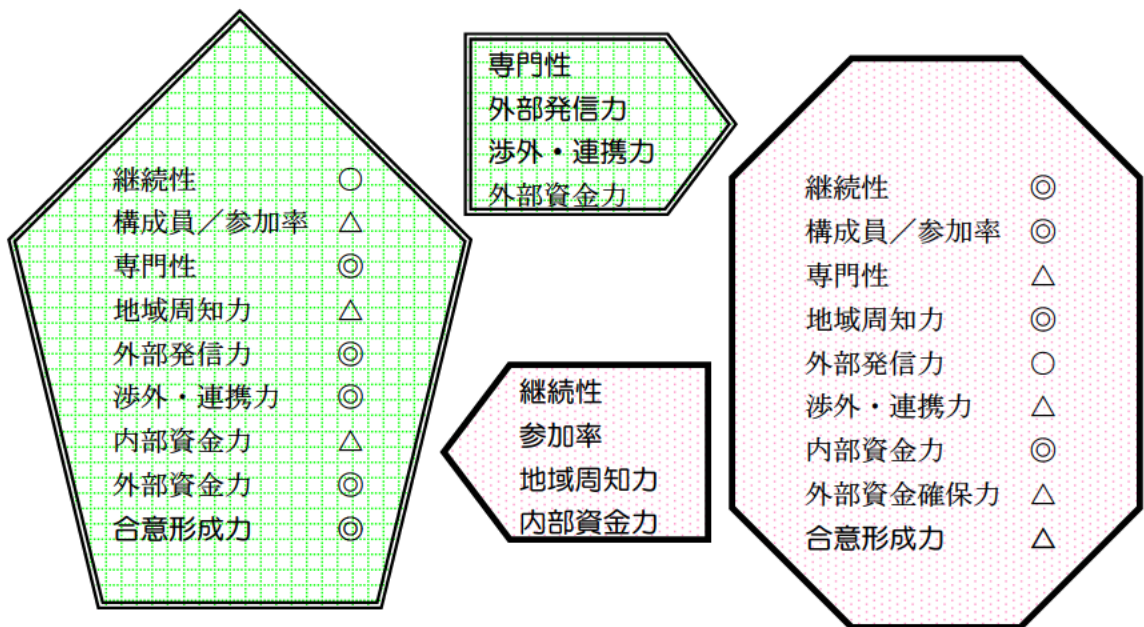
	親睦関係	関心	参加・行動	働きかけ・支援の内容
レベル1	ない	ない	参加したくない	面識・親睦関係の形成
レベル2	ない	ある		参加したい
レベル3	ある		具体的な参加方法紹介	
レベル4	ある		行動している	
レベル5		さらに活動を拡大したい	連携の場の提供	

(地域の団体の特性把握)

次に、地域に関係する団体の長所、短所、行動特性などを把握することも重要です。団体は、それぞれの目的に照らし、構成員の合意のもとで主体的に行動しているものですから、可能性がある一方、おのずと限界もあります。

同じ様な課題に協働して取り組める場合なども、連携する団体同士が互いの特性を活かし、欠点を補い合うという姿勢が重要と思われます。

図表 5 8 団体の特性把握



先にみたように、個人レベルでは、地域における豊かな人間関係が、地域社会や住民相互への信頼を生み、地域において社会貢献しようとする意欲を高めることが知られるようになってきました。

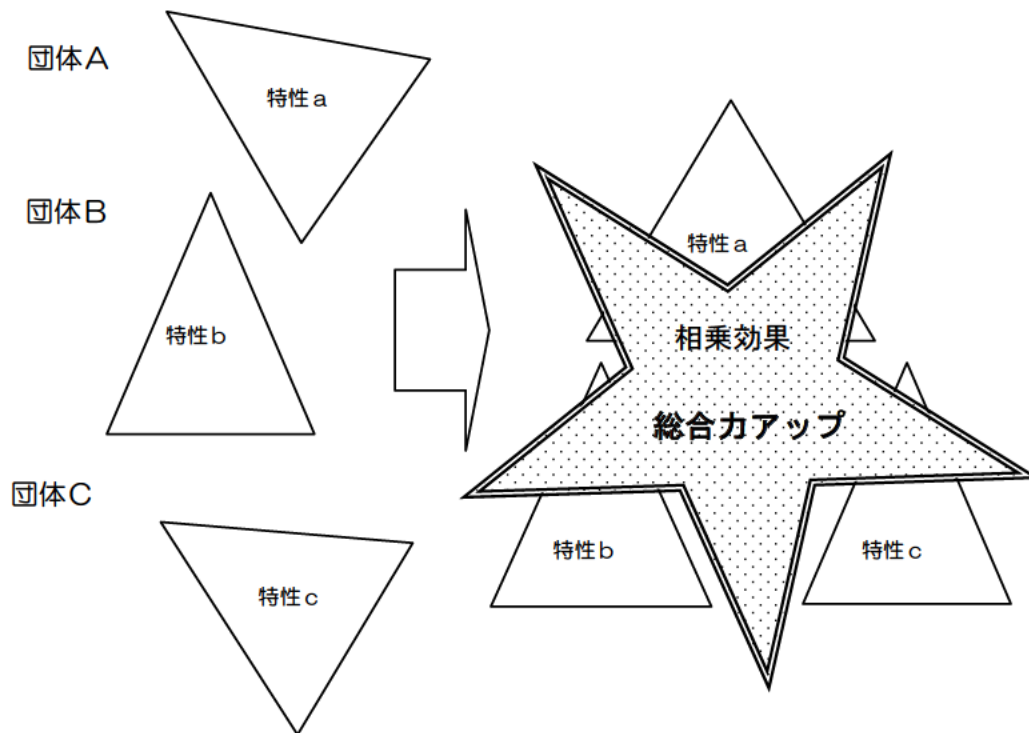
普段、近所づきあいは面倒との見方がありますが、地域の親睦活動が個人の内面に社会の一員としての自覚を高めさせることから、親睦活動を活性化していくことが求められます。あわせて、地域社会に関心をもち、社会貢献できる場や活動するグループを紹介することで、親睦活動と住民活動の好循環サイクルが繰り返され、全体として住民全体の地域社会活動が活性化すると思われます。

このことは、地域における団体の活動についても当てはまることです。

団体間の親睦活動は、信頼関係を生み、やがては自然な協力関係が生まれることと思われます。団体においても、目的や理屈とは別の団体関係者間の交流が連携の基本となると思われます。

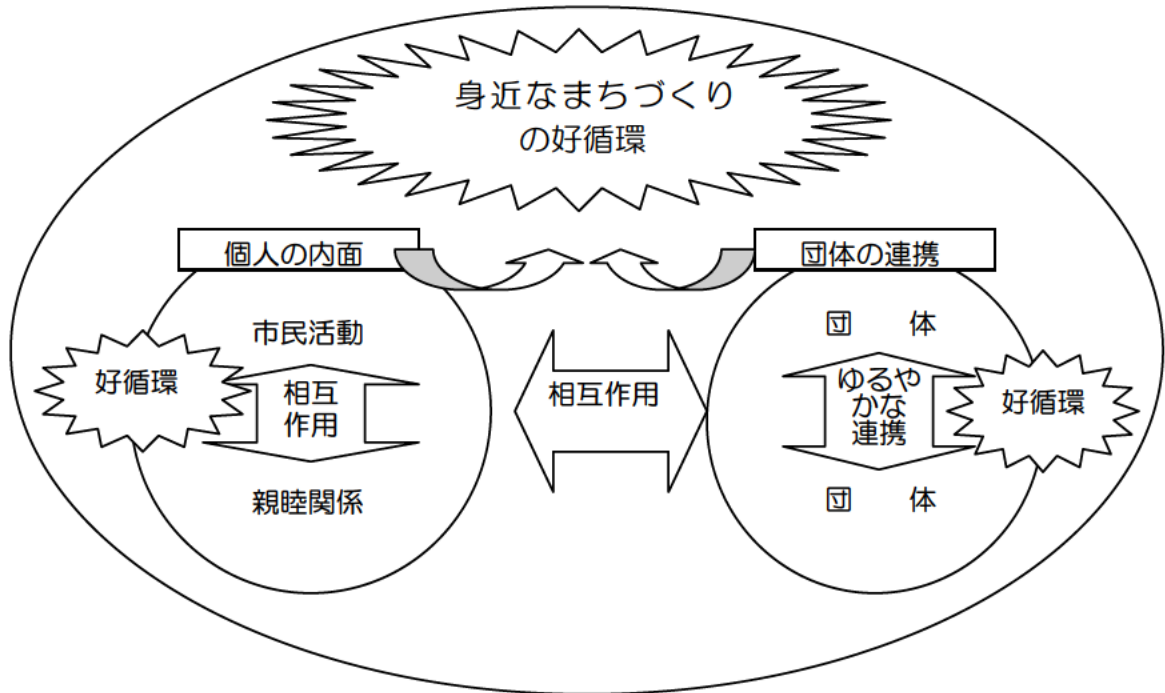
このように、多様な特性をもつ団体が互いに補い合う団体と目的達成のために一時的にゆるやかに連携する活動が広まれば、市民や団体の力を最大限に活用できることとなり、地域社会にとって、望ましいゆるやかな連携の好循環が自然発生的に展開していくこととなります。

図表 5 9 団体の連携による総合力の相乗効果

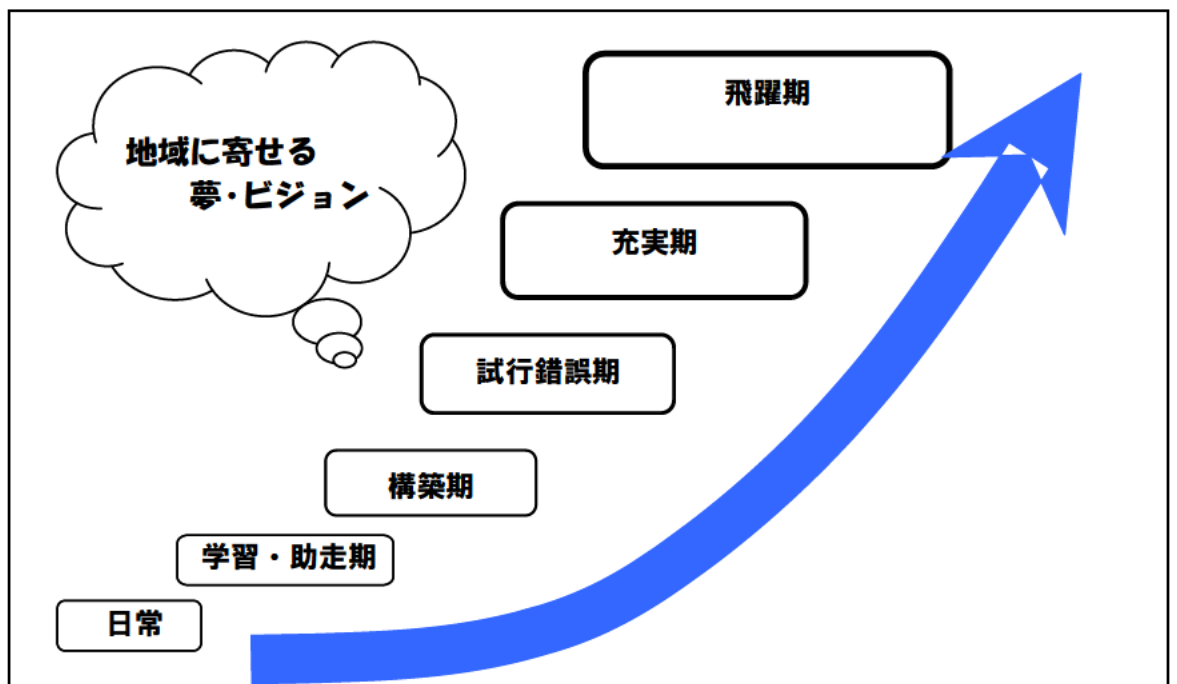


この住民個人の内面的な好循環と団体相互の好循環が日常化すれば、地域社会は、わたしたちの手で漸進的に住み良い快適な地域へと変貌していきます。

図表60 身近なまちづくりの好循環



図表61 身近なまちづくりのステップ

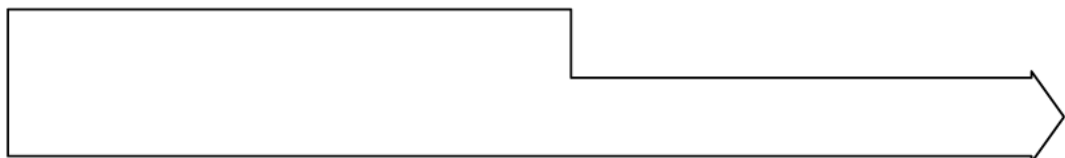


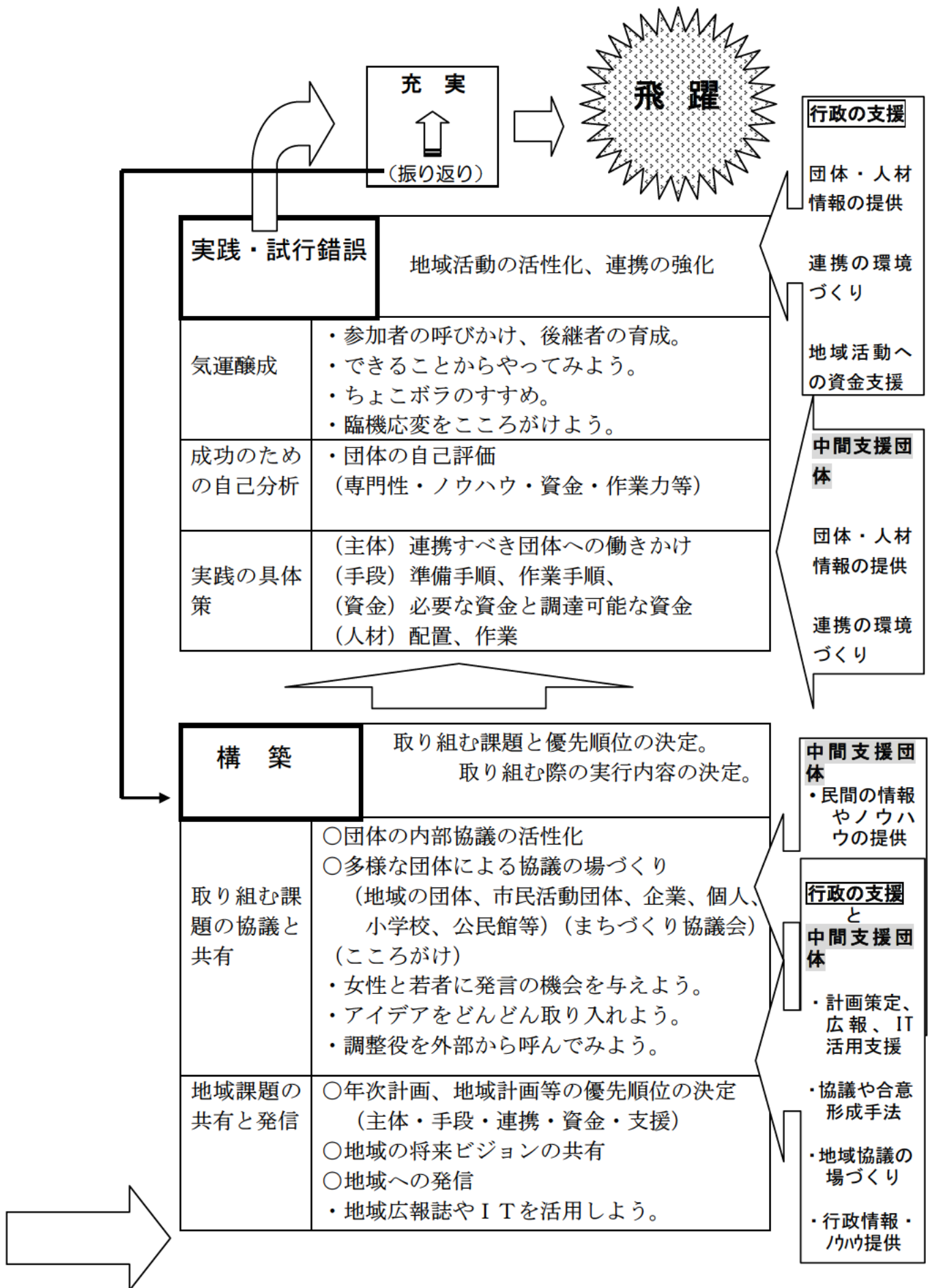
図表6-2 身近なまちづくりの戦略イメージ

<b>行政の支援</b> 住民への親睦活動促進 地域活動のメリット・楽しさ啓発	<b>日 常</b>	親睦と気づきが地域活動につながる。
	・親睦を図ろう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ                      ・会話</li> <li>・運動会、自主防災活動、地域清掃などの行事への参加</li> </ul>
	・まちを歩こう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険個所、通学路、一人住まいの高齢者、景色のいいところ、地域の文化、いろいろな地域の団体、公園、川、里山など。</li> </ul>
	・できることをしよう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目の前のゴミを拾う。      ・あいさつ</li> </ul>



<b>行政の支援</b> 将来予測の情報提供 地域団体の情報の提供 地域調査の支援	<b>学習・助走</b>	現状把握と将来予測から課題は見えてくる。
	地域の現状と将来予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の親睦関係と地域活動の現状</li> <li>○世帯構成の現状（一人暮らし高齢者、こども等）</li> <li>○人口・世帯数・高齢化の将来予測</li> </ul>
	団体・活動・人材等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の自治会、自主防災組織、老人会、子ども会、市民活動、学校の取組、行政活動等の現状</li> <li>○地域の防災、防犯、福祉、環境、文化等の活動の把握（主体と内容）</li> <li>○地域の専門知識や特技のある人</li> </ul>
	地域課題の抽出	<方法> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域団体の課題の列挙</li> <li>○問題点・課題のアンケート調査</li> <li>○まち歩き調査</li> <li>○地域のいいところ悪いところワークショップ</li> </ul> <内容> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の防災、防犯、福祉、環境、文化等</li> </ul>





## 10. アドバイザー・メンバーのおもい

アドバイザー 岩崎 恭典（四日市大学教授）

「町内会・自治会は風土の賜物」だと思っています。

地域社会のこれまでと今の有りようを反映して、大きさも、活動内容も様々だと、これまで、他県の実態調査に関わって感じていました。

ただ、このサポート会議は、調査によって「これまでと今の有りよう」を明らかにしたうえで、「今後」の課題を抽出し、「どうあるべきか」について検討したものです。

実は、過去の経緯もあって、「どうあるべきか」という視点から、実態を検討した調査はあまりありません。あくまでも、町内会・自治会は、住民の自発的な組織であるという建前があって、「あるべき姿」は、行政が提示すべきではないと考えられてきたからです。

今回、実際に町内会・自治会の代表の方に加わっていただいたからこそ、多様な町内会・自治会の「今」に、共通する課題がみえてきたと感じます。

その最大のものは、担い手不足でしょう。ある自治会長さんは、地域の無関心を嘆き、ある区長さんは、若者が参加しないことに苛立ちを隠しません。でも、「あるべき姿」からみると当然といってもいいのではないのでしょうか。

地域社会では、NPOやボランティア活動など、町内会・自治会以外にも、多くの団体が多様な関心に基づいて活動しています。そのなかで、町内会・自治会だけが、これまでと同様に、行政とのつながりを正統性の根拠として、依然として地域を包括する住民団体としての地位を占め、様々な仕事を広く、奉仕の精神で担うことは、「今後」の住民組織としては、実は、異質なのかもしれません。

とはいえ、三重県の町内会・自治会は、全国的にも珍しい全県組織を有する、伝統ある大きな団体です。だからこそ、少子高齢化の進む「今後」の地域社会では、町内会・自治会がまず音頭をとって、地域課題を皆で語り合う場を設け、様々な活動は、それぞれ興味のある人、やりたい人が行う場を設けていくべきなのではないのでしょうか。今の基礎自治体と似た仕組みです。そして、地域課題を解決する手法のなかには、必要があれば、無償ではなく、有償で行うべきものもあることを共通認識として持つことができれば、担い手不足はある程度解消できるのではないかと考えます。

講義では、学生に地元の町内会・自治会のレポートを書かせています。多くの学生にとって、町内会・自治会の実態を知る初めての機会となり、多くの場合、町内会・自治会の役員の方も、「若者が話を聴きにきた」と歓迎していただくようです。地域社会で音頭をとるためには、自治体と同様に、まず、組織の活動実態や課題を積極的に知らせること、つまり「広報」が最も重要なのではないのでしょうか。そして、「場」をつくること、これは、町内会・自治会だけができることのように思うのです。



メンバーのおもい	
秋永 正人	<p>「まち協(住民自治組織)」はむずかしいです。住民にも行政にも…。平成17年に、名張市の14の地域づくり委員会のうち、2つの委員会が解散しました。その理由は、まちづくりのおもいは100人いれば100通りあること。無関心層が多く、住民の参加が進まないこと。そして、自治会のような「住民代表性」を、「まち協」はまだ持ちえていないこと等です。</p> <p>2つの地域づくり委員会は、17年中に再立ち上げされましたが、関係者のご苦労は並大抵のものではありませんでした。</p> <p>「身近なまちづくり」のポイントは「人」です。人が主役である限りそこには必ず対立や失敗があります。だから「対立も失敗もある。失敗したらやり直せばいい」という覚悟が住民にも行政にも求められます。このハードルを越えて初めて、住民自治が身近なものになるのではないのでしょうか。</p>
上ノ坊 健二	<p>「紀北町」の新しいまちづくりを進める中で、まちづくりの主役である住民と行政のあり方等について色々な角度からしっかりと考えていくことは重要であると思ひ、会議のメンバーとして途中参加させていただきました。</p> <p>会議で特に思いましたことは、私が暮らす中山間・漁村地域の「紀北町」と他に参加しているメンバーの都市部の「各市」とは地域自治組織のあり方で随分と異なっている点です。そのことから最初は議論に参加しても正直ひとごとにししか思えなかったのですが、会議が進むにつれ、地域課題等は違ってもその町の状況に応じて暮らしの身近なところからこつこつと取組を進め、努力していかなければどの地域も真の活性化は厳しいのではないかと強く思うようになった次第です。</p>
河村 久志	<p>平成16年度より「まちづくり」に携わり、丸2年が経過しようとしております。その間「地域内分権システム研究会」に1年間と引き続き「身近なまちづくりサポート会議」に所属をさせていただき、大変有意義な時間をすごさせていただきました。</p> <p>兵庫県宝塚市への先進地視察をした際には、こんなことができるのかと目を見張りましたが、状況が見えてくると当たり前なんだと思うようになりました。そう思ったとき、自分のまち(市)もこんなに変えられるんだと、確信できるようになりました。</p> <p>松阪市が提唱している「地域マネジメント」の考え方も、間違っていないんだと確信できるまでに、自分自身変わることができました。</p> <p>この2年間の糧を最大限活用し、まちづくりに取り組んでいきたいと思ひます。</p>

<p>谷川 健</p>	<p>「身近なまちづくりサポート会議」に参加させていただき、名張市（14 地域）の中にも、各地域で温度差がありますが、三重県内では、色々なまちづくりがあり、各地域での特徴があります。皆さんと一緒に会議に参加させていただいて、「今後、どうあるべきか」について検討しました。</p> <p>名張でも、交流会で話題になるのは、担い手不足だと思う、又、世代間交流でも、お年寄りと、保育所の園児等の交流が出来ても、今後は、自治会・町内会の地域の活動に高校生・中学生との交流をしていくことが、担い手を養成することにつながると思います。</p> <p>「まちづくり」は「人づくり」であり、「人づくり」は、「気持ちづくり」であるように思う。</p> <p>今後、終わりが無いように思います。</p>
<p>田村 正</p>	<p>松阪市は、地域マネジメントシステムを提唱しており、自分たちの地域も住民自治組織を立ち上げて、地域でできることは地域でと思っていたところ、地域内分権システム研究会で宗像市自由ヶ丘の研修に参加して、まちづくり協議会の立ち上げについて、参考にさせていただきました。また、身近なまちづくりサポート会議では、現在、立ち上げたまちづくり協議会をこれからどんなふうに進めていけばよいかとと思っていたところ、なにか道すじが見えてきた感じがします。</p> <p>自治会のアンケートについても30%近い自治会長が協議会を設立に取り組みたいと思っていることがわかった。</p> <p>地方分権が進むなか、自治会が中心になって進めていけば分権型社会が見えてくるのではないかと考えています。</p>
<p>丹羽 弘一</p>	<p>市民は行政に注文は付けるが、自分たちから解決しようとの認識が薄いのではないか。このような状態にどっぷりと漬かった甘えは、もう許されない時代へと向かっている。</p> <p>地域住民と行政とが協働して地域の課題に対処出来る体制を構築していかなばならないし、自治会はその中心的役割を担わなければならない。</p> <p>しかし、多難なこの任務を担うことは、一朝一夕で出来るものではない。</p> <p>知識力の問題、人材の問題、体力の問題、必要な情報収集力の問題、 e t c . . .</p> <p>多くの課題を抱えているのは事実である。</p> <p>時期は迫ってきている。時代に即応した地域のまちづくりのため、最大の努力を尽くすのみである。</p>

前川 浩也	<p>伊賀市では、6市町村の合併協議の中で住民自治の確立として「身近なまちづくり」について検討し、伊賀市まちづくりプラン(新市建設計画)と伊賀市自治基本条例が制定されています。これらは、伊賀市の将来像と基本理念、住民自治のしくみなどを明示したものです。</p> <p>現在、伊賀市全域で住民自治協議会の設立や計画策定が進んでおりますが、まだまだ「今なぜ、身近なまちづくり」なのか、なぜ住民自治の確立なのかを行政と市民がともに考え、理解していく段階ではないかと考えています。</p> <p>今後は、この報告書を活用して、伊賀市の将来像に向けたまちづくりを進めていけるよう努力していこうと考えています。</p>
三井 かおり	<p>『身近なまちづくりサポート会議』への参加を通じて、行政が直接行ってきた事業をより効果的・効率的に実施するためにも、地域課題の解決策への取組を可能な限り住民の身近で住民の自己責任・自己決定のもと行うことは、よりよい自立した地域をつくることになると感じました。</p> <p>時代の変化に対応できる新しい住民自治のあり方としてのまちづくり・地域づくり協議会は、地域や住民にとって重要な役割を担う組織と思います。</p> <p>この会議で作成した報告書が、地域における住民自治の充実にもつながる組織をつくるための参考資料として活用され、行政も住民との役割分担も考えていけたらということをご希望します。</p>
山納 國男	<p>県内では、「身近なまちづくり」をすでに実行している地域、現在検討中の地域、そして、未検討の地域とさまざまであり、また、実施や検討している地域についてもその内容は、種々のケースがあります。</p> <p>地域での活動は、試行錯誤を繰り返しながら、少しずつ理解し充実していくことが求められますが、当然、それぞれの地域の特性や住民の意識には差異があるため、まずは先発の地域をスタートさせ、それらの実態や効用を周辺の地域に波及させる方法が、有効なのではないでしょうか。</p> <p>なにはともあれ、自分たちの地域の維持・発展のためには、地域住民がその気になって「知恵と汗」を出し、努力する者(地域)が報われる社会を構築したいものであります。</p>



## 参考資料

### 三重県身近なまちづくりサポート会議

#### 「自治会等の住民自治組織に関するアンケート調査結果（概要）」

##### 1 調査の概要

目的 自治会等(\*1)の現状と課題を把握し、今後の身近なまちづくりのあり方や取組方法を検討する基礎資料とする。

(\*1)「市町村内の一定区域の全世帯加入を基本原則とする自治会、区等の地縁にもとづく住民自治組織（以下、自治会と表記。）」

実施主体 三重県身近なまちづくりサポート会議  
（自治会長、まちづくり団体の関係者、市町村職員 計10名で構成）  
（事務局 三重県地域振興部 地方分権室）

調査地区  
鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、海山町（現「紀北町」）

調査対象 調査票を送付した自治会会長等535名中、420名から回答

実施期間 平成17年9月1日～平成17年9月30日

##### 2 アンケート結果の概要

###### （1）自治会の代表者

性別	「男性」	99%	
	「女性」	1%	（4人）
年齢	平均	66才	
経験年数	平均	4.4年	
		「1～3年未満」	33%
		「1年未満」	30%
		「10～20年未満」	10%
		「20年以上」	4%

役職の兼職 平均4.0職

最高 12 職兼職（但し、アンケート項目の職に限る）

兼職している役職	「自主防災組織役員」	7.1%
	「連合自治会役員」	4.7%
	「社会福祉協議会役員」	4.2%
	「防犯協会役員」	3.5%

## （２）自治会

加入世帯数	平均 159 世帯	
加入率	平均 96% 加入。	
発足時期	「昭和 30 年代か、それ以前」	6.3%
	「昭和 40～50 年代」	1.4%
住民構成	「多世代住民がほとんど」	6.7%
	「多世代住民と新しい住民が同じくらい」	1.5%
	「新しい住民がほとんど」	1.3%

## （３）自治会が現在行っている活動

自治会一つあたりの行っている平均活動数は、1.4 活動。

「住民相互の連絡」	9.4%
「広報誌の配布」	9.0%
「街路灯の整備修繕」	8.4%
「道路等の除草」	7.7%
「祭り・伝統行事」「募金」	7.5%

## （４）自治会が今後行いたい活動（行いたいと回答があった 207 名中の割合）

自治会一つあたりの行いたい平均活動数は、4 活動。

「防災活動」	3.8%
「防犯活動」	3.2%
「景観形成・緑化」	2.9%
「ホームページの開設」	2.6%
「自治会広報発行」	2.4%

## （５）自治会の財政状況（収入の割合）

「会員からの会費」	7.7%
「行政の助成金」	8%
「行政の委託」	6%

## （６）運営上の困りごと

「役職者のなり手が無い」	64%
「少子高齢化により活動に支障が生じている」	57%
「予算が少ない」	33%
「住民の関心がない」	32%
「外国人居住者とのコミュニケーション」	9%

(7) 自治会における課題の解決や改善で必要なこと

「住民が役員任せにしないこと」	62%
「地域住民が地域や地域の課題に関心を持つこと」	59%
「ふだんのつきあい」	58%
「若い世代の参加を働きかけること」	58%

(8) 地域住民組織の活動区域

- 「主に自治会単位に設置」 自主防災組織、老人会、こども会。
- 「主に連合自治会単位に設置」 青少年育成会議、地区体育振興会、文化体育会、婦人会は、団体そのものが無い地域が37%

(9) 地域住民組織（防災組織、老人会等）と自治会との連携

「自治会役員との兼職が多く、結果的に連携している」	34%
「自治会・連合会が中心となって活発な連携がある」	30%
「自治会・連合会とは違う組織が中心となって活発な連携がある」	12%

(10) 自治会区域内の NPO やボランティアグループの有無

「ある」	27%
「ない」	52%
「わからない」	17%

NPO やボランティアグループがある自治会(112 団体)と団体との連携

「取り組みによっては連携している」	50%
「自治会の役員が NPO の役員を兼ねている」	22%
「全面的に連携している」	14%

(11) まちづくり協議会（自治会、地域住民組織や NPO 等の協議会）の設置意向

鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、海山町の5市町の設置意向  
(伊賀市、名張市では、条例等により全地域に設置されている)

「既に設置している」	18%
「自治会等が中心になってまちづくり協議会の設立に取り組みたい」	27%
「まちづくり協議会の設立についてはこれから検討したい」	21%
「自治会や他の既存組織が連携していけばいいので特に必要ない」	19%

自治会長経験が5年以上から経験年数が長くなるほど、設置意向は低い。  
多世代住民と新しい住民が同じくらいの地域は、設置意向が高い。  
自治会加入率が高いほど、まちづくり協議会の設置意向は高い。

## (12) 自治会の運営、活動の課題や不安についてのまとめ

### [ 地域の少子高齢化 ]

若い世代の移住、子ども数の減少等により、地域の高齢化が急速に進展し、一人暮らし高齢者が増加、ほとんど高齢者という地域もある。

### [ 住民意識と自治会活動の衰退 ]

住民の関心は低く、除草等の出合作業の継続はもちろん、存続危機の状態である。  
アパート等の一人暮らしの方が入会してもらいにくい。

### [ 自治会活動の課題 ]

子ども、若い世代が少なく、祭りなどが維持できない。  
高齢化により自治会会費の維持や増額が難しい。  
一部のメンバーが人の意見を聞かず、独断してしまう。  
年齢や居住地[農村と住宅団地]による考え方の違いから、合意形成が難しい。  
世帯・住民情報が、市町村から入手できなくなり、活動に支障が出ている。

### [ 自治会役員の課題 ]

定年後も再就職する方が多く、後継者探しは困難な状況である。  
役員の仕事は平日中心のため、現役世代の役員は時間を取ることが難しい。

### [ 自治会の地域課題 ]

自主防災、交通安全、粗大ゴミ、除草、農地荒廃、伝統文化継承等。

### [ 行政・まちづくり協議会との関係 ]



行政との関係が薄くなりつつある。  
自治会が行政から仕事を受けすぎている。  
まちづくり協議会と自治会・区との関係の明確化が必要である。

### ( 1 3 ) 行政への期待、希望

#### [ 自治会への財政的支援 ]

行政からの財政的支援が必要であり、住民の経費的な負担は軽減してほしい。

#### [ 自治会への組織的支援 ]

地域担当職員の設置、相談窓口の設置、勉強会の開催、行政からの積極的な情報提供など、主体的な自治会活動が活性化するように支援に取り組んでほしい。

役員の負担は大きいため、手当を増額してほしい。

#### [ 住民との関係 ]

自主防災、一人暮らし高齢者対策のため世帯情報が入手できるようにしてほしい。

住民が自治意識を持つよう意識改革に取り組んでほしい。

#### [ 自治会への依頼事項 ]

依頼事項が多すぎて主体的な活動を阻害している。

広報・チラシの配布、募金活動など、その見直しが必要である。

地域に関係深い、公園管理、除草などは、地域への有償委託を進めてほしい。

#### [ 自治会の要望 ]

自治会の要望には誠実に組織として対応し、明確かつ迅速に回答してほしい。

#### [ 各自治会の地域課題 ]

自主防災、防犯、交通安全、ゴミ問題、道路管理など。

#### [ 行政と職員の意識改革 ]

自治会に関心を持ち、実態の把握に努めてほしい。

職員は、積極的に自治会活動や地域の課題解決に取り組んでほしい。

#### [ 政策全般に関する要望 ]

少子高齢化、防災、景観・ゴミ、農業、道路整備管理、教育文化、雇用確保等。

「市民活動団体・ボランティア団体」に対する「自治会等の地縁団体」

## との関係に関するアンケート調査結果（概要）」

### 1 調査の概要

目的 市民活動団体・ボランティア団体の自治会等(\*1)の地縁団体との連携の現状と意向について調査し、身近なまちづくりを進める基礎資料とする。

(\*1)「市町村内の一定区域の全世帯加入を基本原則とする自治会、区等の地縁にもとづく住民自治組織（以下、自治会と表記。）」

実施主体 三重県身近なまちづくりサポート会議

調査地区 鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、海山町（現「紀北町」）

調査対象 保健・医療・福祉、環境保全、こどもの健全育成、学術・文化、まちづくりの分野を中心とするNPO法人及び法人格のない団体。

回答 調査票を送付した団体の代表143名中、77名から回答（54%）

実施期間 平成18年1月13日～平成18年1月31日

### 2 アンケート結果の概要

#### (1) 回答団体

保健・医療・福祉	30%	
まちづくり	18%	
学術・文化・芸術・スポーツ	13%	
環境保全	11%	
こどもの健全育成	10%	ほか

#### (2) 団体の活動範囲

単独または複数の自治会	9%
連合自治会	3%
小学校区	3%
中学校区	4%
市町	49%
複数の市町	22%
県	8%
国	2%

#### (3) 団体発足のきっかけ

自治会・小学校区・中学校区などの身近な地域の課題	18%
同一市町内の課題	28%
同一市町を越えた課題	25%
県・国・世界を範囲とする課題	13%

#### (4) 団体代表者の自治会役員経験

現自治会役員である	9%
元自治会役員である	19%
自治会役員経験なし	65%

(5) 団体と自治会の連携の現状

日常的に企画・活動をともにしている	8%
年に5回以上ともに活動したり依頼したりしている	5%
年に1～4回ともに活動したり依頼したりしている	27%
まったく連携がない	60%

(6) 団体と老人会、子ども会、自主防災組織等の地縁団体との連携の現状

日常的に企画・活動をともにしている	4%
年に5回以上ともに活動したり依頼したりしている	7%
年に1～4回ともに活動したり依頼したりしている	35%
まったく連携がない	53%

(7) 団体と自治会等の地縁組織との連携についての考え方

連携すると団体の活動は大いに進展する	29%
連携すると団体の活動は有る程度進展する	53%
連携しても団体の活動進展にあまりつながらない	13%
連携しても団体の活動進展に全くつながらない	4%

(8) まちづくり協議会の有無

団体活動区域の有無	ある	44%
	なし	16%
	わからない	39%

(9) 住民とまちづくり協議会との連携の現状

「自治会・連合会が中心となって活発な連携がある」	30%
「自治会・連合会とは違う組織が中心となって活発な連携がある」	12%

問1 会長様ご自身について、該当する番号に一つだけ 印を付けてください。

- (1) 性別
1. 男性
  2. 女性
- (2) 年齢
1. 80才代以上
  2. 70才代
  3. 60才代
  4. 50才代
  5. 40才代
  6. 40才未満
- (3) 会長経験年数
1. 1年未満
  2. 1～3年未満
  3. 3～5年未満
  4. 5～10年未満
  5. 10～20年未満
  6. 20年以上
- (4) 選任方法
1. 投票選挙
  2. 互選
  3. 持ち回り制
  4. その他 ( )

問2 自治会等の加入者について、該当する番号に一つだけ 印を付けてください。

- (1) 加入単位
1. 世帯
  2. 世帯又は個人
- (2) 加入世帯数
1. 50世帯未満
  2. 50世帯以上100世帯未満
  3. 100世帯以上200世帯未満
  4. 200世帯以上300世帯未満
  5. 300世帯以上500世帯未満
  6. 500世帯以上
- (3) 加入率(地域の世帯数に対する加入者世帯の割合)

1. 全戸加入
2. 90%くらい
3. 70%から90%くらい
4. 50%から70%くらい
5. 30%から50%くらい
6. 30%未満

(4) ここ10年あまりにおける加入世帯の変化

1. 大きく増加
2. 少し増加
3. ほぼ同じ
4. 少し減少
5. 大きく減少

問3 自治会等の発足時期について、該当する番号に一つだけ 印を付けてください。

1. 昭和30年代か、それ以前
2. 昭和40年代から昭和50年代
3. 昭和60年以降
4. わからない

問4 自治会等のある地域の特色として、最も近い番号に一つだけ 印を付けてください。

1. 住宅地域
2. マンション、アパート地域
3. 住宅と商店、事務所の混在地域
4. 住宅と工場の混在地域
5. 農林業地域
6. 漁業地域
7. その他 ( )

問5 2世代以上にわたって住んでいる住民(多世代住民)と新しく住み始めた住民の割合について、該当する番号に一つだけ 印を付けてください。

1. 多世代住民がほとんど
2. 新しい住民がほとんど
3. 多世代住民と新しい住民が同じくらい

問6 自治会長様は、地域の多くの役職を兼職され、ご多忙と伺っています。



取組みたい活動について、該当するすべての活動の欄に 印を付けてください。

活動項目	現在、行っている活動	今後、行いたい活動
1. 住民相互の連絡（回覧版等）		
2. 広報誌配布		
3. 近隣の清掃活動		
4. 道路、公園の除草・管理		
5. 街路灯の整備修繕		
6. 防火活動		
7. 交通安全活動		
8. 防災活動		
9. 防犯活動		
10. 景観形成、緑化		
11. 廃品回収		
12. 独居老人訪問		
13. 敬老会		
14. 盆踊り、祭り、伝統行事等		
15. 文化教養講座		
16. 神社祭礼		
17. 慶弔行事		
18. 親睦（旅行・宴会）		
19. スポーツレクリエーション		
20. 学校教育への参加		
21. 地域の計画づくり		
22. 自治会独自の広報発行		
23. ホームページ開設		
24. 主要課題のアンケート調査		
25. 募金		
26. 行政・議会への要望		
27. その他（ ）		
（ ）		
（ ）		
（ ）		
（ ）		

問9 自治会等で行政からの有償・無償の依頼事項にはどのようなものがありますか。

該当するすべての項目の番号に 印を付け、それが有償か、無償かについても 印をつけてください。(自治会長さんが個人、行政協力員、連絡員等として行っていることは除きます。)

1. 広報紙の配付 ( 有償 ・ 無償 ・ わからない )
2. チラシ、お知らせの配付、回覧 ( 有償 ・ 無償 ・ わからない )
3. 公民館等の管理 ( 有償 ・ 無償 ・ わからない )
4. 近隣公園の維持管理 ( 有償 ・ 無償 ・ わからない )
5. 道路・河川の除草 ( 有償 ・ 無償 ・ わからない )
6. 会議への参加要請 ( 有償 ・ 無償 ・ わからない )
7. 募金・寄付 ( 有償 ・ 無償 ・ わからない )
8. その他 ( )

問 1 0 公共的な団体(学校、医師会、商工会議所等)からの有償・無償の依頼事項にはどのようなものがありますか。 該当するすべての項目に 印を記入ください。

1. チラシ、お知らせの配付、回覧
2. 会議への参加要請
3. 募金・寄付
4. 工事等の自治会会員への周知
5. その他 ( )

問 1 1 自治会等の財政状況について、全体からみたおおよその割合(約10%等)を記入ください。

- |                 |     |    |
|-----------------|-----|----|
| 1. 会員からの会費      | ( 約 | %) |
| 2. 行政からの助成金、補助金 | ( 約 | %) |
| 3. 行政からの委託事業    | ( 約 | %) |
| 4. 財産収入         | ( 約 | %) |
| 5. 寄付金等         | ( 約 | %) |
| 6. その他 ( )      | ( 約 | %) |
| ( )             | ( 約 | %) |

問 1 2 運営上の困りごとについて、該当するすべての項目の番号に 印を付けてくださ



い。

1. 少子高齢化により活動に支障が生じている。
2. 住民の関心がない。
3. 役職者のなり手がない。
4. 内部の意見対立の調整が難しい。
5. プライバシー保護から、会員の世帯構成がわからない。
6. 予算が少ない。
7. 転入者の自治会への加入がすすまない。
8. 集会や活動する場所がない。
9. 外国人居住者とのコミュニケーションがうまくいかない。
10. 会の活動区域を越える課題があっても、他の地域との連携が弱い。
11. 取り組みたいことがあるが、ノウハウがなくて困っている。
12. 困っていない
13. その他

問 1 3 課題解決や運営の改善に必要なことについて、該当する項目のすべての番号に印を付けてください。

1. ふだんのつきあい
2. 活動や趣味のグループづくり
3. 祭りや行事の実施と参加働きかけ
4. 地域住民が地域や地域の課題に関心をもつこと
5. 住民が役員任せにしないこと
6. 会の情報を提供、共有すること
7. 会の意思決定など、組織の運営を工夫すること
8. リーダーを育成すること
9. 若い世代の参加を働きかけること
10. 小規模自治会等の再編成
11. その他

問 1 4 次の住民組織は、自治会、連合自治会、小学校区、中学校区のいずれの区域を活

動範囲としていますか。該当する設置区域の番号に 印を付けてください。

団 体 名	設 置 区 域			
こども会	1.自治会等 5.中学校区	2. 複数の自治会 6.その他( )	3.連合自治会	4.小学校区 8.わからない
婦人会	1.自治会等 5.中学校区	2. 複数の自治会 6.その他( )	3.連合自治会	4.小学校区 8.わからない
老人会	1.自治会等 5.中学校区	2. 複数の自治会 6.その他( )	3.連合自治会	4.小学校区 8.わからない
自主防災組織	1.自治会等 5.中学校区	2. 複数の自治会 6.その他( )	3.連合自治会	4.小学校区 8.わからない
青少年育成会議	1.自治会等 5.中学校区	2. 複数の自治会 6.その他( )	3.連合自治会	4.小学校区 8.わからない
地区体育振興会 (地区体育協会)	1.自治会等 5.中学校区	2. 複数の自治会 6.その他( )	3.連合自治会	4.小学校区 8.わからない
文化体育会(総合 型地域スポーツク ラブ・TOTO 創設支 援団体)	1.自治会等 5.中学校区	2. 複数の自治会 6.その他( )	3.連合自治会	4.小学校区 8.わからない

問 1 5 問 1 4 の各住民組織や民生委員、青少年育成会議のメンバー、交通安全協会のメンバーと自治会の連携はどのような状況ですか。該当する番号に一つだけ 印を付けてください。

1. 自治会役員との兼職が多く、結果的に連携している。
2. 自治会・自治会連合会が中心となって、活発な連携がある。
3. 自治会・自治会連合会とは違う組織が中心となって、活発な連携がある。  
(組織の名称: )
4. ほとんど連携がない。
5. まったく連携がない。

問 1 6 自治会等とNPOやボランティアグループとの連携について、該当する番号に一

つだけ 印を付けてください。

( 1 ) 自治会の区域と密接に関係する地域で活動するNPOやボランティアグループがありますか。

1. ある
2. ない
3. わからない

( 2 ) ( 1 )で「ある」とお答えいただいた場合、連携の状況はどうですか。

1. 自治会の役員がNPOの役員を兼ねていて、結果的に連携している。
2. 全面的に連携している。
3. 取組によっては、連携している。
4. 連携していない。

問17 小学校区、中学校区などの区域で、自治会、老人会、婦人会、子供会、民生児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、NPOなどが参加する「まちづくり協議会」等の新たな組織を設立する動きがありますが、どのようにお考えですか。考えに最も近い番号に一つだけ 印を付けてください。

1. 既に設置している。
2. 自治会や他の既存組織が連携していけばいいので、特に必要ない。
3. まちづくり協議会の設立については、これから検討したい。
4. 自治会や自治会連合会が中心になって、まちづくり協議会設立にとりくみたい。
5. わからない
6. その他( )

問18 自治会の運営、活動の課題や不安に思うことがございましたら、ご記入ください。

問19 今後の活動で、行政に期待、希望することがあれば、ご記入ください。

「市民活動団体・ボランティア団体」における

「自治会等の地縁団体」との関係に関するアンケート用紙

問1 貴団体の活動の本拠地に 印をおつけください。

鈴鹿市            津市            松阪市            伊勢市  
伊賀市            名張市            紀北町            その他（            ）

問2 貴団体は、特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人ですか。いずれかに印をおつけください。

はい  
いいえ

問3 団体の主な活動内容について、該当項目に一つだけ 印をおつけください。

保健・医療・福祉            社会教育            まちづくり  
学術・文化・芸術・スポーツ            環境保全  
災害救援活動            地域安全活動            人権擁護・平和推進  
国際協力            男女共同参画推進            子どもの健全育成  
情報化社会            科学技術            経済活動活性化  
職業能力開発・雇用機会拡充            消費者保護            NPO支援  
その他（            ）

問4 団体の活動区域について、該当項目に一つだけ 印をおつけください。

単独または複数の自治会  
連合自治会  
小学校区  
中学校区  
市町  
複数の市町  
県  
国

問5 団体の発足のきっかけについて、該当項目に一つだけ 印をおつけください。

自治会、小学校区、中学校区などの身近な地域の課題がきっかけ  
同一市町村内の課題がきっかけ  
同一市町村を越えた課題がきっかけ  
県、国、世界を範囲とする課題がきっかけ  
その他（            ）

問6 団体代表者の方の自治会役員（会長、副会長、会計）経験にいて、該当

項目に一つだけ 印をおつけください。

現自治会役員である。

元自治会役員である。

自治会役員の経験はない。

問7 団体と自治会との連携の現状について、該当項目に一つだけ 印をおつけください。

日常的に企画、活動をともにしている。

年に5回以上、ともに活動したり、依頼したり、されたりする。

年に1～4回、ともに活動したり、依頼したり、されたりする。

まったく連携がない。

問8 団体と老人会、子供会、自主防災組織等の地縁団体（自治会を除く）との連携の現状について、該当する項目に一つだけ 印をおつけください。

日常的に企画、活動をともにしている。

年に5回以上、ともに活動したり、依頼したり、されたりする。

年に1～4回、ともに活動したり、依頼したり、されたりする。

まったく連携がない。

問9 団体の自治会等の地縁組織との連携についての考え方について、該当項目に一つだけ 印をおつけください。

連携すると、団体の活動は大いに進展する。

連携すると、団体の活動が有る程度進展する。

連携しても、団体の活動進展にはあまりつながらない。

連携しても、団体の活動進展には全くつながらない。

問10 団体の活動する小学校区、連合自治会等の区域で、多様な団体が参加するまちづくり協議会がありますか。該当項目に一つだけ 印をおつけください。

ある

ない

わからない。

問11 問10で「ある」とお答えになった方にうかがいます。団体とまちづくり協議会と

の連携の現状について、該当項目に一つだけ 印をおつけください。

構成員として参加している。

構成員ではないが、年に5回以上、ともに行動したり、依頼したり、されたりする。

構成員ではないが、年に1～4回、ともに行動したり、依頼したり、されたりする。

まったく連携がない。

問12 市民活動・ボランティア活動と自治会との連携など、身近なまちづくりに  
ついて、ご意見があれば、ご記入ください。

(目的)

第1条 この会議は、身近なまちづくりを充実する手法を研究するとともに、住民や市町村が取り組むうえで必要となる仕組や取組手法に関する情報を提供するなど、地域に応じた支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「身近なまちづくり」とは、市町村よりも小さい身近な地域(小中学校区等)において、住民が自主的かつ主体的に地域課題の解決に向けて決定し実行する仕組みづくりやその諸活動、及び市町村が地域特性をいかし、住民と協働しながら市町村よりも小さい地域(合併前の市町村単位等)において行う仕組みづくりやその諸活動をいう。

(活動内容)

第3条 この会議では、次の事業を行うものとする。

- (1) 身近なまちづくりの手法に関する研究
- (2) 身近なまちづくりに関する情報提供
- (3) 身近なまちづくりに関する気運の醸成
- (4) その他本会議の目的に資する活動

(会員)

第4条 会議は、目的に賛同し、主体的に参加する別表1の会員により構成する。

(会議の運営)

第5条 会議を円滑に運営するため、会員の互選により議長並びに副議長を置くものとし、任期は、平成18年3月31日までとする。

- 2 議長は、会議を招集し、その議事を進行する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長不在の場合は、議長を代理する。
- 4 会議は、「三重県審議会等の公開に関する指針(平成11年12月24日制定)に基づき、公開する。

(アドバイザー)

第6条 会議には、会員の合意により、アドバイザーを置くものとする。

(報告者等)

第7条 議長は、必要により、会員、アドバイザー以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、三重県地域振興部地方分権室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成17年7月21日から施行し、平成18年3月31日にその効力を失う。

身近なまちづくりサポート会議報告書

## 身近なまちづくり実践マニュアル

～三重の住民自治実現に向けた地域からのメッセージ～

---

発 行 平成18年3月

身近なまちづくりサポート会議

(事務局) 三重県地域振興部地方分権室

514 - 8570

三重県津市広明町13番地

電話 059 - 224 - 2394

f a x 059 - 224 - 2219

---